

令和4年3月定例会

横芝光町議会会議録

令和4年	3月4日	開会
令和4年	3月15日	閉会

横芝光町議会

令和 4 年 3 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 4 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第 1 号ないし議案第 38 号の上程、説明	8
会議時間の延長について	77
一般質問	77
秋 鹿 幹 夫 君	77
休会の件	90
散会の宣告	91

第 2 号 (3 月 10 日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
一般質問	95

印 東 彦 治 君	95
宮 菌 博 香 君	102
川 島 富士子 君	121
森 川 貴 恵 君	139
山 崎 義 貞 君	157
休会の件	171
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に反対する共同声明	172
散会の宣告	172

第 3 号 （3月15日）

議事日程	173
本日の会議に付した事件	175
出席議員	176
欠席議員	176
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	176
職務のため出席した者の職氏名	176
開議の宣告	177
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	179
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	179
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	180
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	182
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	183
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	185
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	186
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	189
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	191

議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）	193
議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）	195
議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）	195
議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）	197
議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）	199
議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）	232
議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）	235
議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）	239
議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）	241
議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）	241
議案第 2 6 号審議（質疑・討論・採決）	242
議案第 2 7 号審議（質疑・討論・採決）	246
議案第 2 8 号審議（質疑・討論・採決）	246
議案第 2 9 号審議（質疑・討論・採決）	246
議案第 3 0 号審議（質疑・討論・採決）	247
議案第 3 1 号審議（質疑・討論・採決）	247
議案第 3 2 号審議（質疑・討論・採決）	248
議案第 3 3 号審議（質疑・討論・採決）	248
議案第 3 4 号審議（質疑・討論・採決）	249
議案第 3 5 号審議（質疑・討論・採決）	249
議案第 3 6 号審議（質疑・討論・採決）	250
議案第 3 7 号審議（質疑・討論・採決）	250
議案第 3 8 号審議（質疑・討論・採決）	251
閉会の宣告	251
署名議員	253

3 月 定 例 会

(第 1 号)

令和4年3月横芝光町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月4日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第38号について（町長施政方針、提案理由説明）
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	小 倉 弘 業 君	3 番	印 東 彦 治 君
4 番	秋 鹿 幹 夫 君	5 番	宮 蘭 博 香 君
6 番	山 崎 義 貞 君	7 番	越 川 一 雄 君
8 番	庄 内 賢 一 君	9 番	鈴 木 和 彦 君
10 番	鈴 木 輝 男 君	11 番	川 島 仁 君
12 番	川 島 富 士 子 君	13 番	鈴 木 克 征 君
14 番	鈴 木 唯 夫 君	15 番	八 角 健 一 君
16 番	川 島 勝 美 君		

欠席議員（1名）

2 番 森 川 貴 恵 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 晴彦 君	副 町 長	山田 智志 君
総務課 長	川島 敏彦 君	企画空港課 長	平山 貴之 君
財政課 長	椎名 雄一 君	環境防災課 長	北田 勝也 君
税務課 長	鈴木 正広 君	住民課 長	川嶋 修 君
産業課 長	及川 雅一 君	都市建設課 長	若梅 吉伸 君
福祉課 長	向後 和彦 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	萩原 浩己 君
食肉センター 長	佐久間 真一 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	越川 直樹 君
会計管理者	大木 敏江 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	押尾 良晴 君
教育課 長	椎名 淳 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	霞 澄人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 齋 藤 美 紀

◎開会の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

森川貴恵議員から、所用のため欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年3月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

13番議員 鈴木 克 征 議員

4番議員 秋 鹿 幹 夫 議員

を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月16日までの13日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月16日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月3日に開催された令和4年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会について、鈴木和彦議員。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） 改めて、おはようございます。

去る2月3日に開催された令和4年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、職員給与の改定を行うため、地方自治法179条第1項の規定により、令和3年12月1日に専決した職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるため提案されたものであります。

議案第2号は、令和3年度山武市環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,994万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,917万円とすべく提案されたものであります。

議案第3号は、令和4年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億7,300万円と定めるべく提案されたものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和4年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、2月14日に開催された令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月14日に開催されました令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案9件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要したことから専決処分したものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、個人情報の保護に関する法律の改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、用語の定義に係る所要の規定の整備を行うためのものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、令和4年度及び令和5年度の保険料率を据え置くとともに、令和4年度以後に係る保険料の賦課限度額を改正するためのものであります。

議案第5号は、千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定についてでありまして、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため定める第四次広域計画について、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

議案第6号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,018万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,127万3,000円とするものであります。

議案第7号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）で

ありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,453万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,062億9,124万2,000円とするものであります。

議案第8号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,384万1,000円とするものであります。

議案第9号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,144億9,581万2,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、2月14日に開催された令和4年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会について、宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 改めまして、おはようございます。

去る2月14日に開催されました、令和4年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、3議案であります。

議案第1号は、令和3年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の収入では、営業収益で1億3,225万5,000円、営業外収益で7,494万2,000円の増額と、退職給付引当金戻入などの特別利益で59万8,000円の減額により、水道事業収益を2億659万9,000円増額するものです。

支出では、営業費用における委託料の減額などにより、水道事業費用で15万1,000円を減額するものです。

資本的収入及び支出の収入では、工事請負費の増額などにより、資本的収入で849万6,000円を増額するものです。

支出では、建設改良費の契約額が確定したことなどにより、資本的支出で1億1,572万4,000円を減額するものです。

議案第2号は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万6,210戸、年間総給水量を1,834万立方メートルと

し、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を53億2,952万1,000円とし、支出は水道事業費用を50億5,651万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を7億844万1,000円とし、資本的支出を24億4,457万円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17億3,612万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第3号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、山武郡市広域水道企業団監査委員、野島暉通氏の退任に伴い、新たに鈴木純夫氏を選任すべく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和4年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、2月22日に開催された令和4年東総衛生組合議会3月定例会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） 改めまして、おはようございます。

去る2月22日に開催されました令和4年東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、2議案であります。

議案第1号は、令和4年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,421万2,000円とするものであります。なお、前年度と比較して、歳入歳出で大きく増額になった科目は、歳入で分担金及び負担金が3億223万円に、繰越金が2,300万円となりました。歳出では、衛生費が4億1,802万円となりました。

議案第2号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合議員のうちから選任された組合監査委員が任期満了に伴い欠員となっているため、後任の組合監査委員に、旭市選出の伊場哲也議員を選任すべく、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和4年東総衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（川島 仁君） 最後に、2月9日開催された、令和4年第1回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第38号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第1号ないし議案第38号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和4年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、おかげさまをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、改めて議会をはじめ、町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、極寒の中の2月4日から第24回冬季オリンピック北京大会が開催され、各種競技で熱戦が繰り広げられました。日本選手団は18個のメダルを獲得し、2018年ピョンチャン大会のメダル獲得数13個を上回り、冬季オリンピックでは過去最多のメダル数となり、国民に夢と勇気を与えていただきました。

こうした中、国内では今年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に拡大しており、当町においても1月と2月の2か月間で新規感染者数が344人と急激に増加しております。町といたしましても感染拡大を防ぐため、町民の方々に一日でも早く追加のワクチン接種ができるよう、町内医療機関にご協力をいただきワクチン接種に全力を挙げて取り組んでいるところでございますので、議員の皆様におかれましても特段のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり、令和4年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、令和4年度当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向であります。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るため編成された令和4年度国の一般会計予算案の総額は、過去最大の107兆5,964億円となりました。

国予算案には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予期せぬ状況の変化に備えコロナ予備費5兆円が措置されたほか、看護・保育等の処遇改善や、小学校高学年の「教科担任制」の推進、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地方創生推進交付金のデジタル重点化、治水・地震対策など防災・減災、国土強靱化への重点化の推進などに係る経費が盛り込まれており、いずれも町の行財政運営に大きく影響するものでありますので、予算成立の動向を注視し、的確に対処してまいり所存であります。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症対策と地方創生の推進の両立を進めるとともに、第2次総合計画に掲げる重点戦略や各分野の事業等を着実に進め、「横芝光の地域力」を最大限に高めることを重視して編成いたしました当町の新年度の予算規模は、一般会計が115億6,300万円、国民健康保険特別会計が27億1,900万円、後期高齢者医療特別会計が3億3,100万円、介護保険特別会計が26億9,700万円、農業集落排水事業特別会計が6,500万円、東陽食肉センター特別会計が1億9,300万円、病院事業会計が収益的収支では17億3,000万円、資本的収支では、収入が1億4,380万1,000円、支出が1億7,920万7,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は175億6,800万円で、今年度当初予算と比較すると、率で0.5%、金額で8,530万円の減額予算となりました。

それでは、次に、主な事業について申し上げます。

初めに、企画空港課関係であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度からこれまでに6億3,101万円が交付され、地域経済や住民生活を支援する事業を実施してまいりました。

過日、国の令和3年度補正予算（第1号）が成立し1億3,803万2,000円を限度として追加交付されることとなりましたので、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域経済支援を図りつつも、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた各種事業を実施すべく、新年度一般会計当初予算案に9,775万8,000円を計上し、本議会へ提案させていただいたところでございます。

残る4,027万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢を見据えつつ、令和4年度での補正予算により対応してまいります。

次に、第2次横芝光町総合計画後期基本計画及び地域公共交通計画につきまして、本年度、議会をはじめ町民の皆様や関係団体のご協力をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

1月28日の議会議員全員協議会でそれぞれの素案をご説明させていただきながらご意見をいただき、2月15日をもってパブリックコメントが終了しましたので、今後、総合計画審議会及び地域公共交通会議を経て、本年度内に策定いたします。

令和4年度からは後期基本計画に基づき、引き続き町の将来像である「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりますとともに、地域公共交通計画により町内公共交通機関の利便性向上を図ってまいります。

次に、横芝駅バリアフリー施設整備につきまして、平成27年度よりＪＲ千葉支社に要望を続け、協議を重ねた結果、令和3年度5月補正予算にて町負担金を承認していただき、令和3年9月からエレベーター設置工事の着工となりました。

工事は順調に進捗しており、本年中には供用が開始される予定となっておりますので、令和4年度分負担金につきましても、新年度一般会計当初予算案に計上させていただいたところでございます。

次に、成田国際空港周辺対策交付金につきましては、現計予算額を12億円としておりますが、今年度の総額について、成田国際空港株式会社からは昨年度の交付総額約71億円と同等額となる旨を伺っていること、また、当町での今年度実施した事業のうち、当該交付金充当対象となる事業量が昨年度と同程度となることから、当町への交付額について昨年度同等額の約13億円と見込んでおります。そのため、本議会へ提案する今年度一般会計補正予算案は、1億円の増額を見込み13億円とし、新年度一般会計当初予算案でも13億円を計上いたしました。

この交付金は当町にとって貴重な財源であり、航空機騒音に係る環境対策の充実を図るとともに、地域振興に資する施策を実施することで、「騒音に負けないまちづくり」を目指して有効に活用してまいります。

次に、土地利用ビジョンの重点戦略に掲げた、横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成に向け、本年度は地形図と地番図を作成し、土地の権利状況を確認いたしました。それら作成した資料に基づき、来年度は産業団地としての可能性をさらに高めるため、インターチェンジ周辺の土地利用計画や概算事業費など、基本計画を策定するための調査費を新

年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。関連して2月28日の議会議員全員協議会でご説明いたしました横芝光インターチェンジ北側官有地に予定している高速バス停留所の整備につきまして、銚子駅と東京駅を結ぶ高速バスの運行が秋から民間交通事業者により計画されており、町民の利便性の向上や企業誘致の促進に大きな効果が期待できることから、バス停留所と利用者駐車場が一体化した「パークアンドバスライド」を町が整備するための工事費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

続いて、産業課関係についてであります。観光振興につきましては、山武市、芝山町、横芝光町の1市2町で構成している「モンベルフレンドエリア九十九里連絡協議会」と成田国際空港株式会社が連携を図り、2か年計画で着手しましたサイクルツーリズム事業の構築を引き続き推進してまいります。当該事業を展開することで、空港南側エリア内の交流人口の拡大、観光振興、交通アクセスの連携、移住施策等、地域経済活性化の向上に大きな期待を寄せているところであります。

次に、農業行政関係につきましては、令和3年度の主食用米の作付面積は、全国で6万3,000ヘクタール、千葉県で4,400ヘクタール減少いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響等により需要も減少し、全国的には作付面積の減少が需要の減少に見合っておりません。米の需給バランス維持と米価の安定により稲作経営の安定を図るため、引き続き飼料用米等の戦略作物による需給調整を推進・支援してまいります。

また、持続可能な農業の実現に向け、農業従事者の後継者不足や農家数の減少、耕作放棄地の増加など集落・地域が抱える問題を「人・農地プラン」による話し合いを活発化させ、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業などを推進し、地域とともに問題解決を図り、地域農業の中心的経営体や新規就農者への支援等に努めてまいります。

次に、農道整備事業関係につきましては、令和3年度に農免道路全長6,243メートルのうち経年劣化が著しい箇所3,259メートルを調査し、損傷が著しい母子地先220メートルの舗装修繕工事に係る経費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

また、あけぼの橋については、平成28年度に橋梁耐震性調査を実施した結果、支承部及び橋梁の補強が必要であると判明したため、平成30年度に耐震化対策整備計画策定、令和2年度にあけぼの橋個別施設計画策定、令和3年度に橋梁耐震補強工事設計を行い、新年度一般会計当初予算案に耐震補強工事を実施するための経費を計上させていただきました。

続いて、都市建設課関係についてであります。都市計画事業につきましては、成田空港の機能強化に伴う定住者獲得を目指すため、利便性の高い地区を空港関連施設の就業者等、

新規定住者のための居住地として整備するための調査を行います。

土地利用ビジョンにおいて、役場周辺や横芝駅周辺は居住利便性が高い状況にあり、特に役場周辺は横芝光インターチェンジを中心とし、複合拠点としての整備計画が進められております。

このため、空港関連施設の立地や就業者の増加が見込まれることから、役場周辺において、住宅地整備事業可能性調査業務を行うための経費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

また、横芝駅などの市街地に近接する横芝小学校周辺においても、居住地整備として見込んでおります。現在、用途地域の指定はされておりませんが、今後、住居系の用途指定を行う予定であります。

一方、新たに用途指定を行う地域は排水系統が少なく大雨時には一部の排水施設に集中し滞水を起こすなど、今現在も大変苦慮しているところです。今後、多くの居住地整備が期待される中、より排水負担が増加することが予想されるため、排水対策調査業務に係る経費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

次に、横芝光町公開型GIS構築等業務委託ですが、町が保有する都市計画等の地図情報をウェブ上で公開することにより、町民や事業者が来庁することなく必要な情報の確認を可能とすることで、窓口での対面による業務を削減することにより、デジタル化の推進と新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図ります。

次に、町道路事業についてであります。町道Ⅰ－14号線道路改良事業につきましては、木戸地先長塚地区の県道横芝停車場白浜線東から町道Ⅰ－22号線、通称スクールラインまでの間を現在工事中であります。新年度一般会計当初予算案では、そのスクールラインとの交差点の改良工事費を計上させていただきました。当該交差点改良工事が完成しますと、清長大橋から東側全線が改良済みとなりまして、広域農道九十九里線から町道Ⅰ－14号線の全線が開通となります。

次に、町道Ⅰ－8号線道路改良事業、横芝地先東町地区の主要地方道横芝上堺線から栗山橋を結ぶ路線についてですが、栗山橋につながるバイパス区間の用地確保にめどが立ちましたので、さらなる事業進捗を図るため、新年度一般会計当初予算案に工事費を計上させていただきました。

次に、町道Ⅰ－10号線道路改良事業、宮川地先古屋地区の都市計画道路であります。地権者各位のご協力によりまして、事業費ベースで約8割の用地取得ができたことから、一部

改良工事に着手すべく新年度一般会計当初予算案に工事費を計上したほか、引き続き用地費及び補償費も計上させていただきました。

また、町道Ⅰ－7号線於幾・寺方地先と町道Ⅰ－18号線宝米・市野原地先の道路改良事業も継続的な事業推進を図り、用地費及び補償費と買収区間の改良工事費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

このほか、経年劣化による損傷等が進んでおります道路舗装や橋梁につきましても、長寿命化計画に基づき、費用対効果を鑑みた効率的な修繕工事費を新年度一般会計当初予算案に計上させていただきました。

続いて、健康こども課関係についてであります、「横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画」につきまして、計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間とし、令和4年度に中間評価及び見直しを行うこととしていることから、町民の健康に関するアンケート調査を実施し、地域の健康課題、健康づくりの基本的な考え方と方策や調査結果等を踏まえた事業計画及び5年後の目標値の見直しを行います。また、保健福祉等の分野に関連する各種計画との整合性を図りながら、地域住民が自分らしく生き生きと暮らせる環境づくりを目指し、健康に関する周知啓発、疾病予防及び相談体制の強化を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種につきましては、国からさらなる前倒し接種の要請がありましたことから、円滑に実施できるよう、接種体制の構築に取り組んでおります。

町内医療機関で実施する個別接種を当初予定の3月から前倒しして1月31日から順次開始しており、町文化会館で実施する集団接種についても3月から前倒しして、2月18日及び25日に実施いたしました。3月以降は土曜日または日曜日を含めた毎週2日間程度を軸に接種日程を確保し、実施してまいります。

一方、5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種につきましては、ファイザー社製ワクチンによる小児への接種が予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられ、関係政省令が2月21日に公布・施行されたことから、3月下旬の開始を目指し、諸準備を進めてまいります。

今後も国からのワクチン供給状況を勘案しながら、着実に実施できる接種体制を確保してまいります。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります、本年1月末現在の、豚のと畜頭数は、昨年同時期と比較して5,706頭減の8万4,491頭、牛は、308頭増の3,201頭となりました。

事業収入については、昨年1月末と比較し、2,000万円程度増加しておりますが、光熱水

費などの維持費や施設、設備に係る補修費など、維持管理経費においても増加している状況であり、依然として厳しい経営状況が続いております。

今後も衛生的で安全な食肉を生産していくとともに、経費削減に努め、引き続き関係者と協力しながら努力してまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。

1月末現在の延べ患者数は、外来につきましては2万9,291人で昨年より1,457人増加しておりますが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響により来院を控えている傾向が続いていることから、1日当たりの外来患者数は145人と昨年と比較して1.5人の微増となっています。入院につきましても、延べ患者数で1万8,525人、病床利用率は63.7%で、昨年と比較しますと患者数で2,158人、利用率で7.4ポイント増加しております。令和元年度に実施した病床機能の転換により高い施設基準の取得ができたことから、医業収益全体としましては昨年度と比べ増収となる見込みです。

長引くコロナ禍により医療提供体制の充実強化が求められ、病院運営は厳しい状況が続いておりますが、職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、近隣の中核病院をはじめ開業医などの医療機関や福祉事業者等と連携を深め、地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築に向け、地域病院としての役割を担ってまいりたいと考えております。

以上、令和4年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和4年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 横芝光町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法に規定する修学部分休業の制度を導入するため、横芝光町職員の修学部分休業に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法に規定する高齢者部分休業の制度を導入するため、横芝光町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法に規定する自己啓発等休業の制度を導入するため、横芝光町職員の自

己啓発等休業に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります、本案は、地方公務員法に規定する配偶者同行休業の制度を導入するため、横芝光町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町企業立地促進基金条例の制定についてであります、本案は、成田空港の更なる機能強化や圏央道の整備等を見据えた町の活性化戦略として、平成31年3月に策定した土地利用ビジョンに掲げる重点戦略の具体化に向け、本町における企業の立地を促進し、もって地域経済の活性化を図る資金に充てるため、横芝光町企業立地促進基金条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、本案は、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置の一つとして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が施行されることから、横芝光町職員についても同様の措置を講ずるため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、本案は、会計年度任用職員の給料及び報酬が、職務の複雑、困難もしくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料及び報酬に適正な調整額を支給するため、横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、本案は、近年、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担が増加していることを踏まえ、年額報酬を引き上げるとともに出動報酬を新設するため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第9号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります、本案は、近年、多発化・激甚化する災害に備え地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手となる消防団員を十分確

保することが困難となっている現状を鑑み、消防団員の任命要件のうち地域要件に特認事項を加えることで加入促進を図るため、横芝光町消防団条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第10号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険加入世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合において、当該世帯主に対して課する被保険者均等割額を減額することとなることから、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第11号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、老朽化した町営住宅の除却に伴い、管理戸数が減ることから横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第12号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、少子化に伴う利用児童数の減少及び施設の老朽化等により、町立保育所の集約及び運営の効率化を図る必要があることから、町立保育所の統廃合を行うため、横芝光町保育所条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第13号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、ふれあい坂田池公園野球場の改修工事により、スコアボードを電光掲示板に改修することに伴い、受益者負担の原則により額の設定根拠を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町社会体育施設条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第14号 町道路線の変更についてであります。本案は、県道横芝下総線の道路認定に伴い、重複した町道路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第15号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込み及び新型コロナウイルスワクチン接種の5歳から11歳の子供への接種等に要する経費のほか、地域経済の活性化を図るため新たに設置する企業立地促進基金への積立てや、横芝駅バリアフリー施設整備事業等主要事業の歳出決算見込みにたった調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億9,206万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,266万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第16号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、国及び県の補助金、負担金及び交付金の交付決定等に基づく調整、並びに歳出決算見込みに基づく保険給付費等の調整及び病院事業会計への繰出金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,522万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,122万7,000円とすべく提案したものでございます。

議案第17号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健康診査事業等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ500万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,599万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第18号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整と、国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務的負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億4,384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,047万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第19号 令和3年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金及び国民健康保険調整交付金等の交付決定見込みによる補助金の増額や工事費用の借入れが不要となったことによる企業債の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を3,051万1,000円増額し、収入総額を17億2,751万円とするとともに、支出を1,100万8,000円増額し、支出総額を17億727万7,000円とし、資本的収支予算の収入を1,765万9,000円減額し、収入総額を1億995万8,000円とするとともに、支出を1,813万2,000円減額し、支出総額を1億6,148万7,000円とすべく提案したものでございます。

議案第20号 令和4年度横芝光町一般会計予算についてであります。本案は、令和4年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。令和4年度予算は、持続可能な行政基盤を確立するため、第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、重点施策を明確化した中で各事業の優先順位を的確に定め、限られた財源を効果的に配分した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,300万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、景気動向等による町民税の増額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者等の課税標準の特例措置

の終了及び新增築家屋の増による固定資産税の増額を考慮し、予算額は25億3,123万4,000円を見込みました。

また、最も大きな割合を占める地方交付税は、公債費等の増額などによる基準財政需要額の増のほか、地方財政計画において令和3年度比3.5%増の国予算額が確保されていることから、予算額は32億6,000万円を見込みました。

このほか、地方消費税交付金は5億3,920万円、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増などにより11億9,760万円、繰入金のうち公共施設総合管理基金は2億4,900万円、町債は合併特例事業債や臨時財政対策債の減などにより4億8,670万円を見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金3億円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、横芝光町の将来を見据え、重点施策として、ソフト事業では、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策事業や地域振興事業のほか、移住・定住促進のための新たな居住者獲得事業、複合拠点の具体化に向けた基本計画の策定に係る横芝光インターチェンジ周辺開発事業、町内小中学校においてICT機器を効果的に活用した指導を行うためのICT支援員配置事業などを、普通建設事業では、横芝駅バリアフリー施設整備事業のほか、横芝光インターチェンジバス停整備工事、横芝小学校改築事業、光中学校陸上トラック改修工事、横芝光消防署改築事業などについて予算を計上しました。

産業土木分野では、地域産業の保全・活性化のため土地改良施設維持管理適正化事業などの促進のほか、安全で快適な道路環境づくりのため町道Ⅰ－7号線道路改良事業、町道Ⅰ－10号線道路改良事業などの幹線道路の整備事業、生活道路維持のため舗装修繕事業などについて予算を計上しました。

衛生分野では、基本健康診査などの各種健診事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業などについて予算を計上しました。

また、子育て支援として子ども医療費助成や、学校給食費負担金助成のほか、町立保育所運営経費、保育委託事業、児童クラブ運営経費などについて予算を計上しました。

そのほか、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第2次総合計画における諸施策を着実に推進するための予算編成をしたところでございます。

議案第21号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります、本案

は、令和４年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。令和４年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,900万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税について、被保険者数の減少などに伴い５億2,603万2,000円としたほか、療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金や特別交付金等の県支出金を19億5,690万3,000円、繰入金を２億1,133万円見込みました。

歳出においては、近年の医療費動向等を勘案し、保険給付費に19億1,253万5,000円を計上したほか、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となる国民健康保険事業費納付金に７億2,664万円を計上しました。また、特定健康診査・保健指導等については、関係部局との連携により積極的に推進すべく5,529万1,000円を保健事業費に計上し、被保険者のさらなる健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

議案第22号 令和４年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、令和４年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。令和４年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億3,100万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料２億3,057万1,000円を見込んだほか、一般会計からの繰入金を事務費繰入金と保険基盤安定繰入金とで8,788万9,000円、諸収入を1,253万3,000円見込みました。

歳出においては、歳出全体の95.4%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、３億1,584万8,000円を計上し、このほか、総務費311万6,000円、保健事業費1,065万7,000円を計上したところでございます。

議案第23号 令和４年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、令和４年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。令和４年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,700万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を４億8,503万1,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を６億1,384万8,000円、支払基金交付金を７億438万5,000円、県支出金を３億9,776万7,000円見込んだほか、一般会計から４億655万8,000円、介護給付費準備基金から8,800万円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度

当初予算対比で5.3%増の25億3,689万4,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費23億3,733万9,000円、介護予防サービス給付費3,681万4,000円を計上しております。

また、地域支援事業費は、地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業費等を見込み、前年度当初予算対比で1.8%減の1億2,259万9,000円を計上したところでございます。

議案第24号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります、本案は、令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります、令和4年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,500万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み835万8,000円、前年度繰越金は令和3年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,813万9,000円を繰り入れることとしております。また、公営企業会計法適用移行業務の委託料に対する町債として、750万円を見込みました。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費580万5,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託料、修繕料及び汚泥処理手数料、公営企業会計法適用移行業務委託料等2,294万円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,525万5,000円と予備費100万円を計上したところでございます。

議案第25号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてであります、本案は、令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります、令和4年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,300万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、豚流行性下痢等の伝染病の影響や近年のと畜頭数の推移により、豚のと畜頭数は10万2,000頭、牛については3,300頭で見込みました。

歳出においては、燃料費や電気料の値上げによる負担増に対応しつつ、老朽化した施設の適正な稼働が図られるよう、維持管理・整備費に重点を置き予算編成をしたところでございます。

議案第26号 令和4年度横芝光町病院事業会計予算についてであります、本案は、令和4年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります、慢性的な医師不足に加え、昨

今のコロナ禍により医療提供体制の充実強化が求められ、病院経営は依然として厳しい状況が続いておりますが、職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく、予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに17億3,000万円、資本的収支予算では収入が1億4,380万1,000円、支出が1億7,920万7,000円を計上いたしました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で70人、外来で160人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入で診療情報システム更新事業等に係る企業債及び一般会計繰入金を計上し、支出では診療情報システム更新事業、電話交換機更新工事、医療機器等の更新及び企業債償還金等を計上したところでございます。

議案第27号ないし議案第38号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてであります。本案は、現在の横芝光町農業委員会の委員12名の任期が令和4年3月31日までとなっていることから、新たに令和4年4月1日から委員12名を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時25分とします。

（午前11時15分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号ないし議案第 4 号について、総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 議案第 1 号ないし議案第 4 号の説明をさせていただきます。

なお、この 4 議案につきましては、地方公共団体における働き方改革に向けた勤務環境の整備・改善を進めるべく、地方公務員法の規定に基づき、職員の休業に関して必要な事項を定めるものでございます。

それでは、ピンク色の議案つづり 1 ページ、黄色の議案関係資料は 1 ページとなります。

議案第 1 号 横芝光町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料 1 ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、2 行目、地方公務員法の規定に基づき、職員が大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度でございます。

1、修学部分休業は、（1）職員が修学部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として申請を承認することといたします。

（2）修学部分休業の対象となる教育施設は、学校教育法に規定する各種学校といたします。

（3）修学部分休業の期間は、2 年を超えない範囲内の期間といたします。

2、修学部分休業取得中の給与は減額することとし、その減額する額を定めることといたします。

3、その他といたしまして、修学部分休業の承認の取消事由等を規定するものでございます。

次に、施行日を令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

ピンク色の議案つづり、3 ページをお願いいたします。

条例案でございます。3 ページから 4 ページにかけまして記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 横芝光町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料 2 ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、2 行目、地方公務員法の規定に基づき、高齢者として条例で定める年齢に達した職員が、定年退職日までの間、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度でございます。

1、高齢者部分休業は、（1）職員が高齢者部分休業の申請をした場合は、通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として承認するものといたします。

（2）高齢者部分休業申請ができるのは、55 歳以上の職員といたします。

2、高齢者部分休業取得中の給与は減額することとし、その減額する額を定めることといたします。

3、その他には、承認の取消し又は休業時間の短縮、休業時間の延長等を規定いたします。

次に、施行日を令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

ピンク色の議案つづり、7 ページをお願いいたします。

条例案でございます。7 ページ、8 ページに記載してございますので、後ほど確認をお願いいたします。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 横芝光町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料 3 ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、2 行目、地方公務員法の規定に基づき、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動をする期間、職務に従事しないことができる制度でございます。

1、自己啓発等休業の承認といたしまして、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、申請を承認することができることといたします。

2、自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修の場合は原則 2 年、国際貢献活動の場合は 3 年を、それぞれ超えない範囲内の期間とするものでございます。

3、自己啓発等休業の対象は、（1）大学等課程の履修をする教育施設は、学校教育法に規定する大学、大学院等及びこれらの相当する外国の大学とするものでございます。

（2）奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が行う発展途上地域における奉仕活動、国

際交流の促進に資する外国における奉仕活動といたします。

4、職務復帰後における号給の調整を行うことができるいたします。

5、その他には、自己啓発等休業の期間の延長、承認の取消事由等を規定するものでございます。

次に、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

ピンク色の議案つづり、11ページをお願いいたします。

条例案でございます。11ページから15ページにかけまして記載してありますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

議案第4号 横芝光町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料5ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、2行目、地方公務員法の規定に基づき、職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするため外国に滞在する期間勤務に従事しないことができる制度でございます。

1、配偶者同行休業の承認といたしまして、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、申請を承認できることといたします。

2、配偶者同行休業の期間の上限は、3年といたします。

3、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について、職員の代替として行うことができることといたします。

4、職務復帰後における号給の調整を行うことができるいたします。

5、その他では、配偶者同行休業の期間の延長、承認の取消事由等を規定いたします。

次に、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

ピンク色の議案つづり、19ページをお願いいたします。

条例案でございます。19ページから23ページにかけまして記載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第1号ないし議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第5号について、企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 議案第5号 横芝光町企業立地促進基金条例の制定について
ご説明申し上げます。

資料は、ピンク色の表紙の議案つづり25ページからと、黄色の表紙の議案関係資料つづり
6ページからとなります。

初めに、黄色の表紙の議案関係資料つづり、6ページをご覧ください。

本案は、制定の概要、内容の要旨、1、制定の経緯と目的に記載しているとおり、横芝光
インターチェンジ周辺における複合拠点の形成について、今後、事業を具体化させ、企業立
地を促進するために、造成費や道路整備費等の初期投資費用に係る将来的な財源を確保する
必要があり、本基金条例を創設しようとするものでございます。事業の具体化には諸条件が
伴う必要がありますが、おおむね令和9年度の事業実施を想定して準備を進めてまいります。

次に、ピンク色の表紙の議案つづり、27ページをご覧ください。

条例案の条文構成について説明させていただきます。

条文の構成、内容は、他の基金条例と同様となっております。

第1条では、町長が提案理由として述べました本基金条例設置の目的を示しています。

第2条では、基金積立額を一般会計歳入歳出予算で定めた額としています。

第3条では、基金は確実かつ有利な方法により管理することとし、第4条では、基金から
生ずる利子は、事業の財源あるいは基金に加えるものとしています。

第5条は繰替運用の規定です。町の支払資金等に不足が生じたときは、本基金を一時的に
流用できるとするものです。

28ページに入りまして、第6条は、基金の設置目的に沿った基金の処分を可能とする規定
です。

第7条は委任規定です。附則第1項では、本条例の施行期日を公布の日とし、第2項では、
本条例を町基金の処分の特例に関する条例に加えることで、金融機関に対する町の借入金と
本基金の残高との相殺などを可能とするものです。この第2項に関する新旧対照表は、黄色
の表紙の議案関係資料つづり、8ページでご確認をいただければと思います。

なお、議案第15号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）について、本基金を
年度内に1億円積み立てるべく予算計上しております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜り
ますようお願い申し上げます。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第6号及び議案第7号について、総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 議案第6号及び議案第7号の説明をいたします。

ピンク色の議案つづり、29ページをお願いいたします。

議案第6号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料9ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、国家公務員について、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一つとして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が令和4年4月1日から施行されることから、横芝光町の非常勤職員についても同様の措置を講ずべく、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは、常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても、休暇・休業等に関する措置を一体的に講ずることといたします。

1、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和といたしまして、取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止します。これは第2条関係となります。

2、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務づけとして、（1）本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を追加いたします。これは第20条関係となります。

（2）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備といたしまして、研修実施、相談体制整備に関する措置を追加いたします。第21条関係となります。

次に、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

次の10ページ、11ページが本改正に伴う新旧対照表、またピンク色の議案つづり、31ページ、32ページが改正条例案となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、ピンク色の議案つづり、33ページをお願いいたします。

議案第7号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料12ページをお願いいたします。

初めに、内容の要旨でございますが、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例第9条による給料の調整額は、会計年度任用職員には適用されておりません。会計年度任用職員においても、その特殊性に基づき給料及び報酬に調整額を支給することができるよう改正するものでございます。

1、対象範囲ですが、東陽病院看護部並びに訪問看護ステーションに所属する保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護助手といたします。

2、といたしまして、（1）調整額は月額3,000円、（2）適用日、令和4年2月1日といたします。

3、支給方法ですが、（1）フルタイム会計年度任用職員は、給料に調整額の月額3,000円を加算し支給いたします。

（2）パートタイム会計年度任用職員は、給料に調整額の月額3,000円を追加した基準月額を勤務時間に応じ報酬額として支給するものでございます。

次に、施行日を公布の日とするものでございます。

次の13ページが本改正に伴う新旧対照表、また、ピンク色の議案つづり、35ページが改正条例案となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第6号及び議案第7号の補足説明といたします。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第8号及び議案第9号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 初めに、議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、37ページから41ページ、黄色の議案関係資料の14ページから16ページとなります。

黄色の議案関係資料14ページの制定の概要をご覧ください。

本案は、町長からの提案理由説明がありましてとおり、消防団員の確保のためには処遇改善が必要であることから、年額報酬を引き上げるとともに、出勤報酬の新設をするため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

内容の要旨ですが、年額報酬の改正案につきましては、団員階級を2万円から2万4,000円に、班長階級を2万3,500円から2万7,500円とするものです。

次に、出勤報酬（案）につきまして、火災・災害出勤は2時間までを2,000円、4時間までを4,000円、4時間を超えるものは8,000円とするものです。また、その他の出勤につきましては、4時間までを2,000円、4時間を超えるものは4,000円とするものです。なお、階級での区別はせず、1人1回の出勤を単位とするものです。

次に、新旧対照表につきましてご説明させていただきます。15ページをご覧ください。

左側が現行条例、右側が改正案となります。改正箇所につきましては、アンダーライン部分となります。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に第5項、「1回によって報酬の額が定められている者に対する報酬は、その職務を行った回数について支給する。」を加えるものです。

報酬につきましては、別表のとおり改正するものです。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり、41ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から公布するものでございます。

続きまして、議案第9号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、43ページから45ページ、黄色の議案関係資料の17ページから18ページとなります。

黄色の議案関係資料17ページの制定の概要をご覧ください。

本案は、町長からの提案理由説明がありましたとおり、地域における防災活動の担い手となる消防団員を十分確保することが困難となっている現状を鑑み、消防団員の任命要件のうち、地域要件の特認事項を加えることで加入促進を図るべく、横芝光町消防団条例の一部を改正するものでございます。

内容の要旨としましては、消防団員となれる資格の一部を改正し、加入促進へつなげるものです。改正後は、家庭や仕事の都合等により、町外に居住し町外に勤務する者も、消防団員となることができます。

次に、新旧対照表でご説明させていただきます。18ページをご覧ください。

左側が現行条例、右側が改正案となります。改正箇所につきましては、アンダーライン部分となります。第4条第1号中、「者」の次に、「ただし、任命権者が特に認めたときは、この限りではない。」を加えるものです。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり、45ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第10号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第10号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづりは47ページから、黄色の表紙、議案関係資料つづりは19ページからとなります。

議案つづりをご覧ください。本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、法律の一部改正に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことにより、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を軽減するため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただき、49ページをご覧ください。

改正文となります。

それでは、本条例の制定の概要につきましてご説明させていただきますので、申し訳ありませんが、黄色の表紙、議案関係資料つづりの19ページをご覧ください。

内容の要旨であります。国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者、いわゆる未就学児がある場合は、当該納税義務者に対して賦課する被保険者均等割額を減額する措置を講ずるものであります。

被保険者均等割額の減額の内容につきまして、1の7割軽減適用世帯の未就学児1人につき減額する額は、基礎課税額（医療分）で3,300円、後期高齢者支援金等課税額で1,800円としております。この均等割額を減額する額の算定方法であります。例えば7割軽減の場合ですと、7割を差し引いた残りの3割が均等割額の税額となりますが、今回の改正条例によりまして、未就学児にあっては、この3割の2分の1の1.5割を加えて軽減するものであります。

同様に、未就学児がいる、5割軽減適用世帯では、残りの5割の2分の1、2.5割を加え、2割軽減適用世帯では、残りの8割の2分の1の4割を加えて軽減し、軽減措置のない世帯では5割を軽減するものであります。

この算出方法によりまして、未就学児 1 人につき被保険者均等割額を減額する額は、2 の 5 割軽減適用世帯では、医療分で5,500円、後期高齢者支援分で3,000円と、3 の 2 割軽減適用世帯では、医療分で8,800円、後期高齢者支援分で4,800円と、4 の軽減措置のない世帯では、医療分で1万1,000円、後期高齢者支援分で6,000円とするものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、1 枚めくっていただきまして、20ページをお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正のうち、条番号等を改正する部分は、法律及び政令の改正のとおりに改正するものでありますが、これに伴い、改正を行う部分につきましては説明を割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また施行日につきましては、原則公布の日となりますが、令和4年4月1日からとなる場合は、都度申し上げさせていただきます。

第3条の見出しの国民健康保険の被保険者に係る所得割額を国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額に改める規定につきましては、今回の改正によりまして、未就学児に関する規定が加わったことによりまして、既存の規定を明確化するために、「基礎課税額の」という文言を加えたものであります。第4条、第5条の見出しにつきましても、同様に「基礎課税額の」という文言を加えております。

第5条第1号は、条番号等の整備で、施行日は令和4年4月1日となります。

第6条は、不要な規定を削除し、次の21ページ、第13条は規定の整備で、施行日は令和4年4月1日となります。

第21条は、国民健康保険税の減額の規定となりますが、第1項の改正では規定の整備と、1 枚めくっていただきまして、22ページから23ページにかけましては、規定の明確化を行うとともに、23ページ下段からの第2項では、新たに未就学児 1 人当たりの被保険者均等割額の減額に関する規定を加えております。

1 枚めくっていただきまして、次の24ページ、第1号は基礎課税額、いわゆる医療分の減額に関する規定で、アが7割軽減世帯の減額で3,300円、イが5割軽減世帯の減額で5,500円、ウが2割軽減世帯の減額で8,800円、エが軽減措置のない世帯の減額で1万1,000円とするものであります。

第2号は、後期高齢者支援金等の減額に関する規定で、アが7割軽減世帯の減額で1,800円、イが5割軽減世帯の減額で3,000円、ウが2割軽減世帯の減額で4,800円、エが軽減措置のない世帯の減額で6,000円とするもので、施行日は令和4年4月1日からとなります。

第21条の2は、規定の整備となりますが、4行目の「前条の」を「前条第1項」に改める部分と、このページ下から5行目の「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に係る施行日は令和4年4月1日となります。

次の25ページの上から3行目から附則となります。附則5項から、1枚めくっていただきまして、次の26ページ、附則第7項まで及び附則第9項から、今2枚めくっていただきまして、30ページ、附則第16項までは、条番号の整備による改正で、施行日は令和4年4月1日となります。

申し訳ありませんが、またピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、50ページをご覧ください。

下から4行目から附則となります。

附則第1項の施行期日は、ただいま説明の中で都度申し上げさせていただいたものです。

次の51ページの附則第2項は適用区分に関する規定で、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る）による改正後の横芝光町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとするものです。

以上、雑駁でございますが、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時01分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第11号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） それでは、議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり、53ページをご覧ください。

本案は、先ほど町長から提案理由で説明したとおり、老朽化した町営住宅の除却に伴い管理戸数が減ることから、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますけれども、議案関係資料31ページ、制定の概要で説明をさせていただきます。

今回、解体撤去いたしました町営住宅栗山団地18号及び21号は、昭和44年に建築された戸建ての町営住宅で、近年は入居者のいない空き家となっていた物件で、耐震基準は確保されておらず、耐用年限の30年を経過しており、また、床板が沈み込むなど躯体部分が老朽化しているため、用途廃止し、解体撤去を行いました。

次ページが新旧対照表となります。アンダーライン部分が改正箇所となります。表の左側が現行、右側が改正案で、別表の欄、2行目となります。現行の栗山団地44戸を、改正案は42戸に改めるものでございます。

最後に、議案つづりの55ページにお戻りいただきたいと思います。下段のほうになります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第12号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 議案第12号について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり、57ページをご覧ください。

議案第12号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は町長からの提案理由説明にもありましたように、少子化に伴う利用児童数の減少、施設の老朽化等により、町立保育所の統廃合を行うためのものでございます。

次の59ページが改正文となります。

黄色の表紙、議案関係資料33ページをご覧ください。

制定の概要であります。内容の要旨につきましては、町立保育所の集約及び運営の効率化を図るため、統廃合を行う必要があることから、大総保育所を廃止し、横芝保育所の定員数を変更するものであります。

1、統廃合の理由につきましては、少子化による児童数の減少ですが、定員数60名に対して、令和4年2月現在の利用児童数は21名となっており、令和3年度中及び令和4年度当初

の町内新規入所者は0名です。施設の老朽化ですが、現在の施設は昭和50年2月に供用が開始され、築46年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいることから、大規模改修の時期が到来しております。保育士の人手不足ですが、少子化による児童数の減少に加え、全国的な保育士の人材不足により、保育士の確保が困難な状況であります。

2、改正の内容につきましては、令和4年4月1日から大総保育所を閉所とします。大総保育所の廃止に伴い横芝保育所に統合するため、横芝保育所の定員数を120人から130人に変更します。

次の34ページは新旧対照表で、左側が現行条例、右側が改正案となります。改正箇所につきましては、アンダーライン部分となります。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづり、59ページにお戻りください。

下段の附則であります。施行期日として、この条例は令和4年1月1日から施行するとしております。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第13号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 議案第13号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり、61ページ、63ページであります。説明につきましては黄色の表紙、議案関係資料により説明させていただきます。

議案関係資料35ページをお願いいたします。

議案第13号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長からの提案理由説明にもありましたように、ふれあい坂田池公園野球場の改修工事により、スコアボードを電光掲示板に改修することに伴い、受益者負担の原則の観点から、利用者に適切な負担を求めるため、ふれあい坂田池公園野球場の使用料に、新たに電光掲示板使用料を追加するものであります。電光掲示板の設置費用や、保守点検費用、使用電気料などを勘案し、1時間当たりの使用料を算出したものであります。

関係資料の36ページ、新旧対照表をお願いいたします。

右側の改正案、別表第2、ふれあい坂田池公園の施設区分、野球場の利用区分に、電光掲示板を追加し、使用料に、町内700円、町外1,400円を追加するものであります。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづり63ページをお願いいたします。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第14号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） それでは、議案第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり、65ページをご覧くださいと思います。

道路法第10条の規定により、別紙のとおり町道路線の変更を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、67ページをご覧くださいと思います。

変更路線につきましては、記載の1路線、Ⅱ－10号線で、横芝下総線の道路認定により、県道と重複認定していた町道部分の認定を外したことにより起点が変更となることに伴い、町道路線の変更をするものでございます。

黄色の議案つづり、37ページをお開きください。

町道Ⅱ－10号線、路線変更図、変更前についてご説明をいたします。

地区は横芝地区及び栗山地区で、図面の上が北方向となります。青色の線が町道路線で、起点につきましては、県道横芝下総線と町道Ⅰ－28号線、旧県道横芝下総線です。交差する交差点部分の青色の丸印で示したものが起点となり、終点が栗山地先の矢印の箇所となります。

延長は1,903.37メートルで、幅員は、3メートルから23.87メートルでございます。この路線を、次のページのとおり変更するものでございます。

次の38ページをお開きいただきしたいと思います。

赤色の線が変更路線で、赤の丸印が起点となります。変更前と比較して、起点が約140メートル、南方向の国道126号と県道横芝下総線の交差部付近に移動するもので、そこから終点までの変更はございません。延長は1,767.34メートルで、幅員は3メートルから21メートルでございます。

最大幅員が変更となるのは、今回認定を外します県道横芝下総線との重複認定部分が最大幅員となっていたためでございます。

ピンクの議案つづり、67ページへお戻りをいただきたいと思います。

変更路線、整理番号1、路線名Ⅱ-10号線は、変更前の起点、横芝字東松ヶ枝817番3、終点、栗山字ミコロタ234番、延長1,903.37メートル、幅員3メートルから23.87メートルから、変更後の起点を横芝字折戸2154番1、終点を栗山字ミコロタ234番、延長1,767.34メートル、幅員3メートルから21メートルとするものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第15号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第15号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）の補正予算書をご用意いたします。

令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,206万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,266万1,000円とし、第2条では、継続費の変更を目的に継続費補正を、第3条では、繰越明許費の追加を目的に繰越明許費補正を、第4条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものです。

2ページをお願いします。

2ページから5ページまでは、第1表歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第2号は継続費の補正で、農地事務費の農業振興地域整備計画策定業務につきまして、補正前は、令和2年度と3年度、2か年の継続費を設定しておりましたが、関係機関との調整に時間を要し、今年度内に業務が完了しない見込みとなったことから、継続費の期間を令和4年度まで延長するもので、事業費の総額に変更はありません。

次の第3表は繰越明許費の補正で、本補正予算で追加設定するのは6事業です。

1つ目の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、国の令和3年度補正予算による補助金の創設に伴い、本補正予算の歳出に新規に計上した事業で、マイナンバーカード所有者の

転出、転入手続のワンストップ化に向け、住民基本台帳ネットワークシステム改修業務を委託するものですが、本補正予算成立後の契約となるため、今年度内に事業が完了しないことから繰り越すものです。

次の農業委員会事務費も、本補正予算の歳出に新規に計上した事業で、国の令和3年度補正予算で創設された補助金を受け、農業委員会が行う農地利用意向調査等で使用するタブレットを購入するものですが、納品が令和4年度となる見込みであることから繰り越すものです。

次の成田用水土地改良区負担金事業は、新型コロナウイルスの影響により、成田用水土地改良区事業の一部が今年度内に完了できなくなったことから、これに係る負担金を翌年度に繰り越すものです。

町道Ⅰ－8号線道路改良事業（横芝地先）は、地権者の相続手続が終わらなかったことから、道路用地の買収に係る測量業務委託料及び土地購入費を繰り越し、次の町道Ⅰ－10号線道路改良事業（宮川地先）は、補償物件の今年度内の移転が困難となったことから補償金を繰り越し、町道Ⅰ－14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）は、電柱の移転に不測の日数を要し、道路改良工事の今年度内完了が困難になったことから、工事費を翌年度へ繰り越すものです。

7ページ、第4表は地方債の補正です。

今年度、地方債の借入れを予定している事業費の実績見込みに基づき限度額を変更するもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で申し上げます。

次のページ、8ページから10ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

11ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1款2項1目固定資産税は、決算見込みによる減額で、評価替えに伴う家屋の減価影響額が当初見込額より、大きかったことが主な要因です。

7款1項1目地方消費税交付金は、県の決算見込額を参考に増額補正するものです。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付決定による増額で、国の令和3年度補正予算により、昨年12月に普通交付税が再算定され、今年度限りの臨時措置として追加交付があったことなどから、大幅な増額となりました。

13款 2 項 1 目総務費負担金の共同利用施設空気調和設備機能回復工事負担金は、中台共同利用施設の空気調和設備機能回復工事に係る N A A への負担金で、工事費の実績に基づき減額するものです。

2 目民生費負担金の児童クラブ利用者負担金は、利用者数の減少など実績見込みによる減額です。

14款 2 項 2 目民生手数料は、軽度生活援助事業におけるヘルパー派遣利用実績が減となる見込みから減額。

3 目衛生手数料の小規模埋立等許可申請手数料は、申請件数が当初見込みを上回ったことによる増額。狂犬病予防注射済票交付手数料は、狂犬病予防注射の集合注射中止により、減額するものです。

15款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、それぞれ事業の実績見込みによる調整で、変更内容につきましては、歳出でご説明いたします。

12ページをお願いします。

2 目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、本補正予算の歳出に計上した 3 回目ワクチン接種の前倒し分及び 5 歳から 11 歳への接種費用に対する負担金です。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今年度追加交付分の増額計上。次の個人番号カード交付事務費補助金は、事務費の実績見込みにより増額。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、繰越明許費で説明した住民基本台帳ネットワークシステム改修に対する補助金です。

2 目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の地域生活支援事業統合補助金は、国からの追加内示に基づき増額。児童福祉費補助金の上から 3 つ目までは、実績見込みによる調整。4 つ目の保育士等処遇改善臨時特例交付金は新規計上で、令和 3 年度の国補正予算により、保育士や放課後児童支援員などの処遇改善のため、本年 2 月から収入を 3 % 程度引き上げるために必要な経費に対し、補助金が交付されることとなったもので、補助率は国が定める基準額の 10 分の 10 です。

3 目衛生費国庫補助金の浄化槽設置事業補助金と、疾病予防対策事業費等補助金は実績見込みによる減額。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン接種の前倒しと、5 歳から 11 歳への接種に係る接種体制確保事業に対する国補助金です。

4 目土木費国庫補助金は交付決定に基づく調整。

5目教育費国庫補助金は実績見込みによる減額です。

16款1項1目総務費県負担金と2目民生費県負担金、次のページ、3目衛生費負担金につきましても、交付決定や実績見込みによる調整。

16款2項1目総務費県補助金は、実績や実績見込みによる減額。

2目民生費県補助金は、実績見込みや追加内示による調整。

3目衛生費県補助金は、いずれの事業も実績見込みによる減額です。

4目農林水産業費県補助金の農業委員会交付金は、交付決定による増、園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業補助金から、千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金までは、実績による減額。

次の農地集積・集約化対策推進交付金（機構集積支援事業）につきましては、繰越明許費で触れました農業委員会が行う農地利用意向調査等で使用するタブレット8台の購入に対する補助金で、32万円を新規計上。

なお、会計年度任用職員を採用しなかったことに伴う減額分があることから、補正額は、20万3,000円となります。

次の農地利用最適化交付金からは、実績及び実績見込みによる減額です。7目消防費県補助金は、防災マップ作成に対する補助金ですが、防災マップ作成の財源に、空港周辺対策交付金地域振興枠を充てることとしたことから減額するものです。

14ページをお願いします。

16款3項1目総務費委託金は、各種統計調査費及び衆議院議員選挙費の実績による減額です。

17款1項1目財産貸付収入は、駅前広場駐車場用地賃貸料につきまして、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少したことなどから、事業者から減額要望があり、協議の結果、減額することとしたものです。

17款2項1目不動産売払収入は、町で利用していない町有地3か所、合計332.43平方メートルの売払収入、2目物品売払収入は、更新により不要となった消防車両、積載車2台を官公庁オークションシステムにより売却した収入です。

18款1項1目一般寄附金は、今年度、個人や法人からいただいた一般寄附金の追加計上です。

19款1項1目国民健康保険特別会計繰入金と2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、精算による増額です。

19款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、年度末に向けて財源のめどが立ったことによる減額調整。

次のページ、3 目房総導水路補償施設維持管理基金繰入金は、補償施設の修繕に充てるため繰入額を増額。

4 目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付金の実績見込みによる減。

5 目文化スポーツ振興基金繰入金は、図書館ギャラリー事業の実績見込みによる減。

6 目地域振興基金繰入金は、海水浴場開設事業など充当事業の実績見込みによる減。

7 目公共施設総合管理基金繰入金は、充当事業である旧横芝行政センターほか解体工事や、横芝小学校改築事業などの実績見込みによる減。

8 目地方創生基金繰入金は、当初、居住地整備計画策定事業への充当を予定しておりましたが、財源を空港周辺対策交付金へ組み替えたことなどにより減。

10目ふるさとまちづくり基金繰入金は、横芝駅バリアフリー施設整備事業への充当を予定しておりましたが、財源を空港周辺対策交付金へ組み替えたこと及び充当事業のホストタウン交流事業の実績見込みによる減。

12目東日本大震災復興基金繰入金は、津波被災住宅再建支援事業の完了に伴い、基金に積み立てていた国庫補助金の残金を国へ返還するため繰り入れるものです。

20款 1 項 1 目繰越金は、本補正予算により前年度繰越金の全額を計上。

21款 3 項 1 目奨学資金貸付金収入は、繰上げ一括返済者 1 名と、返済月額増額者 1 名があったことにより、返還金が増額となることに伴う増。

21款 5 項 1 目空港周辺対策交付金は、総額13億円と見込み、1 億円を増額。

16ページをお願いします。

21款 6 項 1 目学校給食費負担金は、今年度から始業式、終業式の日も給食を提供することとしたことから、これにより給食実施日数が増え、負担金額が増額となるものです。

21款 7 項 1 目雑入は、収入実績や交付決定など、決算見込みに立った調整です。

なお、金額の大きい土地改良施設維持管理適正化事業交付金（屋形排水機場分）は、千葉県土地改良事業団体連合会からの交付金で、今年度事業として要望していた屋形排水機場、合計300ポンプの整備補修工事が、連合会への全体の本年度要望件数が多く、不採択となったことから減額するものです。

2 目過年度収入は、令和 3 年 3 月執行の千葉県知事選挙委託金の第 2 回交付金の計上。

22款 1 項 1 目総務債の合併特例事業債は、町道 I－7 号線、I－8 号線、I－10号線、I

ー14号線の道路改良事業の実績見込みによる減額。公共施設等適正管理推進事業債は、旧横芝行政センターほか解体工事の実績による減額。

2目農林水産業債の公共事業等債は、大布川排水機場管理事業負担金に係る起債を次の防災減災国土強靱化緊急対策事業債へ組み替えたことや、広域営農団地農道整備事業負担金の実績見込みによる減額。

3目土木債の公共事業等債は、町道Ⅰー18号線、Ⅱー36号線の道路改良事業及び橋梁修繕事業の実績見込みによる増額、次の公共施設等適正管理推進事業債は、道路舗装修繕の実績見込みによる増額。

2節公営住宅除却事業債の公共施設等適正管理推進事業債は、町営住宅栗山団地の戸建て2棟撤去工事の実績見込みによる減額。

4目消防債の緊急防災・減災事業債は、文化会館と町民会館の非常用電源接続盤設置工事の実績見込みによる減額。施設整備事業債は、小型動力ポンプ付積載車2台の購入に係る実績見込みによる減額です。

続いて17ページ、歳出です。

説明欄黒丸の事業ごとにご説明申し上げます。

1款1項1目議会費の議員報酬は、期末手当改定による調整。一般職給与費も、期末手当改定による調整。議員研修事業は、新型コロナウイルス対応で視察研修が中止になったことによる費用弁償等の減額。議会だより発行事業は、発行ページ数の実績見込みによる減額。議会調査活動費は、政務活動費の実績見込みによる減額です。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費と一般職給与費は、実績見込みによる調整。18ページをお願いします。一般管理事務費の庁舎警備員業務委託料は、契約実績に基づく減額です。

5目財政管理費、財政管理事務費の減債基金積立金は、今年度、国の補正予算により、追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債を償還するための経費に充てる分として、9,922万3,000円の交付があったことから、これに若干上乗せをし、1億円を後年度の地方債償還金の財源とするため積み立てるもの。次のふるさとまちづくり基金積立金は、ふるさと納税寄附金のうち、寄附目的が指定されていない寄附金総額の2分の1相当額1,400万円と、町内建設会社からの寄附金を充て執行した電気自動車と外部給電器の購入及び充電器取付工事の実績による残額111万4,000円、合わせて1,511万4,000円を今後のまちづくりに活用するため積み立てるものです。

7目財産管理費、財産管理事務費の積立金は、今後の公共施設の建設や大規模改修等に備えるため、公共施設総合管理基金への積立てです。本庁共用庁用車管理事業の燃料費及び有料道路通行料は、新型コロナウイルスの影響により庁用車利用が減ったことによる執行残を減額。自動車賃借料は、産業課で使用するためにリースしていた庁用車1台について、今年度は借入れをしなかったことから減額。備品購入費は、電気自動車及び外部給電器の購入実績により、減額するものです。町有バス運行事業の燃料費と町有バス運行委託料は、新型コロナウイルスの影響により運行減となったことによる執行残を減額。その他財産管理（臨時）事業の工事請負費の減額は、旧横芝行政センターほか解体工事の実績による減。本庁舎改修事業の工事請負費は、電気自動車充電器取付工事の実績による減。次のページ、閉校施設管理事業の光熱水費は、旧南条小学校の電気水道代で、実績見込みによる減額です。

8目企画費の総合計画策定事業は、後期基本計画策定業務委託料の契約実績による減。地方創生対策事業の報酬は、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議委員の報酬で、本会議と分科会への出席実績により減額。横芝駅バリアフリー施設整備事業は、総工事費が減額となる見込みとなったこと及び今年度の出来高見込みにより負担金額を減額するものです。ホストタウン交流事業は、オリンピック選手交流業務委託料を事前事後交流の中止により減額。次の住宅取得奨励金交付事業は、申請件数51件を見込んだところ、実績見込みが46件となったことから減額するものです。居住地整備計画策定事業は、居住地整備計画策定業務委託料の契約実績による減。

9目地域安全対策費の交通安全指導及び啓発事業は、指導員の人数が定数63名のところ52名となったことから報償費を減額。防犯指導及び啓発事業は、防犯指導員、活動用被服購入代の減で、新規指導員が当初見込みより少なかったことによるものです。

20ページをお願いします。

11目空港対策費の空港対策事務費は、空港機能強化PR業務委託料が実績により減額。騒音対策委員会地区部会負担金は、新型コロナウイルスの影響により事業が実施できなかったことにより減。次からの各種補助金は実績見込みによる減額で、それぞれ申請件数が当初見込みより少なかったことによるものです。このページ一番下の航空機騒音測定事業は、新型コロナウイルスの影響により、B滑走路発着回数が減ったことから、A滑走路側のみの騒音測定としたことに伴い、委託料を減。

次のページ、騒音地区補助金（税軽減分）事業は、固定資産の評価替えによる税額の減額に伴う補助金の減。空港人材育成事業は、新型コロナウイルス対応で、成田空港の見学会を

中止し、リモートで実施したことから委託料を減額。共同利用施設空気調和設備機能回復事業は、中台共同利用施設に係る事業実績により、設計委託料と工事請負費を減額。航空機騒音対策空気調和機器設置事業は、1,100台分の補助を見込んでいたところ、実績見込みが800台となったことから減額。航空業界学習事業は、小学6年生を対象とした周遊飛行体験を新型コロナウイルス対応で中止としたため、委託料を減額。防音工事済住宅空気調和機器特定更新工事補助事業は、1件当たりの更新工事費が見込みより安価だったことによる減額です。

2款2項1目税務総務費は、一般職給与費の実績見込みによる調整。

22ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の一般職給与費も、実績見込みによる調整。戸籍住民基本台帳事業の戸籍事務マイナンバー制度導入業務委託料は、総務省から送信されることとなる戸籍の個人識別符号を取得するための関連業務を委託するものですが、法務省の作業の遅れにより令和4年度の事業実施となったことから減額し、令和4年度予算に計上することとしたものです。住民基本台帳ネットワークシステム事業は、住民基本台帳ネットワークシステム改修業務委託料の新規計上で、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届や転入予約ができ、転出転入手続の短縮化や、ワンストップ化を図るためのシステム改修を行うものです。国が令和3年度補正予算での対応としたことから、今補正予算に計上しましたが、事業は令和4年度に繰り越し実施する予定です。

2款4項2目衆議院議員選挙費は、実績による減額。

次のページ、2款5項1目統計調査総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。2目委託統計調査費は、各統計調査の実績による減額です。

24ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。社会福祉総務事務費は実績による減。成年後見制度利用支援事業も、成年後見人申立て人数が減となる実績見込みにより減額。

2目老人福祉費の介護予防・生きがい活動支援事業は、福寿会実施委託料が新型コロナウイルスの対応で7月から9月まで事業を実施しなかったこと、次のホームヘルパー派遣事業委託料は、継続利用者2名が介護保険事業へ移行したことにより派遣回数が減ったこと、緊急通報体制等整備事業は、固定電話の緊急通報装置新規対応者が見込みより少なかったことから、それぞれ減額。高齢者支援商品券発行事業は、協力店舗へ支払う商品券換金の振り込み回数が見込みより少なかったことから、銀行振込手数料を減額。次のページ、委託料は、

商品券作成単価が見込みより安くなったことから、商品券作成業務委託料を減額するものです。

3目障害者福祉費の各事業は、決算見込みによる調整で、重度心身障害者（児）医療給付費は利用人数の減、自立支援医療給付費は給付対象者の減、補装具支給費は交付件数が減となったことにより、それぞれ減額。グループホーム等関連助成事業の障害者グループホーム運営費補助金は、補助対象入居者数が増えたことに伴う増。障害者グループホーム等入居者家賃助成金も、対象者の増加により増額するものです。地域生活支援事業は、地域活動支援センターたんぽぽの指定管理料で、職員の退職と採用に伴う人件費の差額分を減額。日中一時支援費は、利用日数及び利用回数の減により減額。日常生活用具給付費は、介護ベッドの新規申請があったことなどにより増額。移動支援費は、利用時間の増により増額。訪問入浴サービス費の減額は、利用回数の減によるものです。介護給付・訓練等給付事業は、実績見込みにより大きく増額となりますが、主な要因は給付単価の見直しとサービス利用者の増によるものです。

26ページをお願いします。

4目国民年金事務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整で、主に育児休業取得による減額です。

5目国民健康保険費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。国民健康保険特別会計繰出事業は、国県負担金の交付決定等に伴う繰出金の増。

6目後期高齢者医療費の広域連合負担金は、広域連合事務費の実績見込みにより減額。後期高齢者医療特別会計繰出事業は、保険基盤安定繰出金の額の決定に伴う減額。

7目介護保険費の一般職給与費は、実績見込みによる調整で、主に育児休業取得による減額です。

次のページ、3款2項1目児童福祉総務費の町内児童等医療費等助成事業は、実績見込みによる助成金の減。

2目児童措置費の児童手当給付事業は、支払い対象児童数が見込みより少なかったことから減額。次の子育て世帯生活支援特別給付金事業は、6月補正予算に計上した事業で、県からの支給となった児童扶養手当を受給しているひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する事業で、実績見込みにより減額するものです。なお、給付対象児童の実績数は272人でした。

4目保育所費の町立保育所事務費は、保育士・用務員業務委託料を処遇改善のため増額す

るもので、今年度委託している大総保育所用務員1名、上堺保育所保育士6名、用務員1名に係る2月、3月分賃金の引上げ分を委託料に追加するものです。横芝保育所運営事業の修繕料は、浄化槽点検マンホールの交換や門扉の塗り替え費用等を計上。すこやか保育支援事業は、予備保育士設置事業補助金について、1歳児と特定乳幼児の受入れ実績に基づく、保育士配置人数の減に伴い減額。保育委託事業の管内保育所入所児童委託料は増額で、日吉保育園とまさご幼稚園が定員数を減らしたことに伴い、委託料の基準単価が増額となったこと及び光町保育園の入所児童数の増が主な要因です。

28ページをお願いします。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、国の全額補助により、町内の民間保育所と認定こども園が保育士等の2月、3月分賃金を3%程度引き上げる処遇改善を行うための経費に対し、補助金を交付するものです。次の保育士処遇改善事業補助金は、保育士の勤務延べ月数が当初見込みより少なくなることから減額するものです。

子育てのための施設等利用給付事業の子育てのための施設等利用給付費は、認可外保育施設への通所児童数の減により減額。子育てのための施設等利用給付事業国庫負担金返還金と、次の県負担金返還金は、令和2年度分の精算による返還金。保育環境改善等補助事業も、令和2年度分の精算による返還金です。

5目学童保育費の学童保育事務費は、児童クラブ指導及び運転業務委託料の補正で、町内児童クラブに勤務する支援員、常勤2名、非常勤29名の処遇改善のため、2月、3月分の賃金を3%程度引き上げるための委託料として39万4,000円を増額する一方、運転業務委託料が当初2台の運行を予定していたところ、1台で済んだことにより75万2,000円減額となることから、相殺して35万8,000円を減額するものです。

4款1項1目保健衛生総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。

次のページ、子ども医療費助成事業と養育医療給付事業も実績見込みによる調整。

2目予防費の個別予防接種事業も実績見込みによる減額で、金額の一番大きい委託料の個別接種委託料は、日本脳炎予防接種実施者、高齢者インフルエンザ予防接種実施者及び風疹抗体検査実施者の減によるものです。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目接種対象者のうち、令和4年4月、5月の接種対象者を今年度に前倒して実施する経費及び5歳から11歳の子供の接種に係る補正です。

1つ目の手数料は、町外の医療機関で接種を受けた場合、国保連合会へ事務手数料として1件当たり300円を支払うもので、前倒し分として669人を見込み、計上しました。新型コロ

ナウウイルスワクチン接種委託料は、前倒し分のワクチン接種委託料7,520人分のほか、予診に係る委託料と、時間外加算、休日加算を計上。また、5歳から11歳への接種分として、今月下旬に1回の集団接種実施を予定し、これに係る医師、看護師の委託料を計上。新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託料は、5歳から11歳の子供接種に係る集団接種会場、人材派遣業務委託料の計上です。

次の新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業は、地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策として医療サービスを利用サービスを提供している町内5医療機関を支援するため、1医療機関当たり20万円を交付するもので、昨年6月に1医療機関当たり30万円を交付しており、今回が2回目となります。補正予算の手数料は、交付金の振込手数料、負担金、補助及び交付金は、医療機関支援交付金で、各医療機関20万円で、100万円の計上です。

30ページをお願いします。

3目健康づくり費の結核検診事業は、実績見込みによる減額で、通信運搬費は、結核検診の受診票通知をほかの検診用封筒へ同封したことによる減。結核検診委託料は、見込みよりも受診者数が少なかったことによる減です。妊婦健康診査の妊婦健康診査委託料は、受診者数を当初100人と見込みましたが、90人ほどになることなどから減額。子育て世代包括支援センター事業は、令和2年度国庫補助金の精算による返還金。

4目健康増進対策費のがん検診事業は、がん検診委託料を受診者数の減に伴い減額。基本健康診査事業の基本健康診査委託料と、肝炎ウイルス検診委託料の減額も、受診者数の減によるものです。

5目健康づくりセンター費の健康づくりセンター維持管理事業は、健康づくりセンター空調設備改修工事設計業務委託料の契約実績による減。

6目環境衛生費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。環境美化推進事業の委託料は、一日清掃収集物処理委託に係る収集運搬車両台数が減ったことなどによる減。

次のページ、浄化槽設置促進事業補助金は、申請件数を当初30件見込みでしたが、15件ほどになる見込みから減額。再生可能エネルギー推進事業は、住宅用省エネルギー設備等設置補助金を実績見込みにより減額。

7目上水道費は、給水原価の確定により、八匠水道企業団と山武郡市広域水道企業団の負担金が減額となるものです。

4款3項1目病院費の東陽病院事業会計繰出金は、東陽病院停電用非常電源装置増設工事の財源に、空港周辺対策特別交付金の一部を充てることとし、その分の繰出金を増額するも

のです。

5款1項1目農業委員会費の委員報酬は、農業委員と農地利用最適化推進委員報酬の上乗せ分について、今年度の活動実績見込みにより減額。一般職給与費は実績見込みによる調整。農業委員会事務費の一般職報酬は、会計年度任用職員を採用しなかったことによる減額。備品購入費は、国の令和3年度補正予算による補助金を受け、農地利用意向調査等で使用するタブレット8台を購入する経費の計上で、繰越明許費を設定し、令和4年度に執行する予定です。

32ページをお願いします。

2目農業総務費の一般職給与費は実績見込みによる調整。

3目農業振興費の需給調整対策総務事業は、町農業再生協議会へ交付する経営所得安定対策等推進事業補助金について、補助対象としていた電算システムへのデータリング作業を職員で行ったことにより、事業費が減ったことから減額するものです。農業用廃プラスチック処理対策推進補助事業は、処理量が見込みより少なくなることから、補助金を減額。農業近代化資金利子補給事業も実績見込みによる減。農業振興会活動補助事業は、新型コロナウイルス対策で、農業振興会の各種事業が中止または縮小となったことから、活動実績により、補助金を減額。地域園芸活性化事業の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金は、農業者の要望取下げにより減額。農業次世代人材投資資金事業は、新規就農者2名を見込んでいましたが、新規の就農対象者がいなかったことなどから減額。農地中間管理機構事業は、会計年度任用職員を採用しなかったことから、次のページ、一般職報酬と費用弁償を減額。

4目畜産振興費の畜産振興事業は、豚熱予防接種の接種頭数が当初見込みより少なかったこと、また、手数料が390円から290円へ変更になったことから、補助金を減額するものです。

5目農地費の土地改良施設維持管理適正化事業は、屋形排水機場口径300ポンプ整備補修工事について、千葉県土地改良事業団体連合会の採択を得られなかったため、当該工事に係る設計委託料、工事費及び事業負担金を減額。次の成田用水土地改良負担金事業は、土地改良施設の緊急修繕実施に伴う負担金の増。大布川排水機場管理事業は、事業費の確定による負担金の減。房総導水路補償施設管理事業の修繕料は、宝米地先の排水路修繕費の計上。工事請負費は、於幾地先の28号機場内の汚泥撤去工事費の計上です。町単土地改良補助事業の原材料費は、支給資材購入費の入札結果及び一部地区で事業取下げがあったことによる減。補助金は、一部地区で事業規模縮小や事業取下げがあったことによる減。

34ページをお願いします。

6目農道整備事業費の広域営農団地農道整備事業は、国庫補助金を見込みより多く受けられることとなったことから、各市町負担金が減額となったものです。次の農道管理事業は、農免道路FWD調査委託料の契約実績による減。農道整備事業は、あけぼの橋橋脚耐震補強工事設計業務委託料の契約実績による減です。

5款2項1目林業振興費のサンプスギ林再生・資源循環促進事業は、補助対象となる被害木伐倒実施面積や被害材運搬料の減、また、植栽を来年度へ見送ったことなどに伴い、補助金を減額。

5款3項1目水産業振興費の海匠漁業協同組合振興事業は、組合事業の決算見込みによる負担金の減です。

次のページ、6款1項1目商工振興費の一般職給与費は、実績見込みによる減。中小企業振興資金利子補給事業の減額は、新規利用者の減によるものです。企業誘致促進事業の委託料は、横芝光インターチェンジ周辺地形図作成業務委託料の契約実績による減。積立金は、横芝光インターチェンジ周辺への企業誘致を実現するため、将来的に町が造成や道路整備などの費用を負担しなければならなくなる可能性が大であることから、事業実施に備え、新たに企業立地促進基金を創設し、基金を積み立てるもので、今後も町の財政状況を見ながら、継続して積み立てていく予定です。

次の法人応援給付金事業は、地方創生臨時交付金を活用し、町内に事業所を有し、法人町民税、均等割が課税されている法人へ一律3万円を給付する事業で、実績による減です。給付件数の実績は356件でした。

次の事業継続支援金事業も、地方創生臨時交付金を活用し、千葉県が行う中小企業等事業継続支援金の受給決定者となった町内の中小企業及び個人事業者へ一律5万円を上乗せ支給する事業で、実績による減額です。申請件数の実績は84件でした。

2目観光費の観光事務費は、備品購入費を庁用車1台の購入実績により減額。

海水浴場開設事業は、海水浴場を開設しなかったことによる不用額を減額するものです。

36ページをお願いします。

7款1項1目土木総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。

7款2項3目道路新設改良費の各道路改良事業は、事業実績による調整です。

次のページ、7款4項1目都市計画総務費の都市計画策定事業は、都市計画基礎調査業務委託料の契約実績による減。

7款5項1目住宅管理費の住宅改修補助事業は、住宅改修事業補助金について、補助限度額未満の申請が多くあったことから残分を減額。津波被災住宅再建支援事業の償還金は、東日本大震災の津波で被災した住宅の修繕を支援する事業が令和2年度をもって完了したことから、受入済み国庫補助金の残金を国へ返還するため、計上したものです。

38ページをお願いします。

8款1項1日常備消防費の常備消防事業は、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が組合職員人件費の減や、令和2年度繰越金の確定などにより減額。

2目非常備消防費の消防団活動費は、団員定数438名に対し、実団員数400名となったことから団員報酬を減額。

3目消防施設費は、小型動力ポンプ付積載車2台の購入に係る施設整備事業債の減額に伴う財源振替です。

4目災害対策費の地域防災計画整備事業は、地域防災計画改定等業務委託料の契約実績による減。

9款1項2目事務局費の特別職給与費と一般職給与費は、実績見込みによる調整。

次のページ、事務局事務費の備品購入費は、庁用車1台の購入実績による減。教育振興基金積立金は、奨学資金貸付金の返還金を基金へ戻すための積立金で、今年度は繰上げ一括返済者1名と、返済月額増額者1名があったことにより、返還額が多くなったことから積立額を増額。健康検査事業の教職員検診委託料は、人間ドック受診者の増加に伴い、残額が生じることから減額。要保護準要保護児童生徒就学援助事業は、準要保護児童数の減により、援助費を減額。奨学資金事業の奨学資金貸付金は、継続貸付者のうち1名の退学や、新規貸付者が見込みより少なかったことによる減。スクールバス運行事業の燃料費は、新型コロナウイルスの影響で、スクール学習、図書館学習、校外学習等が中止となったことにより、運行距離が減ったことによる減額。

9款2項2目教育振興費のGIGAスクール構想環境整備事業は、GIGAスクール端末運用支援業務委託料の契約実績による減です。

3目学校建設費の横芝小学校改築事業は、委託料が基本設計業務委託料の契約実績による減。工事請負費が拡張用地造成工事費の減で、大きく減額となった主な要因は、造成工事に当たり、町道I-18号線の発生土を活用したことにより、土砂を購入する必要がなくなったことによりです。

40ページをお願いします。

9款4項1目社会教育総務費の一般職給与費は、実績見込みによる調整で、主に育児休業取得による減。図書館ギャラリー運営事業の報償費は、新型コロナウイルスの影響により、ギャラリー開催期間を縮小したことによる、受付業務謝礼金の減。印刷製本費は、ポスター、チラシ等の作成を職員対応としたことによる減です。

2目公民館費の講座開催事業は、家庭教育学級合同講演会等の中止による講師謝礼の減。

3目共同利用施設費は、文化会館と町民会館の非常用電源接続盤設置工事の契約実績による減額。

4目図書館費の一般職給与費は、実績見込みによる調整。図書館一般設備維持管理事業の光熱水費は、照明のLED化及び新型コロナウイルス対応での図書館2階利用制限等に伴い、電力使用量が減ったことによる減。

次のページ、9款5項2目体育施設費の補償金は、新型コロナウイルス対応で、光しおさい公園スポーツ施設を休業したことによる損失を指定管理に関する協定書に基づき、指定管理者へ補償するため計上したものです。

3目学校給食費の一般職給与費は実績見込みによる調整。学校給食事務費の学校給食費負担金助成金は、始業式、終業式の日給食提供により、給食実施日数が増えたことなどから、負担金額が増額となったことに伴う増。賄材料費も、給食実施日数の増加に伴い、不足分を増額するものです。

11款1項公債費は、今年度の償還額の決定による調整です。

42ページ以降の給与費明細書など、参考資料の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第15号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時04分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第16号及び議案第17号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） それでは、議案第16号及び議案第17号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号の令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第16号の補正予算書をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,522万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,122万7,000円とするものでございます。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は事項別明細書によりご説明いたしますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入からご説明申し上げます。

5款国庫支出金は、1項1目災害臨時特例補助金で49万6,000円の増額で、国保税年税額の特例措置で、新型コロナウイルス感染症対応分になります。8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金4万円の増額は、マイナンバーカード取得促進及び利用申込支援事業に対する補助金になります。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金ですが、1節の普通交付金が236万6,000円の減額です。これは、歳出で保険給付費の減額と令和2年分の精算によるものがあります。2節の特別交付金は、説明欄のとおり保険者努力支援分が交付決定により22万8,000円の減額です。特別調整交付金は723万2,000円の増額、県繰入金が99万9,000円の増額、それぞれ交付見込みによるもので、東陽病院へ繰り出しいたします。それらを合わせまして、6款県支出金全体で563万7,000円の増額でございます。

7款1項財産運用収入、財政調整基金利子で、令和2年度に積立てした預金の利息1,000円であります。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、決算見込みや交付決定などにより、1 節保険基盤安定繰入金で285万円の増額、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で45万7,000円の増額でございます。5 節の財政安定化支援事業繰入金は、交付見込みにより16万9,000円の増額でございます。これらを合わせまして、全体で347万6,000円を増額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目前年度繰越金については、1,557万7,000円の増額です。前年度繰越金から計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の19万8,000円の増額につきましては、国民健康保険法施行令規則の一部改正により、高額療養費支給システム改修を行おうとするものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は、県の普通交付金の交付決定に伴う財源振替です。2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費138万円の増額につきましては、実績見込みによるものです。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、保険基盤安定繰入金などの交付決定に伴う財源振替です。

5 款 1 項保健事業費の1 目保健衛生普及費は、レセプト点検委託料の契約単価が確定したことなどから、34万3,000円の減額をするものでございます。5 款 1 項 2 目疾病予防費は、県の交付金の決定に伴う財源振替です。

9 ページをお願いいたします。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金ですが、財政運営のさらなる健全化を図るため、決算見込みの余剰金662万5,000円を積立て予定といたしました。

8 款諸支出金、1 項 4 目特定健康診査等負担金償還金142万1,000円の増額は、令和2年度交付金の特定健康診査と特定保健指導の実績に基づき返還するものです。8 款 3 項繰出金、1 目一般会計繰出金は765万9,000円の増額で、令和2年度一般会計繰入金の精算に基づく返還金です。2 目直営診療施設勘定繰出金につきましては、歳入の6 款 1 項県補助金でご説明いたしました特別調整交付金及び県繰入金で、国保会計で受入れして東陽病院へ繰り出しいたします。東陽病院の医師等の確保支援や診療施設整備事業等に対し交付されるもので、

828万7,000円を増額計上するものでございます。

以上、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともに2,522万7,000円の増額補正でございます。

引き続き、議案第17号についてご説明申し上げます。

議案第17号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第17号の補正予算書をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,599万1,000円とするものでございます。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は事項別明細書によりご説明いたしますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、2節の保険基盤安定繰入金は、県からの交付決定により310万6,000円の減額となります。

次に、5款繰越金、1項1目繰越金185万1,000円につきましては、前年度における収支差額の発生による今年度への繰越分でございます。

6款諸収入、4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入375万4,000円につきましては、各種健診事業実績見込みによる減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。右側説明欄の保険料納付金が38万3,000円の増額、保険基盤安定納付金は決定通知に基づき310万6,000円を減額するもので、合わせまして272万3,000円を減額するものでございます。

3款保健事業費、1項1目後期高齢者健康診査費であります。通信運搬費27万2,000円の減額と、後期高齢者健康診査委託料348万2,000円を実績見込みにより減額するもので、合わせまして375万4,000円を減額するものでございます。

次に、4款諸支出金、2項1目他会計繰入金であります。これにつきましては、前年度事務費繰入金の精算で146万8,000円の増額です。歳入5款の前年度繰越金を財源としております。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともに500万9,000円の減額補正でございます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第18号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第18号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

別冊の介護保険特別会計補正予算（第2号）議案つづりとなりますのでご用意をお願いいたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,047万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整と、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定及び見込額による調整、介護給付費準備基金への積立てを行うものであります。

2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算補正の款項別の表になりますので、また4ページ、5ページは事項別明細書の総括になりますので、後ほどご覧ください。

それでは、6ページをご覧ください。

歳入からご説明申し上げます。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料で、高齢者配食サービス事業での利用者の費用負担分であり、利用人数及び利用食数の減により14万6,000円を減額するものであります。

3款国庫支出金です。全体では5,013万円の減額となります。

内訳につきましては、1項1目介護給付費負担金は、交付決定により1,588万7,000円の増額、2項1目調整交付金は、交付見込みにより3,439万8,000円の増額です。5目保険者機能

強化推進交付金 8 万 5,000 円の減額、また 6 目介護保険保険者努力支援交付金 13 万円の減額は、ともに交付決定によるものでございます。10 目介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、保険料の減免を行った場合に国から交付される補助金で、6 万円の増額です。2 名の方に減免措置を行いました。

4 款支払基金交付金の介護給付費交付金は、交付見込みにより 2,367 万 4,000 円の減額。

5 款県支出金の介護給付費負担金は、交付決定により 1,544 万 5,000 円の増額。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金利子で 6,000 円の増額となります。

7 ページをご覧ください。

8 款繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で、各種事業の実績見込みから、前年度からの繰越金等で対応できるため取崩しを行わないこととし、全額を減額するものであります。

9 款繰越金の 1 億 6,007 万 9,000 円の増額は、前年度の給付費等の精算後の残高を全額繰越金として繰り入れるものであります。

続きまして、8 ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス給付費は 1,389 万 5,000 円の増額であります。居宅介護サービス給付費において、介護認定者数の増加に伴いサービス利用者が増えたことによるものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は 383 万 2,000 円の増額で、要支援者認定者数の増加に伴いサービスの利用者が増えたもので、介護予防サービス給付費は 258 万 3,000 円、介護予防福祉用具購入費で 12 万円、介護予防住宅改修費で 51 万 9,000 円、介護予防サービス計画給付費、いわゆるケアプランの作成で 61 万円、それぞれ増額となります。

3 項 1 目審査支払手数料は、財源振替です。

4 項 1 目高額介護サービス費につきましても、要介護認定者の増加に伴い給付が伸びているため 550 万円の増額となります。

9 ページになります。

4 項 2 目高額介護予防サービス費、5 項 1 目高額医療合算介護サービス費につきましては、財源振替です。

7 項 1 目特定入所者介護サービス費 555 万円につきましては、要介護認定者の増加に伴い、サービスの利用の実績見込みが増えたことにより増額補正が必要となりました。

7 項 3 目特定入所者介護予防サービス費は、財源振替となります。

続きまして、4款基金積立金につきましては、歳入歳出を見込んだ結果、前年度からの繰越金から1億2,000万円と、介護給付費準備基金積立金の当該年度分の利息が確定したことによる5,000円を増額し、基金へ積み立てるものであります。

次に、5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、96万5,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小したことにより、通所型サービスC業務委託料84万5,000円、通所型サービスB補助金12万円をそれぞれ減額するものです。

2項1目一般介護予防事業費は114万6,000円の減額で、介護度重度化防止推進員などへの報償金69万円の減額、介護予防運動教室委託料23万9,000円、介護予防事業看護師等委託料21万7,000円、それぞれ減額するもので、これらにつきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業を縮小したことによるものです。

3項1目包括的支援事業費は財源振替、2目任意事業費234万9,000円の減額は、高齢者配食サービス事業委託料で、利用人数及び利用食数の減により105万4,000円の減額、また成年後見制度利用支援費は、報酬費用、扶助費の対象となる被後見者が少なかったことから、129万5,000円を減額するものです。

3項3目在宅医療・介護連携推進事業費の21万8,000円の減額は、在宅医療・介護安心ガイドの印刷代、11ページの3項4目生活支援体制整備事業費の26万4,000円の減額は、生活支援・介護予防啓発紙の印刷代で、ともに新型コロナウイルス感染症の影響により配布機会が減少し、在庫などでの対応としたことから減額するものでございます。

3項5目認知症総合支援事業費、3項6目地域ケア会議推進事業と、4項1目審査支払手数料は、財源振替となります。

以上をもちまして、令和3年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第19号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第19号 令和3年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の病院事業会計補正予算をお願いいたします。

1 ページですが、第 1 条は総則、第 2 条は業務の予定量の補正で、病院改築事業費の補正前の額7,478万9,000円を1,813万2,000円減額し、合計を5,665万7,000円とするものです。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入の 1 款 1 項医業収益は、補正前の額11億8,046万6,000円に2,144万4,000円を補正し、合計を12億191万円に、3 項医業外収益では、補正前の額 4 億9,177万5,000円に906万7,000円を補正し、合計を 5 億84万2,000円とするものです。

支出では、1 款 1 項医業費用で、補正前の額16億88万2,000円に1,100万8,000円を補正し、合計を16億1,189万円とするものです。

2 ページをお願いします。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正で、収入の 1 款 1 項企業債は、補正前の額8,450万円を7,470万円減額し、合計を980万円に、第 3 項補助金では、補正前の額2,000円に5,704万1,000円を補正し、合計を5,704万3,000円とするものです。

支出では、1 款 1 項建設改良費で、補正前の額 1 億994万7,000円を1,813万2,000円減額し、合計を9,181万5,000円とするものです。

なお、この補正により、財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を5,200万2,000円から5,152万9,000円に改めるものであります。

次に、3 ページをお願いします。

第 5 条は企業債の補正で、非常用発電設備増設工事に係る借入金は、成田空港周辺対策特別交付金の対象となるため、電話交換機更新工事に係る借入れは、世界的な半導体不足により今年度中の業務完了の見込みが立たないため、計画を改め、工事の実施年度を変更することから廃止するものであります。

続いて、第 6 条は重要な資産の取得及び処分の補正で、電話交換機更新工事の実施年度の変更に伴い廃止するものであります。

それでは、詳細についてご説明いたします。

5 ページの補正予算説明書をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款 1 項 4 目のその他医業収益は2,144万4,000円の補正で、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の交付見込額を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（病床確保支援事業）は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保に伴い確保した 1 床に対し、1 日当たり 1 万6,000円、確保に当た

り使用できなくなる休止病床1床に対し、1日当たり2万6,000円が交付される補助金で、12月から1床確保したことから、3月までの4か月の交付見込額1,134万8,000円を計上しました。

ワクチン個別接種促進事業支援金は、個別接種を促進するため、1日50回以上の接種を行った場合に1日当たり10万円、4週間以上特別な接種体制を確保して実施した場合に、医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円が支給されるもので、5月から11月までの7か月分、1,009万6,000円を計上しました。

1款3項2目の補助金は906万7,000円の補正で、国民健康保険調整交付金等の交付見込額を計上いたしました。国民健康保険特別調整交付金の医師等の確保支援事業分は、医師、看護師の確保に係る費用で上限額の100万円、救急患者受入体制支援事業分は、夜間、休日のパート医師の当直費用分で、基準額の3分の2の425万5,000円、国保診療施設運営費分は、病床規模別の額で100万円でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（医療機関設備整備事業）は、発熱外来に係る補助率10分の10の補助金で、実費相当額271万2,000円を計上しました。なお、発熱外来の設置に係る仮設診療室賃借料については、6月補正で承認いただきました新型コロナウイルス感染症拡大防止医療提供体制確保支援補助金の活用を予定していたところですが、今回計上させていただいた補助金の補助条件が発熱外来等の設置に限定されていることから、財源をこちらに振り替え、6月補正で承認いただいた補助金はパルスオキシメーター、コロナ核酸増幅検査装置、移動型エックス線の購入経費に充てさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金は、感染拡大防止を防ぐための取組を行い、医療提供を継続している医療機関等に対する感染対策に係る費用で、上限額の10万円でございます。

6ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款1項3目経費は1,100万8,000円の補正で、2節報償費の非常勤医師報償は、アレルギー、膠原病科の特殊外来など、内科外来の非常勤医師を2名増としたため700万円の増額。7節光熱水費は、再生可能エネルギー賦課金及び原油価格高騰による燃料調整費の単価の増額及び仮設診療室増設等による電気使用量の増のため、不足が生じるおそれがあることから320万8,000円を増額。12節修繕費は、集水ます、給食配膳車、エアコン修繕など、経年劣化により当初見込みを超える修繕箇所が発生し不足が生じるため、80万円を増額計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目の企業債は、先ほど企業債の補正でご説明したとおり、起債の借入れを行わないこととしたための減額でございます。

2項1目の国県補助金は203万6,000円の補正で、医療機器の更新に係る費用の上限額の3分の1が交付される国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分で、膀胱腎盂ビデオスコープ、婦人科診察台、視力検査機などの更新に係る交付見込額を計上いたしました。2目のその他補助金は、成田空港周辺対策特別交付金の一般会計特定財源分で、非常用発電装置増設工事に係る5,500万6,000円を計上しました。

続いて、7ページ、支出の1款1項1目病院改築事業費は、2節工事請負費1,813万2,000円の減額で、非常用発電装置整備に係る契約実績により970万6,000円、半導体不足により実施年度を変更した電話交換機更新工事842万6,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第19号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第20号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第20号 令和4年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本日は、資料1、令和4年度一般会計当初予算（案）の概要によりご説明させていただきますので、ご準備をお願いします。

なお、過日の議会議員全員協議会での説明と重複する部分もありますが、ご了承願います。それでは、資料の3ページをお願いします。

令和4年度横芝光町一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ115億6,300万円と定めるもので、こちらの表は歳入の令和4年度と令和3年度の当初予算額比較表となります。増減額の大きい款を中心に、その要因をご説明申し上げます。

初めに、1款町税は、比較で8,992万8,000円の増額です。主な増額要因は、個人町民税と法人町民税につきましては景気動向を考慮して増額計上、固定資産税は新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置の終了に伴う増や新增築家屋による増分を見込み増額、軽自動車税は環境性能割臨時的軽減の終了による増、町たばこ税につきましては、税率改正の影響を見込んだことにより増額計上となりました。

6款法人事業税交付金から9款環境性能割交付金までは、県税の一定割合が交付されるも

ので、県の試算を参考に計上した結果、いずれも増額となりました。

10款地方特例交付金は、4,199万9,000円の大幅減ですが、これは自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置と、新型コロナウイルス感染症対策である固定資産税軽減措置の終了に伴い、これに係る減収補填がなくなるためです。

11款地方交付税は、国の令和4年度地方財政対策の概要を参考に積算した結果、普通交付税の増を見込み、2億1,000万円の増額計上となりました。

13款分担金及び負担金702万9,000円の減額は、保育所入所児童保護者負担金と児童クラブ利用者負担金が児童数の減少見込みにより減額となること、また中台共同利用施設空調設備機能回復工事へのNAA負担金が、工事終了により皆減となることが主な要因です。

15款国庫支出金は6,795万5,000円の増額で、これは主に介護給付・訓練等給付事業負担金が、サービス利用者の増に伴う給付費の増により、また子どものための教育・保育給付費交付金が、国負担割合の増などにより大きく増額となるほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上や、保育士等処遇改善臨時特例交付金の新規計上によるものです。

16款県支出金は6,616万円の減額で、これは主に県営基盤整備事業、篠本新井地区に対する農業経営高度化支援事業補助金が皆減となったことによります。

19款繰入金は5,139万3,000円の減額で、令和4年度は財源補填のための財政調整基金繰入金を前年度比8,000万円減の3億円としました。

21款諸収入は1億99万8,000円の増額で、増額となった主な要因は、空港周辺対策交付金を前年度比1億円増の13億円と見込み計上したことによります。

22款町債は5億6,850万円の減額で、公共施設等除却事業債が旧横芝行政センターほか解体工事の終了により2億2,300万円の減額、臨時財政対策債が国の令和4年度地方財政対策などを参考に計上した結果、3億4,700万円減額となったことによります。

8ページをお願いします。

続いて、歳出につきまして目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は、期末手当支給割合の変更による議員報酬の減などにより減額となりました。

2款総務費は2,369万1,000円の減額で、減額となった一番の要因は、旧横芝行政センターほか解体工事の終了により約2億5,000万円減額になることですが、一方、大きく増額または新規計上となった事業もありまして、その主な事業を申し上げますと、生活路線バス運行事業が町内循環バス2台の更新費用に対する補助金の追加と、横芝光号成田便の本年12月からの増便に伴う補助金の増により5,800万2,000円の増額、横芝駅バリアフリー施設整備事業

がＪＲ東日本への負担金の増により１億６,０００円の増額、横芝光インターチェンジバス停管理事業として、今年の秋運行開始予定の東京駅と銚子駅を結ぶ高速バスの停留所とバス利用者駐車場をインターチェンジ北側に整備するため、３,０３１万７,０００円を新規計上。集会施設保全事業では、篠原集会施設改築工事のほか、五つの集会施設の修繕等に対する補助金の計上により１,３９８万５,０００円を増額、民家防音家屋空調施設維持管理補助事業は、申請件数の増加を見込み２,６４３万５,０００円を増額、航空機騒音対策空気調和機器設置事業も、申請件数の増加を見込み１,２００万円増額となりました。

３款民生費は５,２６９万１,０００円の増額で、増額となった主な要因は、介護給付・訓練等給付事業が、障害者福祉サービスの利用者、利用日数の増により３,６８０万８,０００円の増、保育委託事業が、国の定める委託費基準額の増などにより１,４６０万３,０００円増額になったことです。

また、新規事業である支援対象児童等見守り強化事業では、民間団体等が行う町内支援対象児童の見守り事業への補助金として４８０万９,０００円を計上したほか、保育士等と放課後児童支援員の処遇改善のため、町立保育所事務費の保育士・用務員業務委託料と、学童保育事務費の児童クラブ指導業務に係る委託料で、賃金引上げ分を増額計上するとともに、町内民間保育所及び認定こども園分として、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を新規に計上しました。

４款衛生費も４,６０１万６,０００円の増額で、主な増額要因は、一般職給与費が、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員配置により２,４８６万２,０００円増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業が、３回目接種と５歳から１１歳への接種に係る費用に加え、接種体制確保のため任期付職員の看護師、保健師と会計年度任用職員の採用により１,３６２万５,０００円増額となったことです。

また、新規事業として、地域猫活動補助事業と住宅用設備等脱炭素化促進事業を計上しました。地域猫活動補助事業の主な内容は、飼い主のいない猫による地域の問題を未然に防ぐため、猫を捕獲するための捕獲器の貸出しと、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費に対し補助金を交付。住宅用設備等脱炭素化促進事業は、脱炭素化促進のため、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車Ｖ２エンジン充放電設備の購入設置費用に対し補助金を交付するものです。

５款農林水産業費は４,１３３万１,０００円の減額で、減額となる一番の要因は、令和４年度は農業経営高度化支援事業補助金の交付がないことから、県営基盤整備事業が９,６７７万６,０００円減額となるためです。

なお、新規事業として、土地改良施設維持管理適正化事業では古川 1 号水門整備補修工事に係る費用を、農道管理事業では農免桑郷線舗装修繕工事に係る経費を、農道整備事業ではあけぼの橋耐震補強工事に係る経費を計上しました。

このほか、主な事業として水田農業構造改革対策事業、需給調整推進対策奨励事業、多面的機能支払交付金事業などに係る予算を計上しています。

6 款商工費は370万円の減額で、主な要因は、横芝光インターチェンジ周辺地形図作成業務委託の終了と、木戸浜海水浴場を不開設としたことによります。

なお、新規事業として横芝光インターチェンジ周辺開発事業では、インターチェンジ周辺における複合拠点整備の具体化に向けた産業用地整備基本計画策定業務委託料を計上。また、ニューツーリズム開発促進事業では、成田空港南側エリアの地域活性化を図るため、当町と山武市、芝山町、成田国際空港株式会社が連携し、サイクルツーリズム事業を実施することに伴い、フレンドエリア九十九里連絡協議会負担金を増額計上しました。

7 款土木費は 1 億729万6,000円の減額となりましたが、引き続き主要幹線道路町道Ⅰ－7号線、8号線、10号線、14号線、18号線、Ⅱ－36号線の道路改良事業や道路舗装修繕、橋りょう修繕を推進してまいります。なお、令和4年度の予算とは別に、先ほどの令和3年度一般会計補正予算でご説明したとおり、Ⅰ－14号線ほかの道路改良事業で約1億3,500万円を令和4年度に繰越して執行する予定となっております。

土木費での令和4年度新規事業といたしましては、役場周辺への新たな居住地整備の可能性について調査する住宅地整備事業可能性調査業務委託や、横芝小学校周辺の排水対策を検討するための排水対策調査業務委託、また町が保有する都市計画等の地図情報をウェブ上で公開できるようにするための公開型GIS構築等業務委託を実施すべく予算計上しました。

8 款消防費は 2 億7,303万6,000円の増と、大きく増額となりました。これは、横芝光消防署庁舎建て替えに係る負担金が 2 億5,405万円増額となったことや、消防団員の年額報酬、出動報酬の増額と、団員活動服を新基準のものに更新するための費用を計上したことにより、消防団活動費が2,095万1,000円増額となったことが主な増額要因です。

このほか、防災行政無線維持管理事業では、防災力向上のため防災行政無線屋外子局の改修工事費を、消防車両整備事業では、第5分団第1部と第5分団第2部に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新費用を計上しました。

9 款教育費は 3 億5,050万7,000円の減額で、大きく減額となった要因は横芝小学校改築事業で、令和3年度に実施した基本設計業務、拡張用地の取得、物件補償及び造成工事が終了

したこと、ふれあい坂田池公園野球場改修工事の終了によるものです。

なお、新規計上や増額となった主な事業は、学校関係では、教員のＩＣＴ指導力の向上とＩＣＴを効果的に活用した指導を実施するため、ＩＣＴ支援員配置業務委託料を新規計上、横芝小学校改築事業では、実施設計業務委託料と仮設校舎賃借料、中学校施設維持管理事業では、光中学校陸上トラックの改修工事費を計上。また、全小中学校の管理事業で、新型コロナウイルス対策用消耗品の購入代とサーモカメラの購入代を計上しました。

社会教育関係では、図書館一般整備維持管理事業で、高齢者、妊産婦、身体障害者などの駐車スペース整備工事費を、栗山野球場一般管理事業で境界確定のための測量業務委託料を、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業で外トイレ改修工事費を、ふれあい坂田池公園一般管理事業で、野球場本部席消防設備設置工事費や坂田池アオコ対策機器設置工事費を、横芝長山台桜ヶ丘公園一般管理事業で、テニスコートの人工芝張替工事費を計上しました。

10款災害復旧費は、存目計上。

11款公債費は1,843万7,000円の増額で、利子償還分は減額となるものの、元金償還分が合併特例事業債の新たな償還の始まりにより利子減額分を上回り、増額となるためです。

12款諸支出金は、存目計上。

13款予備費は、前年度と同額計上です。

12ページをお願いします。

12ページは、歳出の性質別増減表です。

主な項目を申し上げますと、1、人件費の増は、消防団員の報酬引上げにより1,205万円増額となったほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のため、任期付職員の看護師、保健師や会計年度任用職員の採用などにより、職員給が1,084万6,000円増額となったためです。

2、扶助費の増は、介護給付・訓練等給付費が、障害者福祉サービス利用者の増により3,677万円増額となったほか、保育所入所児童委託料が2,888万円増額となったことなどによるものです。

4、物件費の増は、消防団員新基準活動服の購入などで消防団活動費の需用費が1,347万1,000円増、役場のネットワーク分離機器更新に係る電算システム改修委託料で4,981万3,000円増額となったほか、町の将来を見据え、地域振興やデジタル化を図るため、横芝光インターチェンジ周辺産業用地整備基本計画策定業務委託料や、横芝光町公開型GIS構築等業務委託料、住宅地整備事業可能性調査業務委託料、また教育向上のためＩＣＴ支援員配

置業務委託料を新規に計上したことなどによります。

6、補助費等の増は、横芝光消防署庁舎建替事業への負担金が2億5,405万円増額となったことが一番の要因ですが、このほか金額の大きいものでは、町内バス運行費補助金が5,691万円の増、民家防音家屋空調施設維持管理補助金が2,643万5,000円の増となっています。また、一部事務組合負担金も、横芝光消防署庁舎建替事業負担金の増分を除いた上で、2,200万円ほど増額となっています。

9、普通建設事業費の減は、主に旧横芝行政センターほか解体工事、横芝小学校拡張用地造成工事、ふれあい坂田池公園野球場改修工事など大規模事業の完了によるものです。

11、繰出金の増は、東陽食肉センター特別会計繰出金は前年度同額ですが、これを除く各特別会計への繰出金が全て増額となったためです。なお、東陽病院事業会計繰出金は6の補助費等へ分類しています。

次は、18ページをお願いします。

上の表は人件費の内訳で、消防団員の報酬は内訳の1、議員の報酬手当、共済費及び委員等報酬に含まれます。3、職員給が増額となった要因は先ほど申し上げたとおりです。

次の物件費の内訳では、先ほどご説明した理由により需用費と委託料が増額となっていることがご確認いただけます。

19ページ以降の説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

以上で、議案第20号 令和4年度横芝光町一般会計予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時15分とします。

（午後 3時05分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第21号及び議案第22号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第21号及び議案第22号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号の令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料2の令和4年度当初予算案の概要をお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

左から2列目、太枠部分が令和4年度当初予算案の予算額及び構成比で、前年度予算と比較した表となっております。

令和4年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ27億1,900万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、額で9,700万円、率で3.4%の減を見込んでおります。減の要因といたしましては、被保険者数の減少などが主な要因となっております。

それでは、上段の表、歳入の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者分で、被保険者数の減少などから前年度当初予算と比較して額で628万9,000円、率で1.2%減となる5億2,603万2,000円を計上いたしました。

6款県支出金は、歳出の療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金と保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金や特定健康診査等負担金などの特別交付金で、前年度当初予算と比較して、額で8,834万9,000円、率で4.3%減となる19億5,690万3,000円を計上いたしました。

8款繰入金は、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、出産育児一時金などに係る一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して、額で3,277万6,000円、率で18.4%増となる2億1,133万円を計上いたしました。

9款繰越金は、令和3年度からの繰越金で、前年度当初予算と比較して、額で3,533万9,000円、率で63.1%減となる2,070万4,000円を計上いたしました。

10款諸収入は、国民健康保険税の延滞金、交通事故に係る医療費請求、いわゆる第三者納付金などの雑入等で、額で20万円、率で5.2%増となる401万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について、下段の表、歳出の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款総務費は、事務費を主とする総務管理費のほか徴収費、運営協議会費で、前年度当初予算と比較して、額で63万円、率で3.6%増となる1,797万4,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、療養諸費や高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費で、近年の医療費動向や前年度の給付実績を考慮し、前年度当初予算と比較して、額で9,283万3,000円、

率で4.6%減の19億1,253万5,000円を計上いたしました。

なお、療養諸費及び高額療養費につきましては、歳入6款県支出金、普通交付金が財源となっております。

3款国民健康保険事業納付金は、県が支出することとなる市町村国保医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源となるもので、千葉県からの通知により、前年度当初予算と比較して、額で680万3,000円、率で0.9%減の7億2,664万円を計上いたしました。

5款保健事業費は、医療費通知やレセプト点検業務などの保健衛生普及費、糖尿病予防や人間ドック助成事業などの疾病予防費、特定健康診査等事業費、特定保健指導事業費などで、前年度当初予算と比較して、額で112万5,000円、率で2.1%増となる5,529万1,000円を計上いたしました。

8款諸支出金は、保険税還付金や保険給付費等交付金償還金及び東陽病院への繰出金などで、前年度当初予算と比較して、額で111万4,000円、率で32.7%減となる229万7,000円を計上いたしました。

9款予備費は、前年度当初予算と比較して、199万4,000円、率で88.2%増となる425万4,000円を計上いたしました。

次の、2ページから4ページは予算案の概要、5ページは平成23年度から令和2年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第22号の令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料3の令和4年度当初予算案の概要をお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

左から2列目、太枠部分が令和4年度当初予算案の予算額及び構成比で、前年度予算と比較した表となっております。

令和4年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,100万円で、前年度当初予算と比較して、額で1,000万円、率で3.1%の増を見込んでおります。増額の要因といたしましては、75歳を迎え、後期高齢者医療保険制度に加入となる被保険者数の増加が主な要因であります。

それでは、上段の表の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者が年金天引きなどの特別徴収または納付書、口座振替による普通徴収により納付する保険料で、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に

2億3,057万1,000円を計上いたしました。被保険者数の増加が主な要因でございまして、前年度当初予算と比較して、額で622万6,000円、率で2.8%の増となりました。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して、額で362万円、率で4.3%増となる8,788万9,000円を計上いたしました。

6款諸収入は、後期高齢者健康診査及び保険料賦課徴収帳票作成に係る広域連合からの受託事業収入、過年度分保険料の還付金などに係る広域連合からの交付金で、前年度当初予算と比較して、額で15万4,000円、率で1.2%増となる1,253万3,000円を計上いたしました。

続きまして、下段の表、歳出の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款総務費は、通常業務における被保険者証の作成や郵送料などの一般管理費、保険料徴収に係る各種帳票の印刷製本費、電算処理委託料の徴収費で、前年度当初予算と比較して、額で57万6,000円、率で22.7%の増となる311万6,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1款後期高齢者医療保険料と4款繰入金のうち、保険基盤安定繰入金分を合わせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して、額で893万円、率で2.9%の増となる3億1,584万8,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度当初予算と比較して、額で37万3,000円、率で3.6%増の1,065万7,000円を計上いたしました。本健康診査は広域連合からの委託により実施するもので、その費用は全額が広域連合からの受託事業収入により賄われます。

4款諸支出金は、過年度分保険料の還付金及び還付加算金などで、前年度当初予算と比較して、額で3万7,000円、率で6.1%増の64万8,000円を計上いたしました。

主な予算につきましては以上でございます。

次の2ページと3ページは予算案の概要、4ページは後期高齢者医療の動向を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第21号及び議案第22号の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第23号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第23号 令和4年度横芝光町介護保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料４、令和４年度介護保険特別会計当初予算案の概要によりご説明をさせていただきます。

それでは、１ページをご覧ください。

令和４年度は、３か年計画である高齢者保健福祉計画第８期介護保険事業計画の２年目に当たり、「住み慣れた地域で支えあい、自立した暮らしを安心して続けられるまちづくり」のため、団塊の世代全てが75歳以上となる令和７年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる住まい、生活支援、介護予防、医療、介護が連携する地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

令和４年度介護保険特別会計予算案の主な内容としましては、第８期介護保険事業計画の推計データにより、要支援・要介護認定者数の増加に伴い必要となる介護サービス・介護予防サービス給付費を見込んだほか、地域支援事業の推進を重視して予算編成をいたしました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

２ページ、３ページをご覧ください。

１款保険料は、全体の18.0%を占めますが、前年度比0.2%、79万8,000円増の４億8,503万1,000円を計上しました。内訳としましては、特別徴収が４億4,651万8,000円、普通徴収が3,727万1,000円、滞納繰越分が124万2,000円で、低所得者への保険料の軽減強化の実施による減額分を見込んだものであります。

２款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを主とする家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービス事業などの利用料として、前年度比13.2%、21万1,000円減の138万9,000円を計上いたしました。

３款国庫支出金は、制度に基づき、介護給付費分４億4,494万7,000円、調整交付金１億2,688万円1,000円、地域支援事業交付金の総合事業分としまして1,423万円9,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分としまして1,816万4,000円、保険者機能強化推進交付金481万3,000円、介護保険保険者努力支援交付金480万円、過年度分4,000円で、前年度比4.4%、2,560万6,000円増の６億1,384万8,000円を計上いたしました。

４款支払基金交付金は、制度に基づきまして、介護給付費分６億8,516万円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,922万3,000円、過年度分2,000円で、前年度比5.1%、3,402万3,000円増の７億438万5,000円を計上いたしました。

５款県支出金は、制度に基づきまして、介護給付分の３億7,978万2,000円、財政安定化基

金1,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として889万9,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として908万2,000円、過年度分3,000円で、前年度比5.5%、2,062万8,000円増の3億9,776万7,000円を計上いたしました。

8款繰入金は、一般会計からの繰入で、制度に基づきまして、介護給付費分3億1,720万4,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,246万円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として1,191万5,000円、その他繰入金事務費分として3,543万8,000円、低所得者保険料軽減繰入金2,953万7,000円、また、介護給付費準備基金繰入金8,800万円、過年度分4,000円で、前年度比10.5%、4,715万1,000円増の4億9,455万8,000円を計上いたしました。

そのほか、説明以外の科目につきましては存目計上でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

4ページと5ページをご覧ください。

1款総務費は、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査委託料、令和4年度から開始予定の保険料のコンビニエンスストアでの収納に係る経費、介護保険コンピューターシステムの改修、維持管理費用、保険料徴収のための印刷、発送等の事務的経費、また、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っている介護認定審査会及び介護認定のための事前調査に要する経費などで、前年度比10.1%、306万8,000円増の3,344万円を計上いたしました。

2款保険給付費につきましては、歳出全体の94.1%を占めております。65歳以上の第1号被保険者数は今後減少していく見込みではありますが、65歳未満が減少する傾向にあり、高齢化率は増加を続けていきます。また、要支援・要介護者認定者数につきましても増加が見込まれます。

予算計上に当たりましては、第8期介護保険事業計画の推計等を基に、前年度比5.3%、1億2,716万円増の25億3,689万4,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、介護サービス給付費23億3,733万9,000円、介護予防サービス給付費3,681万4,000円、高額介護サービス費5,400万円、高額医療合算介護サービス費500万円、特定入所者介護サービス費1億200万円を見込んでおります。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上です。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の基金利子1万1,000円を計上いたしました。

5款地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの充実、推進に向けた介護予防・日常生活

支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、認知症総合支援事業などを実施するもので、前年度比1.8%、223万3,000円減の1億2,259万9,000円を計上いたしました。

主な内訳としましては、介護予防日常生活支援サービス事業費6,767万5,000円、一般介護予防事業費336万4,000円、地域包括支援センター運営委託費3,387万2,000円、任意事業のうち高齢者配食サービス事業費411万6,000円、家族介護用品支給事業費、紙おむつ支給事業になります。490万5,000円、成年後見制度利用支援費132万5,000円、介護給付費適正化事業のためのシステム保守委託料105万6,000円、認知症初期集中支援チーム運営委託料348万円を計上いたしました。

6款公債費は、存目計上です。

7款諸支出金は、被保険者の移動に伴う保険料還付のためのもので、205万4,000円を計上いたしました。

8款予備費は、昨年と同額の200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比5.0%、1億2,800万円増の26億9,700万円を計上したものでございます。

6ページ、7ページは、介護保険事業の状況を参考資料として添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、令和4年度横芝光町介護保険特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第24号について、産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 議案第24号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料5の令和4年度農業集落排水事業特別会計当初予算案の概要によりご説明させていただきますので、資料をご用意願います。

ページをめくっていただきまして、1ページの予算案の概要でございますが、現在の処理施設への接続率は、人口ベースで48.8%でございます。引き続き、地元の維持管理組合の役員のご協力を得ながら、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、普及啓発活動に努めてまいります。

歳出では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の54.2%を占めており、令和16年度までの償還となっております。施設の維持管理につきましては、効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費節減に努めてまいります。また、令和6年度までに特別会計から公営企業会計へ移行するために、令和3年度から令和5年度まで継続費設定をしている公営企業会計法適用移行業務委託料の本年度分を計上させていただいております。

このような状況を踏まえ、令和4年度の予算編成をしましたところ、歳入歳出予算の総額は6,500万円となり、前年度当初予算と比較しますと370万円の増額、率で6.0%増となりました。

2ページをご覧ください。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の182件と3施設の使用料835万8,000円の計上で、前年度と比較して15万5,000円、率で1.8%の減額でございます。

3款繰入金は4,813万9,000円の計上で、前年度と比較して325万5,000円、率で7.3%の増額となっております。

4款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、雑入での存目計上でございます。

6款町債は、公営企業会計法適用移行業務の委託料に対する地方債として750万円の計上で、前年度と比較して60万円、率で8.7%の増額となります。

3ページをご覧ください。

歳出の状況でございますが、1款総務費は580万5,000円の計上で、前年度当初予算と比較して13万1,000円、率で2.3%の増額となり、人件費、協議会負担金等の一般管理費で、職員の給与、手当等を計上したものでございます。

2款事業費は2,294万円の計上で、前年度当初予算と比較し、354万8,000円、率で18.3%の増額となっております。主な増額要因としましては、木戸台地区の農業集落排水処理施設の施設営繕に係る工事費や、予算案の概要でも説明させていただきましたが、令和6年度までに現在の特別会計から公営企業会計へ移行するための公営企業会計法適用移行業務委託料が要因でございます。

3款公債費は3,525万5,000円で、前年度当初予算と比較し2万1,000円の増額となり、建設事業費に対する借入金の償還元金3,062万9,000円と、償還金の利子462万6,000円を計上し

たものでございます。

4 款予備費につきましては、前年度と同額の100万円計上させていただきました。

以上、令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第25号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第25号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料6の令和4年度食肉センター特別会計当初予算案の概要をお願いいたします。

なお、1ページには歳入歳出の状況を、2ページから4ページまでには当初予算案の概要を記載しておりますので、この記載内容によりご説明申し上げます。

1ページの歳入の状況、歳出の状況の合計欄をご覧ください。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は、1億9,300万円となり、前年度当初予算額と比較しますと700万円、率にして3.8%の増額となりました。

2ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款歳入の大宗をなす事業収入は、前年度比85万9,000円減の1億7,348万1,000円の計上でございます。と畜頭数は、豚を10万2,000頭、牛を3,300頭と見込み、各種の使用料を算定したところでございます。

2 款県支出金は、前年度と同額の183万円の計上でございます。千葉県からと畜合格した豚及び牛の枝肉への検印押印を1頭当たり17.38円で作業委託されているものでございます。

3 款財産収入は、財政調整基金利子で、存目計上でございます。

4 款繰越金は、前年度比785万9,000円増額の1,699万7,000円の計上でございます。

5 款諸収入は、枝肉確認表発行業務に係る委託料など33万円を計上したところでございます。

6 款繰入金は、一般会計から児童手当としての繰入金が36万円、財政調整基金からの繰入金は存目計上といたしました。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費は、前年度比136万9,000円減の7,910万円の計上で、主なものといたしましては、一般職8名分及び会計年度任用職員1名分の給与費6,115万5,000円、委託料243万5,000円、各組合などへの負担金、補助及び交付金528万3,000円、公課費の消費税710万3,000円でございます。

2 款施設管理費は、前年度比836万8,000円増額の1億292万4,000円の計上で、施設管理関係の主なものといたしまして、需用費の燃料費はA重油などで1,358万1,000円、光熱水費は電気料などで5,115万4,000円、修繕料1,271万5,000円、委託料889万7,000円、原材料費は170万円、備品購入費は98万2,000円で、と畜設備、壁、床などを清掃する高圧洗浄機1台の購入を予定しております。施設整備関係につきましては840万6,000円の計上で、火災報知設備改修工事、浄化槽ブロワー改修工事、小動物自動皮剥機改修工事などを予定しております。

3 款公債費は、797万5,000円の計上で、借入数は2口でございます。

4 款積立金は、財政調整基金で、存目計上でございます。

5 款予備費は、前年度と同額の300万円の計上でございます。

5 ページ、6 ページには年度別の決算状況、屠畜頭数をお示ししておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、議案第25号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第26号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） それでは、議案第26号 令和4年度横芝光町病院事業会計予算について、補足説明をさせていただきます。

資料7の令和4年度病院事業会計当初予算案の概要をお願いいたします。

まず、1 ページをお願いします。

東陽病院の経営状況ですが、令和元年度の病床機能の転換で、患者1人当たりの診療単価が向上したため、総体的な医業収益は増加傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で受診を控える傾向が続いており、外来及び入院患者が伸びていないほか、慢性的な医師、看護師不足により、入院を制限せざるを得ない状況がありますことから、依然として厳しい経営状況となっております。

令和4年度当初予算では、引き続き、医師や看護師等の確保に努めるとともに、コロナ禍

にあっても、徐々に外来及び入院患者が増加傾向にありますことから、外来及び入院収益の増を見込み計上いたしました。

一方、費用につきましては、診療情報システムの更新等の施設整備に予算配分を行うなど、医療提供体制の充実を図るべく、投資的費用を計上いたしました。

続いて、収益的収入及び支出予算ですが、予算の総額は、収入支出ともに17億3,000万円を計上いたしました。収入の1款1項の医業収益は、入院・外来収益、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益、室料差額収益、健診収益、人間ドック収益等で、1日平均患者数を入院で70人、外来で160人を見込んだほか、入院及び外来収益の1人当たりの単価の増を見込み、総額11億9,388万5,000円を計上しました。前年度比較で1,341万9,000円、1.1%の増となっております。

2項の訪問看護ステーション収益は、令和3年度の実績を基に、年間訪問日数244日、総患者数2,928人を見込み、2,496万円を計上しました。前年度比較で20万4,000円、0.8%の増となっています。

3項の医業外収益は、一般会計繰入金、匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益、売店収益等で総額5億1,115万3,000円を計上しました。前年度比較で2,437万7,000円、5%の増となっています。

4項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、2ページ中段から3ページにかけての支出でございますが、1款1項の医業費用の総額は16億3,847万2,000円を計上しました。給与費については、医師8名、医療技術員15名、看護師56名、事務員10名、労務員18名の計107名の正職員のほか、会計年度任用職員の人件費となっています。

材料費は、診療に係る薬品、医療材料等です。経費は、非常勤医師の報償費、診療以外に係る消耗品や光熱水費関係、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものです。そのほかに、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費等を計上しました。コロナウイルス検査に係る診療材料費の増額や、各施設の老朽化に伴う修繕費の増額のほか、外来診療等に係る非常勤医師の報償費、感染対策による白衣リースの増額を見込み、前年度比較で4,185万9,000円、2.6%の増となっています。

2項の訪問看護ステーション費用の総額は、3,451万4,000円を計上しました。看護師1名を減したことにより給与費が減額となり、前年度比較で1,000万7,000円、22.5%の減となっております。

3 項の医業外費用の総額は、5,601万2,000円を計上しました。支払い利息及び企業債取扱い諸費は、長期資金 6 件の利息返済、その他雑損失は、貯蔵品に係る消費税雑支出額を計上し、その他売店費用等は、実績を基に算出し、計上しました。医師・看護師養成費として、医師は 1 名増の 2 名と、看護師 12 名を合わせた 14 名分 2,900 万円を計上したことにより、前年度比較で 614 万 8,000 円、12.3% の増となっています。

4 項の特別損益は、存目計上で、5 項の予備費は、前年度同様 100 万円を計上しました。

続いて、3 ページ下段から 5 ページにかけての資本的収入及び支出予算ですが、収入総額は 1 億 4,380 万 1,000 円、支出総額は 1 億 7,920 万 7,000 円を計上しました。

収入の 1 款 1 項の企業債は、診療情報システム更新費用として 1 億 1,110 万円、電話交換機更新工事の財源と合わせて計 1 億 1,950 万円を計上しました。前年度比較で 3,500 万円、41.4% の増となっています。

2 項の出資金は、一般会計繰入金及び匝瑳市負担金で 2,429 万 9,000 円を計上しました。企業債償還金の一部終了や建設改良費に伴う一般会計出資金分の減により、前年度比較で 1,881 万 6,000 円、43.6% の減となっています。

3 項の補助金は、存目計上でございます。

次に支出ですが、1 款 1 項の建設改良費は、病院改築事業費として、電話交換更新工事を計上したほか、資産購入費として、診療情報システム更新に係る費用や各種医療機器の購入費、リース債務として、臨床化学分析装置のリース料など、1 億 3,568 万 6,000 円を計上しました。前年度比較で 2,573 万 9,000 円、23.4% の増となっております。

2 項の企業債償還金は、令和 3 年度で 1 件の企業債償還が完済したため、長期資金残り 6 件の元金返済として 4,352 万 1,000 円を計上しました。前年度比較で 2,615 万 1,000 円、37.5% の減となっております。なお、支出に対し収入が不足する 3,540 万 6,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

続きまして、6 ページの繰入金の状況ですが、令和 4 年度の総額が、前年度と比較し 73 万 7,000 円減の 4 億 4,011 万 4,000 円でございます。内訳は、町の一般会計から 4 億 4,000 万円と匝瑳市から 11 万 4,000 円となっております。

収益的収入では、救急医療の確保に要する経費から不採算地区病院運営に要する経費までの 7 項目、資本的収入は 2 項目で、繰出基準の項目ごとに基準を記載してございますので、ご確認をお願いします。なお、収益的収入の 3 高度医療に要する経費は、1,000 万円以上の高度医療機器の維持経費を、5 経営基盤強化対策は、医師の確保対策や研究経費に係る経費、

6 財政再建企業債は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担が主なものとなっております。
また、7 不採算地区病院運営に要する経費は、総合事務組合負担金が資本的収入に係る繰入
れのうち、基準外部分が主なものですので、ご確認のほどお願いいたします。

以上で、議案第26号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第27号ないし議案第38号について、総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 議案第27号ないし議案第38号の横芝光町農業委員会の委員の任命
についての補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづりにつきましては、69ページからとなりますのでよろしくお願いいた
します。

本案は、令和4年3月31日をもって任期満了となる横芝光町農業委員会委員の12名、内訳
といたしましては、各地区から推薦された者10名、一般応募した者2名の方を任命したく、
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるべく提案したも
のでございます。

なお、任命に当たりましての評価項目につきましては、1点目といたしまして、破産手続
中並びに禁錮以上の刑罰を受けている者ではないこと、2点目といたしまして、認定農業者
の資格を有する者が過半数を占めること、3点目といたしまして、利害関係を有しない者が
含まれること、4点目といたしまして、年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮する
ことの4点でございます。これらの事項について、横芝光町農業委員会の委員候補者評価委
員会から適正との報告があった方々でございます。

なお、議案説明におきましては、選出区分、職業、候補者の住所は大字まで、氏名、提案
時点での年齢をご説明申し上げまして、詳細につきましては議案書をご確認願う形で行いた
いと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、まず議案つづり69ページ、議案第27号、選出区分は推薦で、認定農業者である
大総地区小堤在住、伊藤靖雄氏、68歳を任命しようとするものでございます。

続いて、71ページ、議案第28号、選出区分は推薦で、農業者である大総地区遠山在住、小
川文彦氏、60歳を任命しようとするものであります。

続いて、73ページ、議案第29号、選出区分は推薦で、農業者である横芝地区横芝在住、伊

藤裕児氏、58歳を任命しようとするものであります。

続いて、75ページ、議案第30号、選出区分は推薦で、認定農業者である横芝地区栗山在住、秋葉芳明氏、66歳を任命しようとするものであります。

続いて、77ページ、議案第31号、選出区分は推薦で、認定農業者である上堺地区北清水在住、伊藤博明氏、67歳を任命しようとするものであります。

続いて、79ページ、議案第32号、選出区分は推薦で、認定農業者である日吉地区篠本在住、花澤成晃氏、63歳を任命しようとするものであります。

続いて、81ページ、議案第33号、選出区分は推薦で、認定農業者である南条地区傍示戸在住、川島理昭氏、49歳を任命しようとするものであります。

続いて、83ページ、議案第34号、選出区分は推薦で、認定農業者である東陽地区宮川在住、鈴木茂樹氏、64歳を任命しようとするものであります。

続いて、85ページ、議案第35号、選出区分は推薦で、農業者である東陽地区宮川在住、向後隆輝氏、66歳を任命しようとするものであります。

続いて、87ページ、議案第36号、選出区分は推薦で、認定農業者である白浜地区尾垂在住、伊藤直樹氏、58歳を任命しようとするものであります。

続いて、89ページ、議案第37号、選出区分は一般募集で、会社役員である上堺地区屋形在住、永野邦子氏、71歳を任命しようとするものであります。

続いて、91ページ、議案第38号、選出区分は一般募集で、自営業である白浜地区木戸在住、下高原美津子氏、78歳を任命しようとするものであります。

以上、議案第27号ないし議案第36号の10名は、各地区より推薦された方々であり、かつうち7名が認定農業者の方でございます。議案37号及び議案38号の2名は、一般募集に応募した方であり、かつ利害関係のない方でございます。

以上で、議案第27号ないし議案第38号の横芝光町農業委員会の委員の任命についての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後4時15分とします。

（午後 4時05分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時14分）

◎会議時間の延長について

○議長（川島 仁君） 本日の会議時間は午後5時までに一般質問が終了しない見込みであるため、あらかじめ延長します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 日程を続けます。

◎一般質問

○議長（川島 仁君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（川島 仁君） 順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

皆様、本日は長時間お疲れのところ恐縮ではございますが、いましばらくお付き合いいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス関係であります。感染力の強いオミクロン株の感染者数は、2月上旬に全国で10万人程度の水準まで上り、当町にも多大な影響を及ぼしております。新たな治療薬が厚生労働省に特例承認され、治療の選択肢が期待されておりますが、基本的にはワクチンのブースター接種が急務であると考えます。AIの予測によりますと、ブースター接種が進んでいけば、今後の感染者数は減少していくとのことです。

オミクロン株は感染力が強いという部分が困りものですが、致死率はインフルエンザウイルスよりもかなり低い数値です。新型コロナウイルス発生当初のような封じ込め対策は諸外国の状況を見ても難しいと感じます。ワクチン接種率の向上とさらなる治療薬に期待し、今までのインフルエンザウイルスと同等の考え方で共存へシフトしていける状況に、一日も

早くなってもらいたいと願います。

そして、このような大変な状況の中ではありましたが、冬季オリンピックが北京で開催されました。昨年の夏季オリンピックに続いて獲得したメダル数は過去最多の18個と、またすばらしい成績を残されました。残念ながら表彰台に登れなかった選手からも、初めからメダルを視野に入れた前人未到の技に挑戦する雄姿や、その選手に駆け寄り称賛する各国の選手の姿を見させていただき、心から感動いたしました。

また、ハイテク五輪として掲げた今大会では、様々な場所で通常人間が行う作業がロボット化されているところも話題となりました。開会式や閉会式での非常に繊細な映像技術を用いた幻想的な演出なども、十数年前では考えられなかった中国の技術革新を感じました。

それでは質問に入ります。

大綱1点目、新型コロナウイルス対策についてであります。

現在のワクチンはオミクロン株には効きにくいですが、ブースター接種と言われる3回目のワクチン接種を行った場合、減衰した抗体が上がり、感染しても発症や重症化を防ぐ効果は高くなると見られておりますことは皆様もご承知のことと思います。しかしながら、ファイザー製ワクチンの数量に限りがある中、モデルナ製ワクチンの希望者が少ない傾向にあります。

政府は様々なデータを公表しながら混合接種を推奨しておりますが、当町の状況をお伺いするものであります。3回目のワクチン追加接種の接種率が低下しているが、当町の状況と、前回は質問させていただきました、接種を希望しない人への取り組み状況をお伺いいたします。

次に、先ほども申し上げましたが、感染力の高いオミクロン株は、都心と比べ人流の少ない当町においても大変な影響を及ぼしております。役場職員や東陽病院の職員、また、濃厚接触者の自宅待機等で人員が減り、機能が保たれないことが懸念されます。また、学校関係においても学級閉鎖や休校措置を取った小学校も出てまいりました。

今後、感染状況が高止まりするような可能性も考えられます。役場や東陽病院職員の罹患率増加で機能維持していくための対応と、学級閉鎖や休校でのリモート授業で今後の課題はあるのかについてお伺いをいたします。

続きまして、大綱2点目に、安心して参加出来るボランティア活動について質問をいたします。

当町でも様々なボランティア活動がありますが、活動に当たっては大小に関わらず危険も伴います。また、担い手不足による高齢化も問題であり、若者と比べて注意力や体力も低下

いたします。県内の自治体でも活動中の賠償責任事故や傷害事故等に対する補償を実施しているところがありますが、当町はどのようになっているのか、現状も踏まえまして、万が一の事故等に備えるボランティア補償制度の導入をお伺いいたします。

そして、ボランティア活動で大きなウエートを占めるものが消防団員であるかと思いますが、昨年6月議会で団員の確保について質問しておりますので、この観点から引き続き確認のため、消防団員の処遇改善の進捗状況をお伺いいたします。

最後に、大綱3点目で、空港関係の人口を当町に引き込む施策についてであります。町長は以前より、空港問題は地域振興と補償問題のバランスだとおっしゃっております。しかしながら、現段階では要望した地域振興の進捗に遅れや停滞が見られるほか、補償問題においてもいまだに異論が噴出しております。

成田空港の状況もコロナ前のような見通しはまだまだ立たない状況ではありますが、このままでは騒音が少なく、便利で住みやすい空港以西の地域にみんな移住してしまうのではないかと危惧します。横芝光町第2期人口ビジョンでは、空港内外の新規就業者数のうち3%が町へ定住すると仮定し目標を立てておりますが、私はこの数字は低く感じますし、もっと高い目標を持ってもらいたいと考えております。

今回は、空港の就業者における町への定住者の受皿となる住まいの関係について質問をいたします。町有空き地活用につきまして、旧横芝中学校跡地活用の進捗状況と空き家活用の取り組み状況をお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔4番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱1点目、新型コロナウイルス対策についてのうち、3回目のワクチン追加接種の接種率が低下しているが当町の状況は、それと、接種を希望しない人への取り組み状況はと、大綱3点目、空港関係の人口を当町に引き込む施策についてのうち、町有空き地活用についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、町での3回目ワクチン追加接種の接種率についてでございますが、3月1日現在、

接種対象者 2 万 1,878 人に対し、追加接種を完了された方は 3,460 人で、接種率は 15.8% となっております。

当町では当初、3 月からの接種開始を予定しておりましたが、国からの前倒し要請に対応し、東陽病院や町内医療機関の協力を得て、1 月 31 日から武田モデルナ社製ワクチン、いわゆるモデルナワクチンによる追加接種を開始しました。しかしながら、予約がなかなか入らない状況がございました。これは 1 回、2 回目の接種時に発熱や腕の腫れなどの副反応が強く出ると報道されたことなどにより、モデルナワクチンに対する不安を抱いている影響であると思込まれます。

一方、3 月 1 日現在、国から示されているワクチンの供給量は、ファイザー社製 39.4%、武田モデルナ社製 60.6% とモデルナワクチンのほうが多い状況にあるため、接種を進めるにはモデルナワクチンへの正しい理解を進める必要がございます。ファイザーワクチンにおいても副反応は生じ、その状況は個人差があり、モデルナワクチンにおいても同様となります。

そこで当町では、3 回目接種の通知にモデルナワクチンの安全性と効果等に関するお知らせを同封するとともに、町ホームページに厚生労働省が公開している副反応の状況を引用してお知らせし、あわせて広報よこしばひかり 3 月号にも同じ情報を掲載し、周知を図っております。今後も適切な情報提供により、接種を希望する方が安心して接種を受けられるよう努めてまいります。

次に、接種を希望しない人への取り組みについてでございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種は感染拡大を防止するため、国においても多くの皆さんに受けていただくよう推奨していますが、接種を受けることは強制ではございません。接種を受けるに当たっては、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものと認識しております。

感染力の非常に強いオミクロン株の感染ピークは 2 月上旬で経過したと言われておりますが、重症化しやすい高齢者の感染を抑制し、医療の逼迫を改善するためには、より多くの方にワクチン接種を受けていただくことが望ましいと考えております。町といたしましては、ワクチン接種についての安全性や効果等の正確な情報提供により、1 人でも多くの方が接種を希望されるよう努めてまいります。

次に、旧横芝中学校跡地活用の進捗状況はについてでございますが、旧横芝中学校跡地活用につきましては、令和 2 年 6 月議会定例会の宮菌議員からの一般質問での答弁で、若者世代にとって魅力ある住宅地を形成するという活用構想であります。構想策定後に示された

成田空港の更なる機能強化案により、当該地域を取り巻く環境、状況等が大きく変わっていくこととなったため、活用構想の推進を一時休止しておりましたが、令和２年４月１日に当該地域が騒防法第１種区域に正式に指定されたことを踏まえ、改めて活用方法等について検討を重ね、若者の移住定住につながる施策を実施してまいりたいと考えておりますと、町の方針を述べさせていただきました。

この方針の下、若者の移住定住につながるゾーンとして活用することを前提に、具体的にどのような手法で活用するのがよいか、役場内各課の班長職等で構成する横芝光町土地活用検討委員会にて調査研究を行ってきたところでございます。

今年度実施した空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討の過程で、ヒアリング対象の開発事業者から、旧横芝中学校跡地はＰＦＩを活用した若年層向け賃貸住宅の開発が有効ではないかとの見解を得たことから、これも参考としながら戸建てとするか、集合住宅とするか、一般競争入札とするか、公募型プロポーザルとするかなどについて引き続き調査研究を行い、なるべく早い時期に活用方針を取りまとめたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 秋鹿幹夫議員の大綱１点目、新型コロナウイルス対策についての役場や東陽病院職員の罹患者増加で機能維持していくための対応はのご質問にお答えいたします。

なお、私からは役場機能に関してお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により職員に感染者が発生し、庁舎を閉鎖しなければならない事態を想定し、各所属における対応の調査を令和２年４月と令和３年８月に実施いたしました。感染した職員や濃厚接触者となった職員が多数となった場合には、残された職員だけでは通常の業務を続けることができなくなります。その間、どこで、どのような体制で、何の業務を継続するのかを所属ごとに検討し、取りまとめた結果は全所属に情報共有いたしました。

職員の罹患者が増加した場合でも、最低限の行政機能が確保できるよう、業務の優先度を整理し準備しておくことが重要であると認識しております。今後は感染症対応に関する業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、行政機能が維持できるよう努めてまいります。

最後に、役場機能の維持のためには感染を未然に防ぐことが一番です。職員に向けて日頃の基本的な感染予防対策の徹底、事務室等の小まめな消毒や適度な換気を実施させるなど、感染防止に向けた対策を継続し、あわせて感染予防にも努めてまいりたいと考えております。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 秋鹿幹夫議員の大綱1点目、新型コロナウイルス対策についての役場や東陽病院職員の罹患者増加で機能維持していくための対応はのご質問のうち、東陽病院に関してお答えいたします。

東陽病院での機能維持についてですが、医療提供体制の維持は新型コロナウイルス感染症の治療はもちろんのこと、その他の重要疾患への対応など極めて重要であります。当院では院内で罹患者が出た場合には、接触者の特定、検査を速やかに行い、感染状況の把握と感染拡大防止対策を講じ、診療機能の維持に努めております。

オミクロン株の感染流行に伴い、同居家族等の濃厚接触者となって就業できないケースが増えており、社会機能の維持が懸念されているところでございますが、社会機能維持者の濃厚接触者の待機期間については、2日間にわたる検査を組み合わせることで5日目の解除、無症状患者の療養解除基準については、検体採取から7日間経過した場合には解除可能との改正がされました。

さらに、医療従事者については医療提供体制確保のための緊急的な対応として、ワクチンを2回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難であること、毎日業務前に検査を行い陰性が確認されていることなどの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても不要不急の外出に当たらず医療に従事できるとされております。当院でも、職員自身が罹患または濃厚接触者となって勤務できないケースがございますが、幸い社会機能維持者の取扱いでの勤務ローテーションの調整で、診療業務の継続ができております。

しかし、今後の感染状況によっては診療機能の維持、継続が困難となることも想定しておかなければなりません。診療機能の縮小を余儀なくされる場合には、職員の業務配置の調整、外来診療の縮小、長期処方の実施、他の医療機関への紹介、転院等を行い、必要な診療機能の維持ができるよう進めてまいります。

いずれにしても、東陽病院は地域に密着した医療機関であり、医療の提供を中断することはできませんので、今後もマスクの着用及び手指衛生等の基本的な感染対策に加え、処

置時における標準予防策、休憩時間や場所の分散化など感染対策を徹底してまいります。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 秋鹿幹夫議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、学級閉鎖や休校でのリモート授業で今後の課題はあるかにお答えいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況はまだまだ予断を許さず、当町の小中学校においても学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休校が発生している状況にあります。

令和２年度にＧＩＧＡスクール構想の実現のため、全小中学校の児童生徒に１人１台タブレット端末を整備いたしました。現在では通常授業でもタブレット端末を活用する場面が増えてきており、リモート授業を行ったり、教材の作成を進めたりしております。教職員の積極的な取組により、リモート授業のメリット、デメリットも明らかになってきました。

リモート授業の一番のメリットは、児童生徒の誰もが同等、同質の授業を自宅でも受けられることであります。やむを得ず登校できない児童生徒や保護者にとって最大の利益と考えられます。また、これまでは教員が濃厚接触者となり自宅待機となった場合、児童生徒の学習や生活に少なからず影響がありましたが、第６波の影響で自宅待機を余儀なくされた教員が自宅から授業配信を行った事例の報告も受けております。

一方、デメリットは、タブレット端末の持ち帰りにおいて、家庭のＷｉ－Ｆｉ環境や教員のＩＣＴスキルによっては学習効果を十分に上げられなかったり、通信が途絶えて授業が成立しないケースも生じているため、学びの保障の全てをリモート授業で行うのではなく、従来のプリント学習や問題集等を利用したドリル学習を併用することで、より学習効果を上げられるよう対応しております。

児童生徒に１人１台のタブレット端末が行き届き、ハード面では環境整備が整いつつある現在、学校現場からはより効果的な活用方法や操作方法、機器の不具合への対処等、これまでとは違った１段階レベルアップした内容の研修を求める声が上がってきております。

教育委員会では指導する教員のスキルアップを今後の課題と捉え、さらなる研修の充実とＩＣＴ支援員の配置等により、ＩＣＴ教育のさらなる発展へつなげたいと考えております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 秋鹿幹夫議員の大綱２点目、安心して参加出来るボランティア活動についてお答えいたします。

初めに、万が一の事故等に備えるボランティア補償制度の導入をについてですが、町では例年、町民の皆様などにご協力をいただくボランティア事業として、一日清掃を５月と１１月に、栗山川周辺環境ボランティアを６月と１０月に、それぞれ２回実施しております。

一日清掃は、清潔で明るく住みよい横芝光町を実現することを目的として、町内全域で道路沿いのごみ拾いや草刈り、側溝清掃などを行っていただいております。栗山川周辺環境ボランティアは、飲料水等の重要な供給源としての役割を担っている栗山川の自然環境を保全することを目的として、堤防の草刈りやごみ拾いをしていただいております。

事業の実施に際し、参加される方には事故等がないよう注意喚起をしておりますが、万が一に備え保険に加入しております。どちらの事業についても保険内容は行事参加者の傷害危険担保契約となっております、被保険者は行事参加者で、けがによる通院または入院、後遺障害、死亡などが保険対象となっております。

物損事故は対象となっておりますが、町では全国町村会総合賠償補償保険に加入しており、町主催のボランティア活動等における参加者のけがや財物の損壊等に対し補償できるようになっております。

次に、消防団員の処遇改善の進捗状況はについてお答えいたします。

消防団員の処遇改善については、消防庁から令和３年４月１３日付、消防庁長官通知として消防団員の報酬等の基準の策定等についてが各自治体へ発出されたことに伴い、各自治体等においても団員報酬の引上げ及び直接支払いについて検討されているところです。

当町といたしましては、２月２８日の議会議員全員協議会でご説明させていただいたとおり、年額報酬は団員階級を２万円から２万４,０００円、班長階級を２万３,５００円から２万７,５００円に引き上げさせていただきました。また、出勤報酬を新設し、消防庁が策定した基準の災害等に関する出勤１日当たり８,０００円を基に、業務の負荷等を勘案し、出勤種別と活動時間により額を設定させていただきました。

なお、支給方法でございますが、個人口座への振り込みとさせていただきますこととなります。

消防団員の報酬については、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定されていることから、令和４年４月１日から施行すべく、本議会に条例の一部を改正する条例を提案するとともに、令和４年度一般会計当初予算案に計上させていただきましたので、議会議員の皆様におかれましてはご理解賜りますようお願い申し上げます。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、空港関係の人口を当町に引き込む施策についてのうち、空き家活用の取り組み状況はにお答えいたします。

初めに、平成30年４月に横芝光町空家等対策協議会条例を制定し、同年11月には町長を会長とし、町議会議員、法務、不動産、または建築に関する学識経験者など14名により横芝光町空家等対策協議会が設立され、平成29年に実施した実態調査、意向調査の結果を踏まえ、令和２年８月に横芝光町空家等対策計画が策定されております。

実態調査の結果、空き家もしくはその可能性があると考えられた物件は456件で、そのうち建物に損傷が認められるものや建築基準法上の道路に接していない物件など、利活用に支障を生じるおそれのある物件が413件と、全体の90％と大きな割合を占めております。そのような中、町としては空き家の利活用についての取り組みとして、意向調査の結果を踏まえ、希望者へは国土交通省事業にてライフルホームズが開設した全国版空き家バンクへ物件を登録、掲載しております。

空き家バンクの実績といたしましては、令和３年２月の発足当時８件の物件を掲載いたしました。その後、解体除去を行った物件や交渉成立、掲載辞退などにより、現在は１件の物件が掲載されております。また、掲載ページには活用できる町の補助金制度も紹介されており、取得希望者へ情報提供も行っております。

今後は追加実態調査により現況を再確認し、企画空港課で実施した空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討業務において示されたテーマである魅力ある居住環境の創出に向け、空き家バンクの活用推進に加え、借り上げ転化などの新たな施策を検討し、移住希望者へのニーズに応えられるよう、魅力的な物件や施設に活用できるよう取り組んでまいります。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君） それでは時間もなくなってまいりましたが、少し急ぎ足ですが再質問を順番にさせていただきます。

新型コロナウイルス対策のワクチン追加接種の件なんですけれども、この辺は要望だけといたしますが、状況などは分かりました。接種会場側の取り組みとして、接種券なしでも２

回の接種証明の確認が取れば接種できるような仕組みを行う自治体なんかも出てまいりましたので、希望する側の人としては接種券なしでもどんどんやっていくような、そのような取り組み、研究されてはいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 秋鹿議員のほうから、接種がない方でも接種率の向上について進めてはどうかということですが、現在、町での接種というのは、まず2回目接種から6か月以上の間隔を空けて実施することということで、規則等で定められております。当町での接種券なしでの導入は非常に難しいと考えています。

ワクチン接種につきましては、安全で正確な接種を実施する上でも、現在、接種券の発送を前倒しをするなどして郵送方法を工夫するなどにより、予約を取りやすい状況に努めまして接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 状況分かりました。町長も先ほどおっしゃっていたように、正しい情報を正確に伝えながら接種率の向上に努めていただければと思います。

続きまして、役場や東陽病院の罹患者増加で機能維持していくための対応でございますけれども、業務の優先度なんかを考えた業務継続計画を策定されるということで、このような取り組みはガイドラインをつくるという意味では非常にいいことだと思います。

また、こちらからも提案を差し上げますが、今すぐの状況ではなかなかできないかと思いますが、余裕が出たときはスキルのマルチ化をどんどん進めていって、お互いに助け合えるような状況というのをできるだけつくっていく。お互いの仕事が見えてくれば業務の効率化につながってまいりますので、そのような取組を余裕のあるときはしていただきたいと。

あと、これもすぐに対応できるかどうか分かりませんが、また今後のことも考えまして、役場職員のOBなどの助けを借りて一時的な会計年度任用職員などで対応するような方法も考えられますが、そのような方々に協力依頼をしてリストアップするような形、このような形はいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） 今、OBの活用というようなお話だったかと思いますが、職員が不足した場合、即戦力を、代替になる方を探すというのは非常に難しいと思われます。経験のある元職員を会計年度等で任用できれば非常にいいことだと思います。

また、それにはリストアップしておくのが必要だというようなご意見でございますが、役場の状況に応じて急遽そういう方々が対応できるかというような部分もございますし、ボランティアで協力していただくものなのか、または採用、任用ということで考えると非常に難しい部分もございます。

したがいまして、今の職員の中でできる体制を構築していくことがまずは必要だということで、業務継続計画を早急につくるべく、今、事務を進めているところでございます。また、今議員から提案していただいたご意見は非常に貴重な意見ということで、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 皆さんで一丸となって少しでもできるような、隙間を埋めるような形を構築していただければと思いますので、ぜひとも参考にしていただければと思います。

続きまして、学級閉鎖や休校でのリモート授業の関係でございますが、私も調べましたけれども、通信環境が悪いとかそのような問題というのは恐らく出てくるだろうなと思っておりました。しかしながら、今、教育課長もおっしゃっていたようないろいろなメリットというのはもちろんたくさんありますし、もともとGIGAスクール構想というのは新型コロナウイルス対策ではないので、十分ご承知のことだと思いますけれども、急遽前倒しを行っているものですから、様々な問題というのは当然出てくるかと思います。

しかし、メリットもたくさんございますから、どんどん余裕のあるときは活用していただいて、今だからこそ問題点をどんどん出していただいて、次につなげて、できるだけ早い段階でよい環境を構築していただければと思いますので、これは提言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、安心して参加できるボランティア活動につきましてですが、賠償責任事故、傷害事故ともにそれぞれの保険で対応されるということでひとまず安心しましたが、補償内容については補償の金額等々あると思うんですけれども、これは十分とお考えでしょうか。万が一、その補償の内容で個人負担になるようなことがあるようであれば、それは安心して参加できるボランティアとは考えられないと思うんですが、その辺の意見をお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは保険の関係ですけれども、今、環境防災課では一日

清掃と栗山川周辺環境ボランティアのほう事業させていただきまして、それについての加入の保険ですけれども、死亡、後遺症500万円が1人に対してですけれども、これが入院日額で3,000円、通院日額で2,000円となります。

あとこのほかに全国町村会総合賠償補償保険ということで、これの賠償内容ですけれども、身体の賠償につきましては1名2億円までということで、1事業、これについては20億円までが限度になっております。財物については財物賠償1事項につきましては2,000万円となっておりますので、今のこの状況ですと満足しているのかなと私は考えます。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 先ほど金額お伺いした限りでは、入院、通院とかが不十分ではないのかなと思いますけれども、可能性の問題で話してしまえば、どこまでその治療費がかかるのか、もしくは対物に対してどこまでの損害賠償請求が来るのかというのは、無限といえば無限ぐらいにありますので、とにかくどのようなことが起きたときにどうだというお話ではなくて、補償内容で補償できなかった場合に、仮にそうだった場合にどのように対応していくのかということまでは考えておいても損はないと思います。

ですので、皆さんせっかくボランティアに参加してくださった方が、とにかく先ほど申し上げたとおり個人負担になるようなことがないように、できる限り大きくカバーができるような体制を構築していただきたいとお願いをいたします。

続きまして、消防団員の処遇改善の進捗状況でございますけれども、まだまだ整備が追いつかずに処遇改善がされていない自治体もある中、このたびの消防庁長官による通達であったとしても、すぐに改善していただいたことには評価するものでありまして、感謝をいたします。

ですが、町長にも聞いていただきたいんですけれども、これで団員確保に直結するとは私は思いませんし、活動報酬だけで言えば以前申し上げましたように、報酬が最低限度の生活水準程度まで引き上げられない限り、極論ですけれども団員は減ってってしまうのではないかと私は危惧しております。

今回の質問も、処遇改善ばかりを図ってもらいたいという意味で提案したものではございません。先日の議会議員全員協議会でも、空港従業員をターゲットとする居住者獲得に向けた調査検討業務の報告、こちらございましたけれども、こういった状況を見ても、新住民はお勤めされている方が多くなってくるかと思いますので、そのような方々が多くなってくるかと思いますので、今、個人口座に振り込みというような形になりましたから、こういった

ところで活動実態というのがどんどんつかめてくると思うんです。このような実態をしっかりとつかんでいただいて、現在の社会情勢に合った組織体制にシフトすることを考えてもらいたいという提案なのですが、町長ご意見のほうお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 消防団活動で今回処遇改善をさせていただくわけでありますけれども、なかなかこれから新しく入ってくる若い人たちがすぐそのような状況の中に、お金だけというような状況じゃないと思うんですよね。

しかしながら、私も消防団活動ずっと何十年も経験した中で、やってきた中で楽しみ方もいっぱいあるわけですね。その辺のところをもっともっと出していって募集をするとかという形を取るというのも一つの方法なのかなとも思いますし、非常に難しい状況であるのはご理解いただけているかと思いますが、今後も一つ一つこれを積み重ねていくことしかないと思いますので、これからも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私も消防団員でありますし、楽しみは分かっているつもりでございますけれども、いろんな考え方の中で、そういったものを露出していくという形ももちろん悪くはないと思いますが、最近の人たちと、一くくりにしちゃうと申し訳ないんですけれども、やはりSNSだとかなんかが普及してきて、なかなか人と人のつながり、コミュニケーション能力という面でも薄い方々、あとは地元に対しての思い入れというところが薄い方々が増えていってしまうんじゃないかなと思うんです。それが、今、私が申し上げた社会情勢ということになるんですけれども。

だからこそ、その実態をしっかりとつかんでいただいて、実際に消防団員になっていてもほぼ動けないという方々も実際にはいらっしゃるんですよ、たくさん。十分ご承知だと思うんですけれども。そのような形で本当に必要、不必要という言い方もできないんですけれども、社会情勢に合った組織体制というのを常に考えていっていただきたいというような提案をさせていただきます。

続きまして、最後になりますが、空港関係の人口を当町に引き込む施策でございますけれども、旧横芝中学校跡地活用の進捗状況というのは、ざくばらんに申し上げれば遅いんじゃないかなと感じているんです。

令和2年4月1日に騒防法第一種区域に指定されたというところも存じ上げているんです

が、そこから大分また期間がたっていますけれども、その辺のスピード感というのを持ってやっていただきたいという思いで通告をさせていただいています。

計画にもたくさん、様々お金がかかっていったという部分もありますので、一つ一つ着実に進めていただきたいと、受皿をしっかりとつくっていただきたいという、そのような考えで今申し上げていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後の空き家活用の取り組み状況でございますけれども、空き家バンクは私も確認させていただきました。先ほどの課長の答弁ですと、交渉成立なんかも含まれていらっしゃったということで、一つの前進なのかなと思います。こちらで私が以前提案した部分も含めて、この空き家バンクなんかを確認して、売手側にこのような資料を基に、今この空港関係の居住者獲得に向けた部分もありますし、こういったものがチャンスだということで広めていくというPRの仕方、このようなものは考えられないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 今行っております空き家バンクの中に、町の施策ですとか町の紹介をするページがございますので、例えばこれから借り上げ転化ということを検討のほうさせていただこうと思っておりますけれども、そういったことも含めて補助金の関係、載せさせていただいてPRできればと思っております。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員に申し上げます。通告時間はあと1分です。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。空港関係はコロナ禍で停滞しておりますけれども、東京からの移住者を考えれば現在の状況はチャンスでもありますから、移住を考える方々にしっかりと受皿を整備していただいて、空港関係の新たな居住者をたくさん獲得していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（川島 仁君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月5日から3月9日までは議案調査のため休会したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月9日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 5時06分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

令和4年3月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 蘭 博 香 君	6 番	山 崎 義 貞 君
7 番	越 川 一 雄 君	8 番	庄 内 賢 一 君
9 番	鈴 木 和 彦 君	10 番	鈴 木 輝 男 君
11 番	川 島 仁 君	12 番	川 島 富 士 子 君
13 番	鈴 木 克 征 君	14 番	鈴 木 唯 夫 君
15 番	八 角 健 一 君	16 番	川 島 勝 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	川 島 敏 彦 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	椎 名 雄 一 君	環境防災課長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	鈴 木 正 広 君	住 民 課 長	川 嶋 修 君
産 業 課 長	及 川 雅 一 君	都市建設課長	若 梅 吉 伸 君

福 祉 課 長	向 後 和 彦 君	健 康 こ ど も 長	萩 原 浩 己 君
食 肉 セ ン タ ー 長	佐 久 間 真 一 君	課 東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	教 育 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	社 会 文 化 課 長	霞 澄 人 君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	渡 邊 奨	書	記	齋 藤 美 紀
---	---	-------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 印 東 彦 治 君

○議長（川島 仁君） 通告順に発言を許します。

印東彦治議員。

〔3番議員 印東彦治君登壇〕

○3番（印東彦治君） 皆様、改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、議席番号3番の印東彦治が通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、我が国では、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が感染し、猛威を振るっております。当町でも例外ではありません。感染者の数が2桁の日が多数ありました。できるだけ不要不急の外出を控えて、感染対策を十分にして体に気をつけてください。

それでは、質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは大綱1点目、栗山川の整備について、（1）木戸橋下の水門堰についてご質問いたします。

2級河川の栗山川には、横芝水揚場より農業用水を容易に給水するため、水揚場下流には東陽病院橋下流と木戸橋下流の2か所に水門堰が設置されております。東陽病院橋脇の堰は既に整備がされており、農業給水及び災害対策にも対応できる施設となっております。

堰設置時の機能の目的は、ほぼ自然勾配で農業用水を広大地域に一定時期に配分する必要

から、2か所の堰で給水容易な水位機能を果たしていましたが、昨今、農業用水の方式は、基盤枝河川からポンプアップし、必要な水量を確保できるパイプライン方式となり、経済供給水量で設営されております。

したがって、給水元の水揚場では従来の大量水確保の必要性は軽減され、農業用水確保ができる現状にあります。機能の必要性をなくした堰については、自然体の河川状態に戻すことで、経済的、災害対策上も有利と考えられます。

今後の地域環境計画では、成田空港第3滑走路の排水を高谷川を經由して栗山川に放水利用を図るとの話があるようです。また自然環境では、地球環境の異常気象等による線状降水帯による大規模災害の多発、多大な問題が想定できます。また、木戸橋付近の三本松住民の方は、一昨年的大雨の後に堰に上流からのごみ等が漂い、土手1メートルほどまでに水位が上昇し、越水のおそれを想定、大変恐ろしかったとのこと。堰の撤去を強く要望されておりました。

以上のようなことから、横芝光町としても、堰設備の考えを示し、早期に県及び関係機関に撤去上申のほうを強く要望してもらいたいと思います。

次に、大綱2点目、(1) 農業者への支援金についてご質問いたします。

コロナ感染による売上げが減った飲食店などに支援金の給付を行っておりますが、私の地元で、80を過ぎても米作で生計を立て頑張っておられるご婦人の方から、今後、米作農家にも支援金が支給されるかどうかの質問がありました。町ではどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

続いて、大綱3点目、ふれあい坂田池公園野球場について、(1) 野球場を使用する際の申し込みについてをご質問いたします。

一昨年までは、土日祝日の予約が取りにくいと、地元の社会人チームのほうより指摘がありました。今はどのような予約方式になっているのか、お伺いいたします。4月にリニューアルオープンする野球場はどのような予約システムになっておるのか、お伺いいたします。また、野球場利用者様の偏りが発生しないような十分な配慮もお願いいたします。

(2) チャリティー野球大会使用料の減免について。

大会の関係者から、集まった金額は全部寄附しているとのことですので、使用料の減免ができるかどうかについてお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問とさせていただきます。

町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔3 番議員 印東彦治君降壇〕

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） おはようございます。

印東彦治議員ご質問の大綱 1 点目、栗山川整備についての木戸橋下の水門堰についてと、大綱 2 点目、横芝光町事業継続支援金についての農業者への支援金についてのご質問にお答えいたします。

初めに、大綱 1 点目の木戸橋下の水門堰についてでございますが、ご質問の施設は、千葉県耕地課が海水遡上防止及び栗山川の水位確保を目的に昭和 2 年に造成した施設で、名称は木戸堰であります。その後、昭和 63 年に八日市場土木事務所、現在の海匠土木事務所が、河川拡幅するための改修工事に伴い堰の改修を実施し、現在の形状になりました。

木戸堰の改修後は、八日市場土木事務所から栗山川下流沿岸土地改良区に財産譲与され、当時は栗山川下流沿岸土地改良区が農業用水として栗山川から取水するために堰を運用していた経緯がありますが、原方地先に設置された高架水槽や、大府川に設置された反復機場から水田へ用水が供給されるようになってからは栗山川からの取水の必要性はなくなり、堰を使用しなくなったと伺っております。

なお、栗山川下流沿岸土地改良区につきましては、平成 16 年 3 月以降に組織運営が停止している状況で、千葉県での聴聞の結果、実質解散状態となっておりますが、千葉県農林水産部の出先機関である海匠農業事務所の管轄下であることから、同事務所にて行政指導の準備をしております。

また、近年の異常気象による豪雨で、栗山川の水位は上昇することが多々あるため、地域から撤去要望も挙げられており、海匠農業事務所では撤去する方向で調整していると伺っております。

次に、大綱 2 点目の農業者への支援金についてでございますが、令和 3 年 12 月議会定例会で、山崎義貞議員の一般質問で答弁した内容と一部重複する部分がありますが、ご了承ください。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に減少した中小企業、または個人事業者に対して、横芝光町事業継続支援金を創設し、千葉県中小企業等事業継続支援金の給付決定を受けた、町内に事務所等を有する中小企業及び本町の住民基本台帳に記載

されている個人事業者などに対して5万円の上乗せ給付事業を実施してきました。

本事業は、千葉県の支給決定を受けた後に申請するもので、給付決定を受けられた事業者数は84件で、そのうち農業経営者は6件ありました。

千葉県中小企業等事業継続支援金事業は、幅広く事業の継続及び立て直し並びにそのための取組を支援するために給付金を支給することにより救済を行い、申請における業種の区別はなく、農業を営む個人事業者も支給対象となっておりましたので、町の事業継続支援金事業につきましても対象となるため、支給してきたところでございます。

また、令和3年産主食用米は、人口の減少や食の多様化等による国内需要の減退に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店の休業や営業自粛、中食、外食の消費量の落ち込みなどから米の消費が減少し、国によると、米の国全体の民間在庫量は昨年と同時期と比較すると24万トン、12.6%増の現在214万トンであり、その影響により、千葉県における現在の相対取引価格は、昨年の同時期と比較すると約24%減の約1万円となっております。

国は、米の需要に応じた生産、販売を推進するため、米政策である経営所得安定対策に取り組むとともに、水田を活用して、麦、大豆、飼料用米など戦略作物を生産する農業者に支援を行う水田活用の直接支払交付金の申請も推奨してきました。

町は、農業者の経営の安定を図るため、国及び県と連携し、交付金の申請を推奨してきましたところ、当町における申請者は増加し、特に飼料用米の申請者は、前年度と比較し90人増の127人、面積は169ヘクタール増の209ヘクタールとなりました。また、交付金の申請者には、国及び県からの補助金に加えて、町から需給調整推進対策奨励事業で奨励費を助成しております。

町といたしましては、今後も引き続き、国及び県など関係機関と連携し、農業従事者の方々に、国の米政策であります経営所得安定対策の取組や、水田活用の直接支払交付金の申請を推奨していくとともに、申請者に対し、需給調整推進対策奨励事業での助成を検討してまいります。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 印東彦治議員からの大綱3点目、ふれあい坂田池公園野球場についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、野球場を使用する際の予約申し込みについてにお答えいたします。

予約の方法は、より多くの町民の皆様にご利用いただくため、ほかの社会体育施設同様に施設予約管理電算システムを使用しておりますが、電話でも受け付けている状況であり、横芝光町社会体育施設施行規則第3条第3項により、町内に在住または勤務する方は利用しようとする日の2か月前、それ以外の方は利用しようとする日の1か月前から予約ができる規定となっております。

また、令和2年9月議会定例会におきまして、印東彦治議員からのご質問に答弁させていただきましたように、利用者の偏りがなく、同じ球場を同じ団体が1か月のうちの土日祝日を予約しようとする場合は、2か月前に予約できる割合を6割から7割ほど、残りの4割から3割ほどは町外利用者が予約可能となります。1か月前の1週間前であればある場合に予約ができることとするなど、配慮しているところでございます。

ふれあい坂田池公園野球場は、改修が完了することから利用したい団体は多いと予想されますので、より多くの団体がふれあい坂田池公園野球場を利用できるよう、ほかの球場に振り分けるなど十分工夫してまいります。

次に、チャリティー野球大会使用料の減免についてにお答えいたします。

チャリティー野球大会は30年以上にわたり開催され、チャリティーを行い、横芝光町社会福祉協議会へご寄附いただいている大会であります。参加しているチームの大半が町外のチームであることから、本来であれば町外料金で利用いただくところでございますが、チャリティー大会であることから、チャリティー野球大会実行委員会と協議をし、半額減額し町内料金で利用いただいている状況であります。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に従い再質問させていただきます。

まずは、大綱1点目、栗山川の整備についてのうちの（1）木戸橋下の水門堰についてのご質問をいたします。

現在の所有者の、栗山川下流沿岸の土地改良区は、実質解散状態になっているとのことですが、土地改良区はまだ存続するわけですから、土地改良区、町、県と協議をして撤去する方向でお願いします。このことについて、副町長にお伺いします。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

今お話がございましたように、栗山川下流土地改良区につきましては、実質解散状態ではあるものの、正式にはまだ解散していないということから、撤去するためには様々な難しい手続が必要となるため、簡単にはいかない部分もあるかとは思いますが、県でも、町からの要望を受けて撤去に向けて調整を始めたということでございますので、これまでのように作業が止まってしまうということのないよう、要望をし続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

次に、最近、異常気象等の大雨などで越水した場合、甚大な被害になります。千葉県は撤去する方向で調整していると言っているそうですが、県の答弁に対して町長はどう思われますか、お伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま副町長より答弁させていただきましたとおり、なかなか今まで進んでいなかったというのが現状でありました。それこそ成田空港の容量拡大に伴う、今後心配される排水が増えていくのではないかとというように予測されている中で、やはり栗山川の整備というのは、これは横芝光町としても、本当にもう一丁目一番地の中で進めていかなければならない問題の中の一つだという認識の中で、今後とも積極的に県のほうにもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

続いて、大綱2点目の農業者への支援金についての再質問をいたします。

新型コロナウイルスの影響で米の価格が下落するなどの収入が減少した米生産農家に、横芝光町独自の支援金はあるのでしょうか。

香取市は10アール当たり2,000円の給付を行うそうです。

ここに私、新聞の切り抜きがありますので、ちょっと一部読ませていただきます。「苦境の農家に香取市支援金。香取市は、新型コロナウイルスの影響で米の価格が下落するなど、収入が減少した米生産農家に支援金を給付する独自の支援を行う」と書いてあります。「主

食米用を作付した水田に、10アール当たり2,000円を給付する」と書いてあります。

当町はどのように考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 香取市がその支援をしたということについては、私も新聞報道で認識をしているところでございます。

そういう中においても、今なかなか米農家が非常に厳しい状況になるというのは認識をしているところでありますが、何せその新型コロナウイルス感染症拡大のためだけではなくて、やはりその需給状況の問題も大きく左右している問題であるというふうに考えております。

その中で、町といたしましても、国の施策に合わせてしっかりとそれに対して進めているわけでございますので、その中で、今後いろいろと研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

次に、大綱3点目、ふれあい坂田池公園野球場についての再質問をさせていただきます。

先ほど、利用する場合の答弁をいただきましたことについてご質問いたします。

初めに、同じ野球場を同じ団体が利用する場合は、2か月前の申込みを制限しているとのことですが、私、前回の、一昨年9月の一般質問の後にも予約が取りにくいという声が多数私の耳に入ってきました。それはどういうわけですか。

もう1点は、4月にリニューアルオープンする野球場は、どの団体も公平に利用できるように、社会文化課の担当の方をお願いいたします。

以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 一昨年の予約が取りにくかったという件でございますけれども、坂田池に関しては大会なども多数入っておりますので、そういったこともあろうかと思っております。

あと、今後の坂田池の予約の方法ですけれども、条例等で、規則などで定められておりますように、町内の方であれば2か月前、町外の方であれば1か月前ということになっておりますので、これは偏りがないようにさせていただくことができますが、利用したい団体、大会等であれば例年2月に調整会議を行っているところでございますが、そのほかの練習であ

りますとかの場合については、そういった調整会議ございませんので、どうしても予約を取っていただくような格好になってしまいます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

続いて、（2）チャリティー野球大会の使用料の減免についての再質問をいたします。

参加チームの大半が町外チームであるため、本来は町外料金であるが、チャリティーなので半額にしているとのことですが、町内のチームは、使用料の減免についてですけれども、どのようになっていますか。町内チームのことについてお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 町内チームの場合につきましては、町内の野球連盟がございしますが、そちらの加盟チームであれば減免となります。加盟していないチームにつきましては町内料金でご利用いただいております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 印東彦治議員。

○3番（印東彦治君） 答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で、印東彦治議員の一般質問を終了します。

再開は午前10時40分とします。

（午前10時28分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

〔5番議員 宮蘭博香君登壇〕

○5番（宮蘭博香君） 改めまして、皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたの

で、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、2月24日からメディアで毎日放送されていますロシアによるウクライナへの軍事侵攻ですが、非常に嘆かわしく、人道に反したものであり、理性を持った人間の行う行為ではありません。一日も早く停戦し、会話による解決を願うものであります。

さて、新型コロナウイルスの感染が確認されてから2年が経過しました。その間には、学校が休校になったり、経済活動がいろいろな制約を受けたり、日本経済は大打撃を受け、現在も低迷している状況にあります。まさにこの2年間を教訓として、また、町の状況を検証した結果、近隣よりも先に出た行政運営がなされているのか、問い直されるときであります。

特に、当町の状況としましては、1月下旬から感染者が急増し、ワクチン接種をしていない幼児や児童までが感染し、休園や休校しなければならない状況になりました。十分な予防や対策をしていても、目に見えない相手でありますので、感染をしてしまうことは仕方のないことだと思いますが、その後の対応がとても大切で重要だと思います。そして、それらの対応がしっかりできているのかということが、まさに行政能力の高さだと私は思います。

今の状況だと、新型コロナウイルスがすぐに終息する状況にないと思いますので、町民が感染したり、感染したと思われたときや、濃厚接触者になったり、なったと思われたりした場合、役場に連絡すればすぐに対応してくれるような信頼関係が築けるようにしていただきたいと思います。

また、町当局におかれましては、年度末を迎え、今年度のまとめや来年度に向かつての準備など、きめ細かに行わなければならない業務が盛りだくさんあると思います。限りなき行政水準のアップを目指し、町民の負託に応えていただければと思います。

それでは、大綱2点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢について4点お伺いします。

1点目として、東陽病院でのPCR検査の実施についてであります。町長もご承知のとおり、町職員はもとより、子供たちを含めた多くの町民が新型コロナウイルスに感染をしました。特に、学校や保育園等で感染者が出たときや発見された場合、現場では濃厚接触者等の把握や検査を急務に行わなければならない状況に陥るなど、大変な労力を使っていることと思われます。

しかしながら、残念なことに、町立病院である東陽病院では検査を行ってくれません。近隣の多古中央病院、さんむ医療センターや一部の町内開業医が対応してくれるのに、町立の東陽病院は自病院の職員だけ対応し、なぜ町民には対応してくれないのか。管理者である

町長にお伺いをいたします。

2点目として、栗山川の河川改修による水害対策についてであります。成田国際空港の完成予定が2028年度末ということでもあります。そうしますと、あと4年余りしかありません。その間に当然工事が始まるわけですので、栗山川の一番の流末に位置する当町としては、水害を未然に防ぐためにも、その前に栗山川の支川である高谷川を含めた河川改修をしていただくことは必須条件だと思います。

一番身近では、令和4年1月28日に開催されました議会議員全員協議会のときに、私から成田国際空港株式会社に要望するとともに、町長からも要望しましたが、今後も、佐藤町長におかれましては、関係者の耳にたこができるほど訴えていかなければならない問題だと思いますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目として、芝山鉄道の延伸についてであります。私は幾度となく質問をしていますが、最近の町長の答弁としましては、その必要性、経費負担やルートについて、関係する市町や空港会社との合意形成が必要であるものの、現在のところ関係機関の中で延伸に対する意識の温度差があると思われることから、芝山鉄道延伸連絡協議会などで意見交換を行い、意識の醸成を図っていきたいと考えているということでもあります。

少し前のことになりますが、令和2年2月19日に開催されました議会議員全員協議会の内容を思い出していただきたいのですが、私がいろいろと質問をさせていただいた中で、千葉県県の答弁として、今回策定する成田空港周辺の地域づくりに関する実施プランは、策定後にも圏央道や第3滑走路の整備など、状況に応じた見直しをするとともに、具体化される施設については毎年度更新し、実施プランに位置づけるなど、負担の見直しを行っていくものだと、共通認識に基づき今後も取り組んでいくということでした。

そして、航空機の飛行が50万回になった場合の経済波及効果として、全国では約5兆円だったものが10兆4,000億円になり、空港圏域9市町においては約1兆4,000億円が2兆5,000億円になるという説明でした。なお、この経済波及効果を求めた中には、芝山鉄道の延伸についてはカウントされていないということでありました。まさに、成田国際空港と共生共栄をし、町のさらなる発展と公共交通の充実を目指すならば、芝山鉄道の延伸は必須条件だと思います。

そこで、町単独での空港周辺対策交付金を活用し、芝山鉄道を延伸し、総武本線と接続させた場合の空港南側の経済波及効果をシンクタンク等に依頼し、その結果をもって関係市町等と協議をしていく必要があると思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

4 点目として、横芝小学校の改築についてであります。いよいよ明年度から実施設計が始まり、令和 5 年度から校舎本体工事が始まるものと思います。用地費を含めると総額で 50 億円を超え、本体工事でも 40 億円程度が見込まれるような、町始まっての一番の大型事業であり、半世紀使う施設であるので、よりよいものに建て替えなければならないと思います。

そこで、施設建設に当たり、大手ゼネコンを含めた共同事業体方式により建設するのか、また、工事方法については一括方式により行うのか、それとも分離分割方式に行うのか、町長のお考えをお伺いするものであります。

大綱 2 点目としましては、人事についてお伺いします。

言うまでもなく、人事は町長に与えられた最高の特権であります。そこで、令和 3 年度の退職予定者と令和 4 年度の新規採用予定者についてお伺いします。

なぜこのような質問をするかといいますと、町の人口は若干ながらも毎年減っている状況にあります。このような状況下で職員数を増やすことは、義務的経費等の増加につながり、財政力の乏しい当町としては将来的に厳しくなることと、行政改革と反比例することが想定されるからであります。

また、新規採用職員の採用の考え方についても、併せてお伺いをいたします。

以上をもちまして、壇上からの私の質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願い申し上げます。

〔5 番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱 1 点目、町長の政治姿勢についてのうち、栗山川の河川改修による水害対策についてと、横芝小学校の改築についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、栗山川の河川改修につきましては、昭和 46 年の豪雨災害を受け、その後、昭和 49 年から公益河川改修事業により整備が行われ、浸水被害は減少傾向にあるものの、着工から 48 年が経過し、いまだ完成には至っておりません。

近年では、台風のほか、記録的豪雨が頻発するなど、急激な水位の上昇を伴う自然災害に

加え、圏央道の整備や成田空港の機能強化、それに関連した周辺地域の市街化など、経済活動により地域排水の増大が予想されております。

こうしたことから、栗山川の改修工事の早期完成はもとより、整備済み河川内にある土砂の撤去や河川掘削など、現在できる限りの水害対策を講じていただけるよう、昨年11月22日に、千葉県知事が当町を視察した際に、その旨を強く要望させていただきました。今後も、改修工事の早期完成に向け、引き続き国や県に対し要望を重ねてまいりたいと考えております。

次に、横芝小学校の改築についてであります。今年度、拡張用地の取得及び造成工事、また新校舎の基本設計が完了したところでございます。令和4年度につきましては、新校舎の実施設計及び仮設校舎の建設を進め、年度末には仮設校舎への引っ越しを行う計画でございます。なお、新校舎の実施設計における意匠や設備などの詳細につきましては、横芝小学校建設推進委員会に諮り、随時決定していただきたいと考えております。

令和5年度以降のスケジュールは、既存校舎の解体後、新校舎の建設に着工し、令和7年9月から新校舎の利用を開始する予定でございます。新校舎への引っ越し後、既存体育館、プールの解体工事や外構工事を行い、令和8年3月に全ての工事が完了する計画で進めているところでございます。

令和5年度に執行する新校舎建設に係る工事の発注につきましては、大規模な工事請負契約となることから、入札方式や発注方法等について、千葉県や県内市町における同種工事の発注状況等を調査研究し、工事の性格や地域の実情に応じた適切な発注ができるよう努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 宮菫博香議員の大綱1点目、町長の政治姿勢についての東陽病院でのPCR検査の実施についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、令和3年3月議会定例会、9月議会定例会にもご質問をいただきましたが、限りある検査資材や人員の中、全ての希望者に対応することは困難であり、症状のある方を最優先として受入れに優先順位をつけざるを得ないという状況に、今も変わりはありません。

東陽病院の検査体制は、昨年８月に導入したＰＣＲ検査と同等の感度があるＮＥＡＲ法による核酸増幅検査、抗原検査、外部委託のＰＣＲ検査を発熱外来等で実施しておりますが、感染力の強いオミクロン株が流行し始めた１月以降、発熱外来の受診を希望される方は急増しています。また、感染拡大に伴う同居家族等の濃厚接触者の急増のため、企業や行政、個人などでの検査キットの需要が高まり、その影響で、医療機関においても抗原検査キット、ＮＥＡＲ法検査の試薬の入手が困難な状況となったことから、現在は大半を外部委託のＰＣＲ検査に変更しています。

このような状況でありますので、東陽病院での検査は、医療提供体制の維持及び症状のある方への検査を最優先とし、当院の検査で陽性となった方の濃厚接触者については、医師の判断により適宜検査を実施しております。また、高齢者施設や学校等でクラスターを疑うようなケースについても、随時対応しております。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 宮菌博香議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、芝山鉄道の延伸についてのご質問にお答えさせていただきます。

芝山鉄道につきましては、平成14年10月に開業し、順調に輸送人員を伸ばし、平成20年度の年間利用客数は約90万人となったものの、その後は減少し続け、令和２年度の年間利用客数は約42万人となり、現在の経営状況は非常に厳しいと伺っております。

また、国土交通省は、利用者の減少が続く鉄道の地方路線の在り方を見直す議論を本格化させ、運行コストが鉄道の10分の１程度で済むと言われているバスや、他の交通機関への転換を促すなどの検討を行う方針であると報道される等、マイカー利用の増加や新型コロナウイルスの影響により、地方路線の維持は難しい環境下にあると認識しております。

このような社会情勢の中、芝山鉄道の延伸につきましては、芝山町、山武市、横芝光町で構成されている芝山鉄道延伸連絡協議会等で意見交換を行っておりますが、非常に大きなプロジェクトであり、ばく大な費用と時間を費やすことなどから、具現化していない状況です。

しかしながら、成田方面へのアクセスを強化することが重要であると認識しておりますので、ご提案も含め、関係機関とも相談しながら、持続可能で地域に適した広域公共交通を広く研究してまいりたいと考えております。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 私からは、宮菌博香議員の大綱２点目、人事についての令和３年度末の退職予定者と、令和４年度の新規採用予定者についてのご質問にお答えいたします。

初めに、今回の退職予定者と採用予定者の答弁に当たりましては、東陽病院の医療従事職員を除いた職員数をお答えさせていただきます。

令和３年度末の退職予定者は、再任用職員、任期付職員を含め合計１１名で、内訳としては事務職が９名、資格職である保健師が１名、保育士が１名の予定でございます。

令和４年度の新規採用予定者は、再任用職員、任期付職員を含め合計１６名で、内訳としては事務職が８名、資格職である保健師が３名、保育士が１名、学芸員が１名、栄養士が１名、看護師が２名でございます。

差引きしますと５名の増となりますが、内訳としては事務職の人数が１名減、資格職の人数が６名増になっております。資格職６名等の要因といたしましては、学芸員、栄養士、保健師の各１名は、安定した行政運営を継続するため、将来を見据え、人材を確保し、育成していく必要があることから、計画的に採用したものです。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種事業のため採用する予定の保健師１名と看護師２名については、いずれも任期付職員で、ワクチン接種事業の期間のみ増員となる予定でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業を迅速かつ確実にを行い、また、過重労働から職員の健康を守るため、会計年度任用職員や任期付職員を採用しながら、最低限の人数で事業を行えるよう努めてまいります。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） それでは、改めて、通告順に質問させていただきます。

東陽病院のＰＣＲ検査の実施についてであります。事務長に答弁いただいたところであり、核酸増幅検査や発熱外来を行っていることは承知しています。私の説明が悪かったのは反省しますが、私が言いたいのは、病状がないけれども濃厚接触者と認定されたり、なったと思われる人や、自己防衛をしようとする人が検査を受けたいと希望した場合、東陽病院では対応していません。どう考えてもおかしいとしか言いようがありません。

新型コロナウイルス感染が始まってから２年になり、近隣の自治体病院や一部の開業医は

対応できているのに、なぜ東陽病院ではできないのか。管理者である町長に再度お伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま事務長のほうから答弁させてもらったとおり、例えば発熱外来ですとか、病院内で感染者が出てしまったとき等ですとか、実際、濃厚接触者についても一部やっているわけでございますけれども、現実問題として、やはりその医師の数、また看護師の数等、いろいろな部分で総合的に、今その症状のない方についての要望には物理的に答えできない状況にあるというのをご理解いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） もう私は、それ自体が考えられない。と言いますのは、なぜ近隣の自治体病院はやっているのに東陽病院だけができないのか。そして、昨日メールが流れてきましたけれども、東陽病院で陽性が見つかったと。それで、すぐ次の日に、何人の方を対象に濃厚接触者として検査したかは分かりませんが、すぐ対応したということで、自前の病院の職員、そういうものは対応するけれども、なぜ東陽病院だけが他の自治体病院と違ってできないのか、その辺をもっと具体的に説明をしていただきたい。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、この検査には検査キットが必要でございます。この検査キットが今、非常に薄くなってしまうと、なかなか入手が難しい状況にあるというのもこの要因の一つであるというふうに認識しています。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 検査キットがなくなったとか言って、すぐ今回は対応できた。それで、俺は、東陽病院は同じ過ちの繰り返しだと思っているんです、今。インフルエンザのときにも、幾らもしないでワクチンがなかったと。で、ワクチンが入ってきました。ですから、防災行政無線で、どんどん予約取ってやりますよと。であれば、新型コロナウイルスの関係であっても、私が言ったように、結局、症状がない濃厚接触者で認定されたり、なったと思われる人、そういう人たちは、町立病院でありながら東陽病院では全然検査を受けられていないわけですよ。もうそれ自体が考え方としておかしくないですか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げました理由によって、なかなかそれが対応ができないというのは、私自身も歯がゆい思いをしているわけですが、まず、病院としても精いっぱい努力をしているところですので、一つご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、東陽病院というのは、他の自治体病院と違って、医療業者というのは、そんなにレベルが低い人の集まっている集団で、対応ができないということなんですか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、常勤医師の数の問題、そしてまた看護師の数の問題、それと、先ほど申し上げましたとおり、検査キットの数に限りがあるという状況の中でのことですので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 多分、東陽病院の医師の勤務時間は8時半から5時15分だと思います。それで、外来というのは、ほとんど午前中しかやっておりません。午後になれば先生にも余裕ができるし、看護師だってそれなりにいるんじゃないかと思えますけれども、なぜそのような対応ができないのか。これはまさに、町長の政治姿勢、やる気がない問題なのかなというふうに私は思っています。

それでは、視点を変えてちょっと確認をさせていただきます。

コロナウイルス感染症対策本部の事務局を持っている健康こども課長に確認したいと思いますが、濃厚接触者と認定されたり、なったと思われる人や、自己防衛をしようという人から検査を受けたいという照会があった場合、健康こども課としてはどこを紹介しているか、お伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） まず、無症状の方で検査がしたいんだという方については、1月から千葉県の事業でやっておりますPCRの無料検査、ヤックスドラッグ横芝光店等を紹介しております。また、症状とかがある方につきましては、町内であれば発熱外来、東陽病院、さくらクリニック、近隣であります国保多古中央病院、さんむ医療センターなどを医

療機関として紹介しております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 今、私は、東陽病院を紹介すると言いましたけれども、ちょっと納得ができません。

それと、あと千葉県から依頼を受けたヤックスと言っているということでもありますけれども、今ヤックスがどういう状況になっているかというのは把握していますか。私が聞いた限りでは、行ってもすぐにはできない、3日ぐらいは最低かかる。それからまた、検査を終わってから結果が出るまでかかるような状況であります。

ですから、私は今、町内でこれだけ蔓延してきているのは、まさに行政の対応のまずさがこのような状況になってきているのかなと思います。

次に、それではまた視点を変えて、副町長にお伺いします。

東陽病院は、自治体病院ということで、自分たちの病院の職員に対しては検査を行うけれども町民には対応しないということに対し、自治体病院としての役割が果たしているのかどうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまの質問にお答えします。

東陽病院が自分たちの検査をということでございますが、それらにつきましては、感染者が実際に出ており、病院内での感染拡大を防ぐために外注して検査をしているというふうに、現在はそういうふうにやっていると認識しておりますので、自治体病院としての責務の問題とはまたちょっと違うかもしれませんけれども、なかなかちょっとそれ以上は、現状としてはお答えできない状況でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 責務かどうかということじゃなくて、私は責務だと思います。

ですから、結局、一般的に考えて、濃厚接触者と認定されたり、なったと思われる人というのは症状がないわけですよ。じゃその人たちというのは、東陽病院では検査をしないという考え方ですよ、今、皆さんの答弁を伺うと。それが自治体病院としての役割を果たしているのかと言ったら、全く果たせていないと思います。

そして、今年度の当初予算でも、東陽病院の一般会計からの繰出金が4億4,000万円あり

ます。これだけの多額の繰り出しを行いながらも、東陽病院は町民を新型コロナウイルスから守るということはしないのか、管理者である町長に改めて確認をしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、新型コロナウイルス感染症から町民を守るという使命としては、当然あるというふうに認識しております。そういう中においても、どれだけの対応ができるかという部分においては、まだ東陽病院自体の中での医師不足等々、盤石な体制でないということをご理解いただきたいと思いますし、今後それができるように努力はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 医師不足と言っていますけれども、あんまり私も言いたくないんですけれども、遊んでいる医師もいるわけですよね。そういうのを活用すればいいんじゃないですか。

だから、今言いましたように、今回のように、町民のためにならない病院であれば、なぜそんなに経費を投入する必要があるのか。

私としては、残してほしいという思いはあります。ですから、東陽病院というのが、今、もう2年もしていまだにそういう対応ができないのであれば、抜本的な改革を行う必要があると思いますけれども、管理者である町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 抜本的な改革ができる、できないについては、今ここではお答えとしてはなかなか難しいお答えになるのかなというふうに思っております。

それこそ、本当に地域、町民に信頼される東陽病院であるべきであるということは認識している中で、抜本的に急激にギアを変えるというのもなかなか難しい状況にあるというふうに、病院経営はそういうものであるというふうに認識しておりますので、日々努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） では、提案なんですけれども、私も協力しますが、なぜできないのか、調査はやれませんか。なぜ私がこのようなことを言わなければならないのか、残念でなりません。管理者である町長が、要するに、真剣にこういうことに対応していないから

であります。あんまり言いたくないんですけども、これでは食肉センターの二の舞になってしまうようなことが危惧されます。何か意見があれば、管理者である町長の意見をお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 意見というよりも、努力を積み重ねていく以外に方法はないというふうに認識をしておりますので、今申し上げましたとおり、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私も協力しますが、調査をやる気持ちというのはないですか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） どのような調査ができるかについては、一つ検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、調査の方法とか、なるべく東陽病院で、自治体病院でありますので、役目が果たせるように早急に対応していただきたいということをお願い申し上げます。

それでは次に、2点目の栗山川の河川改修による水害対策についてお伺いします。

壇上でも申し上げましたが、成田国際空港の工事が始まるまで4年余りしかありません。栗山川の河川改修が終了することなく、工事期間中に水害が発生することも想定されますので、それらを未然に防ぐための最大限の努力はしないとならないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全くそのとおりだと認識しております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、ちょっと視点を変えまして、参考までに、現在の栗山川の河川改修の進捗率と完成予定時期を教えてくださいませんか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 先日、山武土木事務所のほうへ確認しましたところ、進捗率につきましては現在69.0%になります。完成予定年度ですけれども、令和8年度を予定しているということで伺っております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 進捗率が69%で、完成予定時期が8年度ということなのであれば、もう少し町長のほうから国・県等をお願いをし、進捗率を上げ、すぐ対応できるようなところまで来ているんじゃないかと思いますけれども、その辺はどのように考えているのか、再度お伺いをいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 成田空港の容量拡大だけの問題でなくて、災害はいつ起こるか分からない状況の中で、先ほど印東彦治議員の質問の中にもございましたけれども、いろいろな障害のある部分があります。そうした部分の整備につきましても、今後とも、今まで以上に強く要望しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） いずれにしても、早期に完成するように頑張っていただくことと、工事期間中等、要するに、河川改修が終了するまでに災害等が発生した場合の責任分担等を明確にしておく必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 栗山川の河川については、管理者は千葉県ですが、その災害に対する責任については、それに携わる全ての者が責任を負わなければならないというふうに考えております。

そうした部分も含めて、今後できるだけ早期の整備完了に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） いずれにしても、栗山川の水というのは、千葉県の上水道、工業用水、農業用水ということでかなりのウェートを占めておりますので、そういうことにならないよ

うにしていだきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それでは次に、芝山鉄道の延伸についてお伺いします。

最初に、芝山鉄道延伸連絡協議会の昨年度及び今年度の開催状況について、町長にお伺いをいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本年度につきましては、実際に集まっての協議はございませんでした。

昨年6月に一度、協議を持ちました。それ1回のみでございましたけれども、具体的な芝山鉄道の延伸の問題については、議題としては上がっておらない状況でございました。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 確認です。令和2年度と令和3年度で1回ということですか。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） お答えします。各年度総会をやっておりますので、1回ずつでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは次に、また違った視点から、町長と副町長にお伺いしたいと思うんですけれども、当町の将来の発展を考えた場合、芝山鉄道の延伸について避けることはできない問題だと私は思っておりますが、町長及び副町長は、芝山鉄道の延伸について必要だと思っているのかどうか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 以前にも議会の答弁でお答えをさせていただいた経緯がございますけれども、なかなか鶏と卵という問題もございまして、芝山鉄道の延伸がどういう状況で、例えば横芝駅または松尾駅ですとか、いろいろと、計画ではなくて構想、一部の人の構想があったというふうには聞いておりますが、現実問題として、今現在、芝山千代田駅から本当にもう進んでいない状況で、芝山町の中においても、小池までの延伸というものを当初は強く要望していた状況でございますが、今については要望もほとんどなくなってしまっている状況の中で、今後それが必要かどうかについては、正直お答えしかねる質問だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） それでは、私からお答えいたします。

現在の芝山鉄道の延伸計画につきましては、先ほど町長からも少しお話がありましたけれども、芝山千代田駅から、県のホームページなどを見ますと、芝山中心部と書いてありますが、恐らく小池辺りだと思います。そこまでは予定されていると。その先については、蓮沼方面をルートとしているというふうに、私としては認識していたところなのですが、平成29年2月の町から県に対する要望では、高谷川、栗山川の近くを通過してＪＲ横芝駅へと向かうルートという形で要望をしております。

先ほど来、お話ありますけれども、現在の芝山鉄道延伸連絡協議会につきましては、芝山町と山武市で構成されております。ＪＲ横芝駅までの延伸を要望する当町といたしましては、今の枠組みの中でいろいろな延伸計画について進めるのは非常に難しい状況なのではないかなというふうに、私としては感じているところでございます。

しかしながら、成田空港へのアクセス、公共交通については極めて重要であるというふうに強く認識しておりますので、町単独ですとか別の枠組みで、鉄道、同じく平成29年2月の要望の中で鉄道が難しければ専用バスという記載もございます。そういったものを含めて、またさらには、現在いろいろなところで進められております次世代型路面電車システム、ＬＲＴと呼ばれていますけれども、そういうものも含めて、先ほど企画空港課長の答弁にもありましたように、持続可能で地域に適した公共交通を研究するという必要はあるのかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） そうしたら、単刀直入に聞きたいと思います。

芝山鉄道の延伸については、それぞれ必要があると考えているのか、ないと考えているのか、再度もう一回お願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 以前からお話を申し上げますけれども、現状、その費用対効果は、芝山鉄道2.2キロの運営の中で、今現在1億7,000万円ほどの補填を芝山町と成田市が行っている状況の中で、鉄道事業がなかなか難しいという今の状況にあります。実際のところ、例えば横芝駅と芝山千代田駅を電車で結んだにしても、それで公共交通としての位置づけをつくるにしても、じゃ、役場や横芝駅を通過してのバス輸送で、今、実際に行っておる状況の中

で、どちらが町民に対して利便性を感じられるのかという部分があって、鉄道というのは本来、大量輸送のものではないのかなという状況にあります。

そういう状況の中で、やはり、この前お答えさせていただきましたが、横芝光町にもっと人口が増えて、それこそ成田空港の就業者や成田へ行く人の住民の数が多くなって大量輸送が必要になったという状況ができれば、それはそういう形、結果的にそうなるかもしれませんが、そういう状況を今後ともしっかりとつくっていきたいという思いはありますが、全国的な人口減少の中でどれだけそれがかなうかという部分につきましては、非常に難しい状況ではあるのではないかなと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 私としましては、通常、鉄道といいますと、県内で言えば東葉高速鉄道ですとか、つくばエクスプレスなどがございますが、ああいうところは、その線路を通して駅を設置したところ、その駅周辺に、ほとんどがそうなんですけれども、現在のURがもうすごい大規模な住宅開発などをして、それでも採算を取るのには難しいですけれども、そうやってきているという状況がございます。

そういった中で、現在、成田空港からこのJR横芝駅までの間でそういった事業を行えるかという、なかなか難しい部分もあるかなというふうには、実際考えているところではございますが、先ほどお話ししましたように、通常、ああいう何両編成もする大規模な大型の私鉄鉄道とは別の鉄道システムなども含めて、成田空港へのアクセスについて研究する必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菫博香議員。

○5番（宮菫博香君） だから、私が聞いているのは、必要性があると思っているのか思っていないのか、ただそれだけ、ちょっともう一回再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の段階で必要はないと考えています。

以上です。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 今の芝山鉄道の形の延伸は難しいというふうに思っております。ただ、端的にと言われてしまって申し訳ないんですけれども、ただ別の意味でのアクセスは、

ぜひ検討したいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） それでは、町長は、今まで私たちにうそをついてきたということですか、ある面から言ったら。というのは、芝山鉄道の、今はっきり町長が、今の段階で必要ないという答弁が出ましたけれども、だから芝山鉄道延伸連絡協議会のほうについてもやっていなかったということですね。

いろいろ説明を、町長がそういう考え方ならそれでしょうがないんですけども、私は、この地域を発展させるためには絶対に必要なものだと思っています。

というのは、羽田空港についても電車を通すという話がありますね。関西国際空港だって1本入れるという話がありますよね。それで、国も千葉県も、成田空港については日本の空の表玄関だと。そしてハブ空港としての機能を持たせるというような説明を再三してきたと思います。そして、私は、いずれにしても、公共交通というのはまず第1が鉄道、第2がバスと、これがもう日本人の持っている考え方ではないのかなと思っています。

それで、要するに、芝山鉄道の延伸については今のままでストップさせているって、人口のないところで止めておいて、それで経済効果が上がるというようなことは全然考えられないと思います。

そうすると、いろいろ考えてきましたけれども、これ以上言っても無駄なのかなと思いますけれども、要するに、この前、企画空港課の中で空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討を行うということですが、その中で、芝山鉄道の延伸、要するに経済波及効果を求めるのであれば、やっぱりそういうものまでしっかり踏まえた、やっぱりそういうものがしっかりなされれば、民間活力の導入というのも当然考えられるわけであります。

ですから、そういうことで経済効果を示すために、壇上でも申し上げましたけれども、シンクタンク等に経済効果を委託してその効果というのを見てみるのも一つの方法だと思いますが、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それにつきましては、壇上でお話ししたことと関係ありますけれども、広域的な公共交通、研究していきたいと考えておりますので、それも一つの手かなとも思いますので、その点、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 私は、これは横芝光町の将来を左右する問題でありますので、早急に対応していかなければならないのかなと思います。

といいますのも、千葉県知事につきましても、今千葉県議会定例会の一般質問の中で、成田空港を活かした持続可能な地域づくり検討事業を計画したと。空港周辺地域の具体的な将来像を描き、実施プランを見直していくという表明もなされました。

まさに私は、絶好のチャンスと捉え、アクションを起こすべきだと思いますが、再度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の熊谷知事のお話を引用させていただきますけれども、持続可能な、やっぱり今後の発展を考えていかなければならない、そういう状況の中で、やはり大きな負担を伴う大きな事業が、本当にもう将来的にそれがプラスになるのかどうか。やはり、この地域を発展させることによって、必然的に鉄道があそこに整備されるという状況は、私はありだというふうに考えております。

ですが、今の状況の中で、それを無理やりやるということが持続可能な地域発展につながるという認識を、私は持っているところでございますので、そういうような認識の中でこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 産直交流施設についてだって、あれだけ1,000万円使って、結果的に好ましくないからということで、根拠をもって取りやめたわけでありますよね。それであれば、やっぱり、それなりの経済効果、横芝光町がさらに伸びる要素があるものであるならば、そういうものまでしっかりとしたものを見いだした中で、今後いろいろと土俵に乗せていく必要性というのはあると思いますけれども、再度、町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この横芝光町、この近郊は、非常に大きな成田空港の容量拡大というような状況の変化というのは、もう如実に現れているわけございまして、やはりその時代の流れとそれに同調した開発また発展を模索していかなければならない状況であるというふうに行政は考えなければならぬと思っておりますので、しっかりとその部分も含めながら、

頑張ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 今の町長の答弁が、町長の政治姿勢だというような解釈をさせていた
だきたいと思います。

では次に、横芝小学校の改築についてお伺いします。

教育の重要性は言うまでもありません。子供たちにより教育環境を提供してあげることは
行政の使命であります。そして、改築計画が遅くなったのは、議会議員である私たちにも責
任があると思いますが、英知を集約し、将来を踏まえた良い学び舎を建設していただきたい
という思いがありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしく横芝小学校建築事業は、当町にとりましても、平成18年に町
ができて以来、一番大きな事業であるというふうに認識をしている中で、しっかりとこれか
ら横芝光町、また千葉県、日本をしょって立つ子供が育つようなすばらしい施設をつくって
いきたいという認識でおります。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） それでは次に、続きまして大綱2点目の人事についてお伺いします。

時間がなくなってきましたので、今回は、実質的に一般職の職員数は1名、先ほどの説明
ですと減員であります。諸事情により全体では5名増員になっているということでありま
すが、職員も減らす努力をしていかなければ将来的に負担になってくると思いますので、そ
の辺を踏まえ、職員一人一人のスキルを上げるとともに、計画的に減らす努力をしていつて
いただきたいということをお願いしたいと思います。

時間になりましたので、最後に、この3月で退職されます総務課長、健康こども課長をは
じめとする職員の皆様におかれましては、町発展のため大変ご苦労さまでしたという感謝の
気持ちを持ち、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で宮藺博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時39分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 改めまして皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、2月24日から始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、今年9回目になる北朝鮮のミサイル発射など、危機的な状況が続いています。

また、今なお続く新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた全ての皆様、罹患された全ての皆様に心からご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。

何と云っても、オミクロン株の特性を踏まえた対応や、3回目のワクチン接種の迅速化は喫緊の課題です。特に、社会経済活動の維持、医療提供体制の確実な整備等、対策に全力を尽くし、引き続き町民の暮らしと命を守る仕事に徹して取り組まれるよう切望し、質問に入ります。

当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、地方創生とデジタル化の推進について3点お伺いいたします。

1点目として、軽自動車税納税証明書のオンライン化について伺います。

既に、警察庁は、道路使用許可の申請など、行政手続の一部でオンライン化の施行が始まっているようです。申請や届出のために警察署に行く必要がなくなり、休日も含め24時間オンラインで手続できるようです。

このように、手続申請のオンライン化は、利用する側にも、される側にも大きなメリットが生まれると感じます。役場の窓口で申請が必要なものの一つに、継続検査用に必要な軽自動車の納税証明書があります。この納税証明書は、車検時に必要になる書類ですが、車検業者さんが代理で役場に行き、申請されることが多いようです。これが小規模の車検業者さんにとっては、その間、事務所で電話対応ができる者がいなくなり、お客様からの受注にも支障を来すといったことがあり、負担になっているようです。

普通自動車の納税証明については、自動車税の納税確認が電子化され、車検時の納税証明の添付が省略されています。そこで本町でも、このような不正に利用されにくい、初めから代理申請が認められていたような書類であれば、今後、軽自動車の納税証明書について、申請受理の手続をオンラインで完結してもよいのではないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

2点目として、図書館サービスの拡充として、電子書籍の導入について伺います。

最近身近になっている電子書籍は、パソコンやスマホ、タブレットからアクセスすると、利用期間の間、いつでも読むことができます。利用期間が終わると、自動的に返却扱いになるそうです。コロナ禍で図書館来館が制限等されている中で、感染防止対策にもつながり、また、図書館に行くことが困難な方へのサービス向上にもつながります。

電子図書館は図書館に行かなくても、24時間いつでも借りることができ、大変有効な方法であると考えます。町民の皆様の読書文化振興のため、（仮称）横芝光電子図書館は、ずっと住み続けたいまちづくりの一助となり、大きな役割を果たすものと確信いたしますが、いかがでしょうか。当局のご見解をお伺いいたします。

3点目として、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取り組みについて伺います。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとっての喫緊の課題となっています。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や、教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められております。

そして今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指していかなければなりません。

そこで、我が地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての町民がその恩恵を享受できる社会を構築する取り組みの有意義なものについて、当局ではどのようにお考えか、ご所見を伺います。

第2に、少子化対策として町独自の恒久的支援事業について1点お伺いいたします。

町の宝となる子等への未来投資として、出生率の上昇と安心できる環境づくりの一環となる出産育児一時金差額支援について伺います。

出生数は年々減少しており、近年は過去最少を更新しています。そうした中で、安心して

子供を産み育てられる社会を目指し、子供を持ちたいという希望がかなうよう、出産にかかる経済的な負担を軽くすることは重要であります。次世代の人材を育成することは、国はもとより町の責務であると考えます。コロナ禍の不安を払拭し、より充実した誰もが安心して子供を産み、育て、十分な教育が受けられる社会づくりは喫緊の課題です。

そこで、出産費用が年々増加傾向にあるため、助成限度額を設け、出産育児一時金42万円を差し引いた出産費用の支援助成を今こそ英断すべきと切望いたしますが、町長のご見解を伺います。

第3は、健康支援及び女性の命を守る取り組みについて3点お伺いいたします。

1点目として、国立国際医療センターの糖尿病リスク予測ツールを町ホームページへのリンク貼り付けについて伺います。

日頃より、医療費削減に向けた様々な取り組みへのご努力に心から感謝申し上げます。特に、糖尿病性腎症から、人工透析への移行を食い止める施策は急務です。

そこで、糖尿病重症化予防として町民に意識啓発する上で、国立国際医療センターが配信している糖尿病リスク予測ツールを町ホームページにリンクを貼り付けてはいかがでしょうか。これは、身長、体重、血圧、ヘモグロビンA1c等の数値を入れるだけで、3年後の糖尿病発症リスクがパーセンテージで表示されるものです。さらなる健康支援として大変有効と考えますが、ご所見をお聞かせ願います。

2点目として、風疹ワクチン接種について伺います。

風疹の感染拡大を防ぐため、厚生労働省が42歳から59歳、1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性を対象に、2021年度末までの事業として実施する無料の抗体検査の予防接種が24年度末まで延長されます。コロナ禍の受診控えなどで目標に届かない状況を踏まえ、延長する方針を決めました。

風疹は妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんが難聴や心疾患などの先天性風疹症候群になって生まれることがあります。ワクチン接種で感染予防ができますが、まれに抗体ができにくい人もいるため、社会全体で抗体保有率を引上げ、流行を防ぐ必要があります。そこで本町の取り組み状況及び今後についてお聞かせください。

3点目として、子宮頸がんワクチン接種について伺います。

以前にも取り上げました子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンですが、昨年末、厚生労働省が2013年6月から積極的勧奨を差し控えていた子宮頸がんの原因となる、ヒトパピローマウイルス、HPVの感染を防ぐワクチンについて、積極的に呼びかける積極的勧奨を再

開することを正式に承認し、発表いたしました。

昨年10月1日に開催された厚生労働省の専門部会では、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。HPVワクチンの積極的勧奨の再開に伴い、今後この制度の趣旨を踏まえ、これまで個別通知をしていた世代も含めた全対象者に対し、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨の分かりやすい訂正案内を速やかに郵送通知でお届けすべきと考えます。

また、11月15日の厚生労働省の専門家による分科会では、積極的勧奨差し控えにより、接種機会を延ばした方への対応として、キャッチアップ接種について議論され、定期接種年齢を過ぎた高校生や大学生相当の女子も時限的に追加で、公費での接種対象にする方向で一致をいたしました。

来年度から3年の期間で接種が始まると報道されています。そこで、国のキャッチアップ制度の導入に伴い、十分な周知を受けることもないまま、接種機会を逃してしまった全ての対象者にも、国の方針変更と新たに接種機会が確保されたことを速やかに郵送通知で確実にお届けするべきと考えますが、いかがでしょうか。

若ければ若いほど、早ければ早いほど、予防効果が高いことから、町の対象者全員に通知すべきと思います。希望者へ1日も早く接種できるよう配慮することが町民を守ることにつながることから、当局のご所見をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱2点目、少子化対策として町独自の恒久的支援事業についての、町の宝となる子等へ未来投資として、出生率の上昇と安心できる環境づくりの一貫となる出産育児一時金差額支援についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

厚生労働省によりますと、令和元年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額などを含む費用の全国平均額は52万4,000円となっており、出産にかかる費用は年々増加し、費用の高い都市部等では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賁えない状況になっています。

国は、平成21年10月から、出産育児一時金を原則42万円に増額し、平成23年度にそれを恒久化、平成27年度には、一時金に含まれる産科医療償還制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引上げており、今後も医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で、増額に向けて検討することとしているようでございます。

少子化克服に向け、安心して子供を産み育てる環境を整えるためには、子供の成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると認識をしています。

なお、国に対して昨年度、千葉県議会をはじめ県内幾つかの市町村議会からは、出産育児一時金の増額を求める意見書が提出されております。今後、国の出産育児一時金制度の動向等を注視しつつ、差額支援についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、地方創生とデジタル化の推進についてのうち、軽自動車税納税証明書のオンライン化についてのご質問にお答えいたします。

軽自動車税納税証明書は、主に自動車継続検査、いわゆる車検の際に、軽自動車税種別割に滞納がないことを証明するために使われております。

千葉県内の普通自動車につきましては、平成30年3月から国土交通省千葉運輸支局と千葉県との間で電算システムが連携されたことにより、自動車税種別割の納税状況が電子的に確認できるようになり、車検の際に自動車税納税証明書の提示が省略できるようになりました。

一方、軽自動車につきましては、軽自動車税種別割の納税状況の確認が電子化されていないことから、車検の際には軽自動車税納税証明書を提出する必要があります。

このような中、国は、現在書面により行われている三輪以上の軽自動車保有関係の手續につきまして、利便性向上と行政事務の効率化を図るためオンライン化の準備を進めていますことから、当町におきましても、令和5年度課税分からの実施に向け、令和4年度一般会計当初予算案に、電算システムの改修費用を計上させていただいたところでございます。

今後も国の動向を注視しながら、オンライン化に滞りなく移行できるよう事務を進めてま

いりたいと考えております。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 川島富士子議員の大綱1点目、地方創生とデジタル化の推進についてのうち、図書館サービスの拡充についての電子書籍の導入についてにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が広がる中、図書館に来館せず利用できる電子書籍を導入する図書館が徐々に増えてきました。コロナ禍に適しているサービスであり、利用者の新規開拓にもつながると考えられます。千葉県内において、流山市、八千代市は、コロナ禍以前に電子書籍を導入していました。令和3年以降、木更津市をはじめ11市2町で導入している状況です。

電子書籍は、来館しなくてもインターネット環境があれば、手持ちのインターネット機器を利用し、本を読むことができます。当町の図書館利用者は、来館して自ら本を選んで借りたいという方が多くを占めている状況ではありますが、新規利用者の開拓も見込まれることから、先進事例の有効性や利用状況、導入費用や運営費用などの財源についても調査研究してまいります。

なお、当図書館ホームページにおいて、電子図書館「青空文庫」の紹介を今年2月から始めました。青空文庫は、全国のボランティアの方々によって運営されています。公開されている作品は芥川龍之介や夏目漱石など、著作権の消滅した作家の作品を中心に1万6,000作品以上が公開されております。

外出できなくても、誰でも無料で利用できるサイトでございます。まずは青空文庫の利用について、積極的に周知してまいります。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 川島富士子議員の大綱1点目、地方創生とデジタル化の推進についてのうち、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取り組みについてのご質問にお答えします。

令和3年11月11日に開催された国の第1回デジタル田園都市国家構想実現会議において、

デジタル田園都市国構想の目指すべきものとして、「地域の暮らしや社会、教育や研究開発、産業や経済をデジタル基盤の力により変革し、大都市の利便性と地域の豊かさを融合したデジタル田園都市を構築し、心豊かな暮らしと持続可能な環境・社会・経済を実現する」としています。

また、12月28日に開催された第2回会議においては、コンセプトとして、「本構想は、「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の最も重要な柱であり、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示するものである。これまでの地方創生施策は継続しつつ、これをデジタルの力によって高度化・加速化させることにより、本構想の下で「ミニ東京」ではない個性あふれる地域を実現していくための基盤をつくっていく」としています。今後、会議を重ねる中で、様々な取り組みを検討し、基本方針案が示される予定となっています。

これまでの議論の中で、1番として、デジタル基盤の整備、2番として、デジタル人材の育成・確保、3番として、地方の課題を解決するためのデジタル実装、4番として、誰一人取り残さないための取組の4つの視点を軸に取り組むとされていることから、当町においても人口減少・少子高齢化をはじめとした諸課題に対し、選ばれるまちづくりを進めるための様々な施策を研究し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標と、横断的目標の実現に向け、できるところから取り組んでまいります。

具体的には、まずは町施設における無線環境などの基盤整備や、高齢者のデジタル活用支援への取り組みを進めるべく、地方創生臨時交付金等の活用を含めて検討してまいります。

また、デジタル田園都市構想実現に向け、重要な取り組みとなる自治体DXによるシステム標準化や行政手続オンライン化による住民の利便性向上や業務効率化などに着実に対応するため、全庁的な体制を構築してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、健康支援および女性の命を守る取り組みについてにお答えいたします。

初めに、国立国際医療センターの糖尿病リスク予測ツールを町ホームページへのリンク貼り付けについてですが、生活習慣病の糖尿病は全国的に患者数の増加が課題となっており、放置すると網膜症、腎症、神経障害などを引き起こします。中でも、糖尿病性腎症について

は、進行し重症化すると腎不全に陥り人工透析を要する状態となり、日常生活に大きな支障と身体的な苦痛が生じ、医療の経済にも社会的に大きな負担になることから、厚生労働省は、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、糖尿性腎症重症化予防プログラムを策定しており、全国的に取り組んでおります。

この糖尿病リスク予測ツールとは、糖尿病と診断されたことがない30歳から64歳までの方を対象としており、まさに糖尿病発症のリスクを予測するツールで、入力することにより自らの生活習慣の見直しや改善に取り組むきっかけとなりますので、国立国際医療センターの同意を得て、早速町ホームページにリンクの貼り付けをいたしました。今後多くの方が利用できるよう、周知啓発に努めてまいります。

次に、風疹ワクチン接種についてですが、風疹は突発的に流行するおそれがあり、成人が感染すると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦の方に感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きるリスクがあります。

現在、公的な風疹の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性2,595人に対して、令和元年度から町が発行したクーポン券を利用し、風疹の抗体検査を受け、結果が国の示す基準値以下であった場合には、定期接種の対象となる対策を実施しております。

未受診者にははがきによる受診勧奨を毎年実施しておりますが、現時点で744人が抗体検査を受け、そのうち抗体の低い198人が予防接種対象者となり、183人の方が接種済みです。令和元年度に発行したクーポン券の有効期限は令和4年2月末まで延長され、さらにこの対策は令和6年度末まで3年間延長されることが決定されました。今後、未受診者に対しクーポン券の再発行を実施し、一人でも多くの方が抗体検査と予防接種を受けられるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

次に、子宮頸がんワクチン接種についてですが、日本における子宮頸がんの最近の動向は、年間1万人が罹患し、約2,800人が死亡しており、患者数、死亡者数とも近年増加傾向にあります。特に20歳代から増え始めて、30歳までにがんの治療で子宮を失い、妊娠できなくなってしまう方も毎年約1,200人いることが課題となっております。

子宮頸がんの予防法として、ヒトパピローマウイルスワクチンを接種することが挙げられています。このワクチンは3回の接種が必要となり、対象者は、小学校6年生から高校1年生相当の年度内に受けることが可能ですが、平成25年6月14日付け厚生労働省から、ワクチン接種の対応についての勧告があり、積極的な勧奨を差し控えておりました。

その後、専門家会議の継続的な議論が行われ、令和3年12月28日付け厚生労働省の通知により、令和4年4月からは積極的勧奨が再開されます。これにより、勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方が接種できるよう対応していくキャッチアップ接種につきましても、本年4月から開始されることになっております。

町といたしましては、対象者に個別通知を実施し、正確な情報を丁寧にご案内し、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に努めてまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

町長から一番最初に答弁いただいたんですが、通告順に再質問させていただきますので、ご了承ください。

まず初めに、軽自動車なんですけれども、課長から詳細にご説明をいただきました。軽自動車の車検を取り扱う軽自動車検査協会において、軽自動車税種別割の納付状況データについてオンライン上で紹介することが可能となり、紙媒体による納税確認が不要となるシステムだというふうに理解をします。これは軽JNK S（ジェンクス）という名前で、Jは自動車税、Nは納付、Kは確認、Sはシステムということでありまして、車検時に自動車税の滞納がないことを電子的に確認し、納税証明書を提示しなくても、車検受けを可能とする制度ということであります。このシステムの導入作業が現在進められているということでもあります。また、課長のほうから令和5年ということでありました。運用開始は全国一律で令和5年1月を予定しているということで調べました。本町としても、力強いご答弁いただきました。円滑な導入と周知、町民に周知を努めていただきますよう、また改めてお願いを申し上げたいと思います。答弁は結構です。

次に、電子書籍の件でありますけれども、2月17日が電子書籍の日だということを今回取り上げたことで知りました。私、電子書籍の日があったなんて知らなかったんですが、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、通称読書バリアフリー法の制定に伴い、電子図書館は大変に有効であり、1冊の本が人生を変えることもあると言われております。文科省と厚労省が積極的な推進を進めていると思いますので、本町も遅れを取らないように、ぜひ積極的をお願いをしたいと思います。

そこで財源の問題は、これはよく分かります。昨年の9月1日にはデジタル庁が発足し、

いよいよ本格的に電子化の流れが加速していくというふうに考えました。早期の導入も含め、町が誇れる図書館のますますのご発展を願うばかりであります。どうかよろしくお願い申し上げます。

そこで、先ほどの財源の問題でありますけれども、政府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が出るようです。

また、内閣府地方創生推進事務局の地方創生拠点整備交付金、これが当てはまるかどうかはちょっと分かりませんが、内容を見たらすごいんです。令和3年度の補正予算に460億円、その中に、町の活性化につながる先導的な施設整備等を支援とあり、デジタル技術の活用を促進する施設の整備等で、デジタルシフトへの対応に1団体当たりの交付上限額の目安が市町村では5億円程度となっております。

ぜひ、先ほど課長から財源の問題があるということで、これから調査をされると思うんですけれども、あらゆる方面から調べていただいて、町の持ち出しが極力ないような形で、ぜひ導入に向けて進んでいただきたいと思いますので、併せてそこら辺のご決意をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 川島富士子議員おっしゃいますように、いろんな交付金等を調査し、活用できるものは活用し、前向きに進めたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願ひいたします。

次に、国家構想の件なんですけれども、一番お願いしたいことは、課長のほうからも答弁の中にありましたデジタル人材の確保、ぜひ町長に特にお願いしたいというふうに思います。

DX、デジタルトランスフォーメーション、これはもう町民にとってこれからはもう避けて通れないどころか、どんどん進めていかなくてはいけない、町民に恩恵を受けることでありますので、力を入れてやっていただきたいと思いますけれども、その大本であるこの行政のデジタル担当室というか、デジタル人材、企画空港課の中に、特にデジタル人材を育成して、担当部局、デジタル専門の係みたいな、そういうデジタル室というのは、うちの町でも全国に遅れを取らないように必要でないかというふうに思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに今後、行政だけでなく、世界の社会全体が、デジタルトランスフォーメーションについては積極的に進めていかなければならない状況にあります。

そうした中で、たまたまですけれども、私どもの職員の中にも、いろいろとそうした部分にたけている人間が何名かおります。今の段階においては、そういう状況でこれから進めていきたいと思っておりますが、今後、より一層複雑化、高度化した折には、そのような検討もしていかなければならないというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

やはり、今日、宮菌議員から質問の中にありましたけれども、職員さんも、やはり、入ってくれば出ていく時期があって、それこそそういう専門の方が出ていく方に近い人ばかりになってもまた困るので、きちんと水の流れるように後継者も入れながら、しっかりそういった担当部局というのは、必要に応じてではなくて、今もう現在、それを進めていかなかったらうちの町は遅れるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと以前、社会文化課長、高齢者向けスマホ教室の開催を訴えさせていただきました。当時は総務省のデジタル活用支援推進事業を見つけまして、質問をさせていただきましたけれども、今ここの高齢者向けスマホ教室を開催すべきというふうに考えております。

私も町内歩いておりますと、スマホを買ったんだけど使い方が分からなくて、知り合いのうちの玄関先で教えてもらっている光景も目にしますし、町内の方から、何とかやっとマイナンバーカードをつくったけれども、クーポンはどういうふうに手に入れたらいいんでしょうとか、いろんな質問が寄せられてきます。高齢者は高齢者なりに、やはり時代に遅れないように、利点を受けられるような、一生懸命前向きに向かわれているんだというのを、本当に胸が熱くなるように感じる時がありますけれども、町も、本当にそういう方々に、高齢者向けのスマホ教室を開催してほしいと思います。本町も待ったなしの状況ではないでしょうか。

誰一人取り残さないデジタル化の実現に向け、徹底したサポートの必要があります。情報格差解消を目指してほしいと考えます。国では、高齢者にデジタル端末の利用法を教えるデジタル推進員を22年度に全国1万人以上で開始するそうです。スマートフォンでオンラインの行政手続を行う講習会などを開くべきと訴えますが、改めてどうお考えか、伺いたいと思

います。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 高齢者向けのスマホ教室につきましては、千葉市で実施実績があります事業者と、現在、4年度開催に向けて協議中でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 心強いご回答ありがとうございます。

ちょこっと残念なことに、終わったことを言うてしょうがないんですけども、例えば私と同じ時期に質問している長生村では、もう1月に4回開催して喜ばれているということで、3月も2回実施するという情報を伺いました。自ら情報を入手しづらい高齢者への入り口支援が急務ですので、ぜひとも確実に進めていただけますようお願いいたします。

そしてデジタル社会へのパスポートともいわれるマイナンバーカードのさらなる取得促進をお願いしたというふうに思います。

例えば、免許更新講習の件でありますけれども、警察庁は、先月から、北海道、千葉、京都、山口の4道府県でオンライン講習の試行を開始しました。違反歴がないなどの優良運転者で、4道府県に住む70歳未満の方が対象であります。22年2月1日以降に誕生日を迎える人が対象で、23年3月まで行う方針であります。マイナンバーカードの保有者が対象です。結果を踏まえて24年度末以降に全国で実施するということでもありますけれども、このこと一つとっても、今後、マイナンバーカードの利用場面は確実に広がり、役立つことは間違いのないと思います。

町民への丁寧な説明はもちろん、例えば個別の取得勧奨やシニア世代への訪問支援も検討してはいかがでしょうか。町民への交付率普及へ知恵の出しどきであると思いますが、担当課長、ご決意をひとつお願いします。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） マイナンバーカードの普及促進には、今後さらに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうかよろしくお願いします。なかなか国も町も、いろんな手を尽くしても、交付率ってそんなに急激には、普及率って上がっていないというふうに思うん

ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

町長からご答弁いただきました出産育児一時金差額支援でございますけれども、厚労省が2月25日に発表した人口動態統計速報によりますと、2021年の出生数は84万2,897人で、6年連続の過去最少を更新しました。1年で約3万人の減少であります。このことに鑑みても、誰もが安心して子供を産み育てられる環境整備が重要であり、待ったなしです。経済的負担の軽減へ、先駆の取り組みを切望いたします。

そこで例えば、児童手当は、東京都と市川市が全国の先駆けでしたが、昨今の東京都議会が決まった高校3年生までの医療費無償化に対し、本町の高校3年生までの医療費無償化、これ、町長がすごく力を入れて実現したことだと思いますけれども、県下はもとより全国の先駆けの取組をしてきたと言っても過言でないというふうに思っております。それにも増して、出産育児一時金差額支援も、先駆けの取組をぜひ期待しております。さらなる子供を産み育てやすい町としてのPRにもつながると思います。

少子化が進行する中で、子供の幸せと安心な子育てへの支援策を強化することがますます重要になっています。子供に関する取組、政策を社会の中心に捉えて、健やかな成長を社会全体で後押しするため、政府の新たな司令塔として、令和5年度にこども家庭庁を創設する方針が決定されました。

そして重要課題の一つは、少子化対策であります。少子化のスピードは加速しており、大胆な支援策を要すると考えます。昨今は、核家族化で育児の負担が重い上、安定した収入を得られないことが要因と言われています。このまま人口減が続けば、国はもとより、町の活力も弱まりかねません。今こそ実効性ある政策を講じるときだと思います。

これまでも、町長はじめ当局は子育て支援に精いっぱい取り組まれてきたことは周知の事実ですが、より充実した少子化対策に立ち向かうことは、この町に生まれてくれた子らに、ありがとうと伝わるはずです。それこそ、我が町独自の未来応援給付につながるのではないのでしょうか。町で宝の子と申しておりますけれども、宝の子を育てる決意をどのようにお考えか、もう一度町長にご決意を伺いたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、川島富士子議員お話しいただきましたけれども、本当に少子化というものが、これからこの町にとっても、この国にとっても非常に大きな課題、問題になっているわけでございます。

私どもも町長の任をいただいてから、子育て支援については日々研究努力を重ねているわ

けてございますけれども、今後ともさらなる子育て支援、またこの出産育児一時金についても研究をしてみたい、しっかりとこれについては応えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長、お金のことを言うのはちょっとあれなんですけれども、例えば、年間100人子供が生まれたとして、10万円の上限にしたときに、1,000万円ですね。そのくらいのお金は、町長だったらやりくりできるんじゃないでしょうか。よろしくお願いします。

次に、すみません、ありがとうございます。

初めに御礼を申し上げます。配信元に、快く許可していただき、すぐに貼り付けてくださったものとお察いたします。健康こども課長、本当にありがとうございました。大変にありがとうございます。

そこで、さらに活用の推進のため、町民への周知はどのようにお考えでしょうか。例えばQRコード化して、特定健診の結果用に貼り付けたり、まだ意識が高いうちに試してもらうとか、特定健診の受診案内に貼り付けるとか、いろいろあるかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 町民への周知ということでございますが、早速、こちらのほうも健康こども課は広報よこしばひかりのほうにプラムだよりというコーナーを設けてありますので、こちらのコーナーで、4月号のプラムだよりのコーナーで、糖尿病についてと、糖尿病予測ツールのお知らせということで、こちらについてもQRコードを紹介し、町民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私も実はやってみたんですね。予測ツール。やっぱり、住民健診が終わった後に、ヘモグロビンA1cとか細かく出てきた数値を追加して、基本の数値だけでなく、細かく入れたほうがより正確に3年後の確率が出るということ、両方やったんですけれども、やはり、血液検査の結果を入れたほうが、こっちのほうが本当なんだろうなというような、そういう感じを受けましたので、ぜひまた、健康診断が終わって通知のほうに

も、ぜひこういうのやってみてくださいというのもお知らせしていただきたいというふうに思いました。よろしくお願いいたします。

風疹のワクチンなんですけれども、42歳から59歳の男性は、幼児期などに定期接種の機会がなく、抗体保有率もほかの世代と比べて低いです。そこで国は、2019年度からの3か年計画でこの世代の男性の抗体保有率を70.6%から90%に引き上げるため、190万人への予防接種を目指してまいりました。対象者は自治体から配布されたクーポン券で抗体検査を受けることができ、抗体がなかった場合は予防接種を受けられます。しかし、コロナ禍の受診控えや、健康診断の延期などの影響により、昨年10月末時点で、接種につながった人は約74万人、抗体保有率は82%にとどまっているそうであります。

当町の抗体保有率の実情というのは分かりますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 抗体保有率のパーセンテージでございますが、こちらにつきましては、当町といたしましては、72.4%の抗体保有率となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 分かりました。なお低いわけですね、82%の平均より。ということで、ぜひ積極的にお取り組みをいただきたいというふうに思います。

妊娠初期に風疹に感染した母親は、周囲から中絶を勧められ、出産してしたとしても障害のある我が子を思うたび、自分を責め後悔し続けるそうであります。風疹の排除のため積極的な周知へ、例えばコールリコールなど、何か当局で取り組むお考えがあればお聞かせください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 接種についてであります、あらゆるいろいろ受診の機会や、町の検診等もやっておりますので、町ではそういった機会を捉え、一人でも多くの方が予防接種を受けられるように、周知を啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうかよろしくお願いいたします。

最後に子宮頸がんワクチンでありますけれども、まず、令和元年度と令和2年度のそれぞれの接種対象者の人数と、その中の接種者の人数、接種率を教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 子宮頸がんワクチンの接種対象者と接種率ということで、令和元年度に対しましては、まだこれについては個別通知も差し上げていない関係もありまして、対象者435名おりますが、接種者はゼロでございます。

令和2年度につきましては、接種対象者408名のところ、接種者数が8名となっており、接種率としては1.5%となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

それでは、キャッチアップ接種の対象人数と、多分、平成9年から平成17年生まれ、17歳から25歳だと思うんですけども、その中で、接種済みの人数と未接種の人数を、分かれば教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） キャッチアップ接種の対象者でございますが、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子ということで、こちらの接種対象者数の総人数が776名でございます。そのうち接種された方については140名、接種率として18%、未接種者の方は636名となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

これだけ、未接種の方が636人いるということでありますけれども、受ける受けないは、最終的にはご本人がご家族と相談して決めることだと思うんですが、漏れなく個別通知をきちんと、全員に個別通知を送ってくださるということで間違いありませんね。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） こちらについては対象者全員に個別通知を実施いたしまして、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に努めてまいります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。すごく力強いご返事をいただいたと思っております。

積極的勧奨の再開については、産婦人科学会や小児科学会などの専門家、国会議員連盟や、医療者有志の団体からの要望、また接種機会を逃した方々からの署名、そしてHPVワクチンの積極的勧奨の再開を求める働きが非常に大きくなり、また2018年、ノーベル医学生理学賞を受賞した京都大学の本庶佑特別教授は、現地時間の12月8日13時半よりストックホルム市内のホテルにて、ノーベルスピーチ後初となる記者会見の最後に、子宮頸がんワクチンの問題に触れ、子宮頸がんワクチンの副作用というのは一切証明されていない、日本でもいろいろな調査をやっているが因果関係があるという結果は全く得られていない。厚生省からの積極的接種勧奨から外されて以来、接種率は70%から1%以下になった。世界で日本だけ、若い女性の子宮頸がんの罹患率が増えている。1人の女性の人生を変えた場合、これは大変大きな問題だ。マスコミはワクチンによる被害を強く信じる一部の人たちの科学的根拠のない主張ばかりを報じてきた、と話されたそうです。また、本庶佑氏は、国際的に見ても恥ずかしい状況とまで言われております。

私は、本年1月25日に、子宮頸がんワクチンについてのオンライン講演会に参加しました。専門家である順天堂大学病院産婦人科の三輪先生と、千葉大学医学部臨床教授の黒木先生のお話を伺いました。三輪先生は、子宮頸がんによる死者が年々増加している中、予防に有効なワクチンの接種者が極めて少ない状況を指摘され、早期に接種することで、発症リスクを抑えることができると語られておりました。また、黒木先生からは、接種率向上への取り組みについて、若いうちに子宮頸がんを正しく理解してもらうことが大切で、児童生徒を対象とした講演会の実施などに力を入れるべきだと強調されておりました。

そこで、正しい知識と正確な情報提供が必要であります。当局のご所見を伺いたいと思います。また、安心して接種を受けるため、医師会と連携した相談体制や、保護者の理解が必要であることから、保護者への啓発をどのように進めるか、お考えがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島議員もおっしゃったとおり、正確な情報を丁寧な説明をもちまして、保護者も含めまして個別案内を実施し、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 事前の打合せも何もないんですけれども、教育長、子供たちとか、

児童生徒に関して、千葉大学の黒木先生はいすみ市で外房こどもクリニックという病院も開院されている方でありますけれども、これから今後、子供たちへのそういった丁寧な説明というのは、何かお考えあるでしょうか。

例えば、山武市では12月に保護者アンケートを行ったそうであります。受けさせたい、受けさせたくない、分からないという、そういった形で、現物は私も見ていないんですけども、そういうふうにもう既に取り組みを始められておりますが、何かお考えはあるでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） いすみ市に問い合わせ、その情報を集めていきたいと思っております。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ黒木先生、非常に丁寧に相談に乗ってくれると思いますので、どうぞ情報を取り寄せていただければというふうに思います。よろしくお願いします。いすみ市は積極勧奨の前からずっとやっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、繰り返しになりますが、HPVワクチンは感染する前に接種するのが最も効果的であり、感染原因となる性交渉を開始、セクシュアルデビュー前の接種が最も効果的とされていることから、町において定期接種対象者への積極的勧奨再開の情報提供をできる限り速やかに行う必要があります。それとともに、積極的勧奨を控えていた期間に、接種機会を逃してしまった方へのキャッチアップも着実に進めなければなりません。

子宮頸がんワクチンは、女性の未来を守ると言われております。町の女性の命を守る取り組みの一つとして、全力でご支援をいただけますように、切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（川島 仁君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時59分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問いたします。

なかなか収束とはいかない新型コロナウイルス感染症による様々な困難の中、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

寒さが和らぎ、坂田城跡の梅林からも春の香りが感じられるようになりました。町内外を問わず、多くの方々に足を運んで梅林の春を楽しんでいただきたところですが、にぎやかなイベントの開催はもう少しだけ先のようです。しかしながら、誰かに見られていても誰にも見られていなくても変わらず美しく咲き誇る花たちは、信念を持って粛々と自分の仕事をこなしているようで、私自身も見習わなくてはと感じる部分がございます。

この一般質問も、新米議員としての仕事のひとつとして捉え、大切に組みたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

質問は、大綱3点。1、高齢者支援について、2、道路整備について、3、庁舎敷地内喫煙ルームについてです。

それでは1番目、高齢者支援について質問します。

時々、防災無線で、高齢者の行方不明情報のお知らせを聞くことがあります。その後、無事の知らせが放送されるとほっといたしますが、全ての事案が無事解決するとは限らないようです。自分や周りの人たちが年齢を重ね、高齢者の枠組みに近づき、若年でも発症する認知症もあるということを聞くと、認知症に対する不安は募るばかりです。

そこで、最初に当町においての認知症高齢者の現状についてお聞きします。認知症高齢者が関連する事故の現状はいかがでしょうか。実際に行方不明となるような事案は、どのくらい発生しているのですか。そして、そのような行方不明事案が発生したとき、町としての対応はどのようなものですか。警察署との関わりや個人情報保護の観点から答えを差し控えなければならない場合もあるかと思いますので、答えられる範囲でお願いいたします。

そもそも認知症高齢者が行方不明になるのは、徘徊が原因のことが多いのではないかと思います。徘徊が考えられる方のために支援をしていけば、行方不明事案やその家族の不安の

手助けになると考えます。QRコードのシールを使った身元照会システムを導入し、行方不明者の発見に役立っている自治体があると聞きましたが、当町ではどのような取り組みがあるのかお尋ねします。

高齢化はますます進んでいき、ひとり暮らしの高齢者も増えていきます。元気で健康な高齢者を増やすための取り組み、ひとり暮らし高齢者の在宅見守りが必要となりますが、高齢者の健康づくりに対して何かサポートがあれば、教えてください。また、単身高齢者のための在宅見守りの現状はいかがでしょうか。

2番目に、道路整備について質問します。

下総線バイパスの交通事故多発に対しては、様々な対策が取られ整備され、多くの目が向けられているところですが、町にはほかにも整備途中の道路や、これから整備を進めていかなくてはいけない道路があります。

最近では、横芝駅前交差点の整備が進められています。工事期間は、令和3年10月16日ごろから令和4年3月14日ごろまでとの道路看板がありますが、現在の形で完成でしょうか。といいますのも、工事期間中、大雨のときにはかなり水がたまり、歩行者や通行車両の妨げになっていました。解消されたのでしょうか。朝の通勤・通学時、特に雨天時には多くの駅への送りの車で混雑していましたが、対応はなされたのでしょうか。

それから、本町交差点です。以前にお話ししたことがあります、右折専用補助信号の必要性は考えられませんか。さらに、今後の町の発展を考えると、駅北口と国道をつなぐ道路があればと思いますが、可能性はいかがですか。

町長は、ご自身の重点施策に成田空港に直結する高規格道路を計画されていますが、具体的にどのようなものをお考えおられるのか、お聞きします。

3点目に、庁舎敷地内喫煙ルームについて伺います。

令和元年9月議会で、改正健康増進法に対する取り組みの一環として、庁舎敷地内に建てられた特定屋外喫煙場所について、その経緯と利用状況について質問をしました。当時の担当課長からは、同一敷地内にある役場庁舎、町民会館、町体育館の利用者が共通で使用するために予算計上したとの答えをいただきました。

現在はまん延防止等重点措置期間のため使用中止ですが、それ以前はどのような方がどのくらい使用するのか、使用者状況について伺います。また、最初に建てられた場所から移動していますが、その理由と経緯、費用についても説明願います。

空調機や分煙機の電気料の維持費がかかり、分煙機のフィルター交換が年1回必要となる

とのことでしたが、今後の運営はどのように考えておられるのでしょうか。

以上3点、私からの最初の質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 森川貴恵議員からご質問のありました大綱1点目、高齢者支援についてお答えいたします。

初めに、当町においての認知症高齢者の現状はの事故の現状、行方不明事案の発生状況はについてですが、認知症高齢者に限定した資料がないため、千葉県警察が公表している交通事故統計ちばによりお答えさせていただきます。

町内において発生した高齢者が関わった交通事故の件数につきましては、平成30年は25件、令和元年は31件、令和2年は26件で、このうち、令和元年には死亡事故が1件発生しております。

続いて、高齢者の行方不明事案の件数につきましては、山武警察署からの防災行政無線の周知依頼を基に集計しており、平成30年度は2件、令和元年度は4件、令和2年度は3件となっております。

次に、行方不明事案が発生した時の対応はどのようなものかについてですが、町の防災行政無線による周知のほか、地域包括支援センターや介護サービス事業所等との連携による搜索を実施しております。搜索が長期化した場合には、家族の意向により警察署と連携を図りながら、地元区や消防団の協力をいただき、大規模な搜索を実施することもございます。

また、認知症高齢者が行方不明になった場合には、県が窓口になっている千葉県徘徊SOSネットワーク広域連携により、県内市町村、県警本部及び各都道府県へ広域に情報の周知を行うことができます。

次に、徘徊が考えられる方のためにどのような支援があるかについてですが、1つ目として高齢者見守りネットワーク事業を実施しております。これは徘徊のおそれがある高齢者については、情報をあらかじめ町に事前登録していただき、高齢者と関わりを持つ町内で事業を実施している民間事業者が協力事業者として町と協定を結ぶことで、行方不明事案があった場合には、協力事業者に情報を提供し、町と連携して早期発見につなげる事業です。

2つ目としましては、高齢者の衣類などに目印となるシールを貼り付ける徘徊高齢者等見

守りシール交付事業を実施しており、1つ目の高齢者見守りネットワーク事業と併せて登録していただいております。また、認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかを示した認知症あんしんガイドを作成し、相談のあった方などに配布しております。このほか、認知症サポーター養成講座や認知症初期集中支援チームの運営委託などを行っています。

次に、高齢者の健康づくりに対してどのようなサポートがあるかについてですが、町では、複数の課で事業を行っており、福祉課では年間を通じて継続的に介護予防のための元気はつらつ運動教室を、住民課では水中ウォーキング教室やヘルスアップ教室を、健康こども課では後期高齢者健康診査や診査後の健康相談を実施しています。また、ふれあいサロンや栗山川ウォーキングが自主活動により行われ、この活動の中で町は介護予防指導をサポートしております。

次に、単身高齢者のための在宅見守りの現状はについてですが、先ほどお答えさせていただいた高齢者見守りネットワーク事業で協定を締結した協力事業者に、日常業務の中での見守りをお願いしております。

そのほか、民生委員児童委員の定期的な見守りをはじめ、高齢者等配食サービス事業や緊急通報装置貸与事業など、見守りに関する事業を実施しております。

今後も高齢者の方の住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の向上に努めてまいります。高齢者の行方不明や孤独死を防ぐには、何よりも地域の皆様による見守り体制の確立が重要と考えます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 森川貴恵議員ご質問の大綱2点目、道路整備についてお答えいたします。

初めに、横芝駅前交差点完成時期はについてであります。千葉県山武土木事務所が事業主体の交差点改良工事は、今月3月14日工期であり、現時点で既に完了しております。山武土木事務所へ確認しましたところ、あとは信号機調整を残すのみとのことであります。

また、当該交差点工事が完成しますと、駅前ロータリーと交差点南側主要地方道横芝上堺線が直線になり、変形交差点が十字交差点に改善され、さらに右折レーンが新設されますので、森川議員ご質問の②天候や時間帯による混雑解消への対応はについてであります。今

までより交差点のスムーズな通行が確保されるため、渋滞緩和が図られるものと考えております。

次に、本町交差点右折補助信号の必要性はについてであります。交通量の多い国道126号に右折レーンがないため、右折待ち車両が渋滞の一因となり、さらには右折待ち車両をよけて直進する車両が多く、対向車線の右折車との接触事故のおそれがあり、町としても右折補助信号の必要性は感じており、時差式信号機への変更を含め、山武警察署を通じ千葉県警察本部へ要望した経緯があります。

しかしながら、県警本部の回答といたしましては、交通量や右折車両数、また右折車両が滞留できる車線幅員が確保できていない等の理由から、右折補助信号の設置及び時差式信号への変更はできないとの回答でございました。

次に、駅北口と国道を直接つなぐ道路の可能性はについてであります。現在、横芝駅北側から国道126号へつながる道路は、京葉銀行横芝支店から旧ゼニス羽田工場入り口へ抜ける町道C004号線と、京葉銀行横芝支店から横芝光消防署へ抜ける町道C003号線の2路線がございます。このうち、町道C004号線の一部については、平成29年度にゼニス羽田工場の工場閉鎖に伴い、会社敷地外郭へ付け替えを行い、現在の道路形状となっており、一部区間は幹線2号排水路に接する法定外道路を含めて、6メートルから8メートルの道路敷地となっております。

これらの路線については、現在のところ、拡幅工事等の整備については計画しておりませんが、今後の社会情勢の変化に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、成田空港に直結する高規格道路はどのような計画なのかについてお答えいたします。

ご質問の道路は、平成30年3月の「成田空港に関する四者協議会」において「成田空港の更なる機能強化」が合意された際、当町から最優先で整備を要望した道路となります。

要望といたしましては、横芝光インターチェンジを起点とし北側へ向かい、県道八日市場八街線へ至る県道横芝停車場吉田線のバイパス道路として要望しておりますが、県としては、空港南側の発展を考慮しつつ広域的な道路の調査をしている段階で、具体的な路線については、今後関係自治体を含め県が取りまとめることとなっております。

町といたしましては、要望の早期実現を図るため、本年度9月補正予算で承認いただいた空港直結幹線道路概略設計業務委託を年度末を納期として発注しているところであり、この委託事業の中で、町が県に対し具体的に要望・協議するルート案の選定を現在進めているところでございます。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島 仁君） 財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 森川貴恵議員からの庁舎敷地内喫煙ルームについてのご質問のうち、使用状況と移動の経緯についてお答えします。

初めに、使用状況についてであります。庁舎敷地内喫煙ルームの主な利用者は、役場来庁者、町民会館及び町体育館の利用者並びに役場職員となりますが、利用者の区分や利用人数についての調査はしておりませんので、具体的な数値でのお答えはできません。

次に、移動の経緯についてであります。喫煙ルームを当初設置する際に役場内で検討した結果、役場内庁舎のほか、町民会館及び町体育館利用者の利用を考慮し、敷地中央付近に設置したということであります。

今年度、庁舎連絡通路の完成により、北側車庫棟の利用頻度が増え、今までより多くの方が元の喫煙ルーム脇を往来するようになることも予想されたことから、喫煙ルームには分煙機を設置し対策を講じておりますが、健康増進法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙防止の強化を図るため、また、建築基準法上も喫煙ルームは役場庁舎から距離を置くことが望ましいということもあり、現在の西側駐車場に移設したものです。

なお、移設工事費につきましては、建物の移設分で33万円、電気工事分で23万9,800円でした。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 私からは、森川貴恵議員の大綱3点目、庁舎敷地内の喫煙ルームについての今後どのように運営していくのかのご質問にお答えいたします。

庁舎敷地内の喫煙ルームは、役場庁舎、町民会館や町体育館のそれぞれの利用者が共通に利用できる喫煙所として、令和元年7月から供用を開始しております。利用可能時間は午前8時から午後6時まで、土日でも利用することができますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時など、感染者が増加している期間は一時的に運用を停止するなど、感染防止対策を実施しております。

今後の運営については、当面の間は現行の運営方法を継続しますが、利用状況、健康増進法の改正、設備の老朽化など、撤去の必要性も含め、適切に対応してまいります。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず最初、高齢者支援について再質問いたします。

課長のご答弁の中で、見守りネットワーク事業によって高齢者を見守っているというお答えがあったと思います。見守りネットワーク事業に参加する協力事業者も含め、詳しく具体的にもう一度教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、横芝光町高齢者見守りネットワーク事業についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、民間事業者のご協力をいただきまして、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる仕組みとして、事業を実施するものでございます。

見守り協力事業者が町内における業務におきまして、高齢者の異変に気づいたときに福祉課へご連絡をいただき、町職員が安否等の状況確認を行うことで、地域の高齢者を見守っていくといったものと、もう一点、徘徊のおそれがある高齢者の情報を事前登録届によりましてあらかじめ町に登録していただき、行方不明になったときに見守り協力事業者に情報を提供し、早期に発見を努めるといったものでございます。

協力事業者につきましては、生活協同組合コープみらい株式会社、セブンイレブンジャパン等々、今現在で22事業者と協定を締結させていただいておりまして、事前に登録されている高齢者につきましては、11名でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） もう一つ、何でしたか、見守りシールを考えておられるようなことがあったと思います。そちらのほうについても教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 徘徊高齢者見守りシール交付事業でございます。この事業につきましては、今年度から事業を実施しているものでございます。認知症のために道を迷うなどした高齢者らの早期発見、保護につなげるためのものでございまして、QRコードつきの見守りシールを高齢者の衣類、帽子、靴、かばんなどに貼り付けまして、徘徊する高齢者を見

つけた人がそのQRコードをスマートフォンで読み取りますと、その時点で家族らに第一報メールが届き、第一報メールの後に詳細なやり取りをメール等で行う仕組みとなっております。

また、このQRコードの情報には、徘徊高齢者のニックネームや生まれ年月、性別、既往歴、そして発見通知メールアドレスとして家族などのメールアドレスを3件登録することができまして、個人情報は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、具体的に今そのシールを購入するのか配布するのか、ちょっと聞き漏らしてしまいましたが、そういう登録をなさっている方はどのくらいいるのでしょうか。そういう登録をするために費用等は発生するのですか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 現在の登録者数は3名でございます。費用についてですが、1回目につきましては無料で配布しております。枚数につきましては30枚セットとなっております。蓄光シールが10枚、これに耐洗、この洗えるシール、それが20枚というようになっておりまして、2回目以降は有料ということになっております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。そういうことをまだご存じないご家庭とか高齢者の方いらっしゃると思いますが、周知のほうはどのようにされるのでしょうか。それから、QRコード、ある市ではアイロン付けで簡単にできるやつとかやっているそうです。本町ではどのような形のシールで、それを発見した方がすぐに分かるような感じなのか、ちょっと教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 周知につきましては、今年度の町広報紙、あとはホームページで周知をしたところでありまして、今後も周知図ってまいりたいというように思います。

あと、シールにつきましては、アイロンで貼り付けられるものとなっております。大きさ的には2種類あるんですが、縦が2.5センチメートル、横で幅、4センチから5センチメートル程度というものとなっております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 他市町村では、取り入れているところでは、かなり個人情報も守られて有効な方法だと聞いております。本町でも使われる方が増えるといいのか悪いのか、そういう方が出られないほうがいいのかもしれませんが、有効利用の方向へ持っていかれると思います。

それから、認知症サポーターの養成を行っているということでしたが、こちらのほうも具体的にどのような内容か教えていただきたいです。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 認知症サポーター養成講座につきましては、認知症の方の本人及び家族を地域で支えることによって、いつまでも地域で過ごすことができるよう、誰もが認知症について正しい知識を持ち、支えるための手だてを知ることができるといったことで、講座を開催しております。

この講座につきましては、今年度の実績を申し上げますと、横芝中学校、あと民生委員児童委員、日吉小学校、上堺小学校、寿大学、光中学校等で実施しております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） というと、認知症サポーターというのは、中学生がやるということですか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 認知症についての知識を得るという意味での講座でございます、認知症とはどういったものかといったことから、どんなお手伝いができるのかといったものでございます。そういった講座でありまして、そういった講座を受講しますと、私ちょっと毎日つけているんですが、こういったオレンジリングというものを皆さんに配布しているといったところでございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） まずは理解を深めようということだと理解いたしました。もっと多くの方、中学生に限らず、先ほど協力事業者が22、町にあると言いましたが、その辺の方たちも時間を見つけて受講していただくとよりいいのではないかなと思いました。

それから、高齢者、もっと若い子供たちと何か交流があると、とても脳の活性化になったりですとか体を動かしたりするとか、そういうことでよい面があると思いますが、若者と一

緒にできるイベントや保育所や、それから放課後の学童保育との何かコラボのようなものでサポートしていこうというお考えはないでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 今現在、認知症カフェというものを地域包括支援センターの中で運営しておりまして、これにつきましては、認知症の方またその家族等々を含みまして、定期的に集まっていただきまして情報交換等を実施しているものでございます。

今、議員からご提案のありましたことについては、どんな方法があるのか、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。当町は高齢者が多い町ということで、このような対策はもう必要不可欠だと思います。よろしく願いいたします。

次に、2番目の道路整備について再度お尋ねします。

横芝駅前交差点、あれで完成形という理解でよろしいでしょうか。今お話を聞いていますと、直線になると課長はおっしゃっていたような気がします、以前は真っすぐだったはずの交差点の近くの県道78号線ですが、現在かなりカーブしております。それで水がたまるのかなという理解ですが、あれが真っすぐになるということでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 道路自体は直線になっているんですけれども、右折レーン等があるので、まずそういった感覚があるのかなと思うんですが。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 誰が見ても、あれは真っすぐじゃないんですが、富士屋さんの前辺りですが、何か非常に湾曲してまして、ゼブラゾーンが非常に多くて、沿線の店舗や事務所への配慮かなと私は思ったんですが、あれがあるために何か非常に速度を落とせという標識はいいんですが、交差点近くですのでそんなにスピードを上げてくる車もないと思いますが、異常に湾曲しているように思いますが、あれで完成形ということよろしいですか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 申し訳ありません。交差点部分は直線となっておりますけれども、南側の部分についてはやはりちょっと湾曲しております。といいますのは、交差点を十字交差点に変えるために暫定形で今整備が完成した地点でございますので、そういったことで南側の部分については、少し湾曲しているような形になっております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） じゃ、暫定ですので、行く行くの完成形は真っすぐになるということですか。しつこいですが。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） もともとの駅前線につきましては、都市計画道路となっておりまして、I－9号線、8号線のところまで真っすぐに来るようなことで、都市計画決定をしております。ですので、完成形といいますと、その都市計画道路の形が完成形ということになりますので、今は暫定的に整備をしているというような状況になっています。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、期間等はまたいつか元に真っすぐに戻るという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 先ほど来言っていますように、今回は変形交差点の解消ということで整備のほうをしている形になります。完成形での整備ということになりますと、今の時点ではまだはっきりと分かっている状況ではございませんので、山武土木事務所のほうに確認してみないと、そういったものができるのかどうかというのは、今の時点ではちょっと分からない状況でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） じゃ、当分はあのままということですよ。でも、真っすぐになるってさっきおっしゃったような気がしたんですが、私の理解が悪いのでしょうか。それには当分時間がかかるという理解ですか。じゃ、行く行くは真っすぐを期待してもいいと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 都市計画道路でございますので、行く行くは真っすぐということで計画はされておりますけれども、やはり当面の間は今の形で暫定形でこのままということにしばらくの間はなろうかと思えます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） すみません。じゃ、行く行くは真っすぐになるという理解をいたしました。今はカーブになっておりますということです。

じゃ、その後ですが、またずっと先、駅のほうへ行まして、ロータリーの駅前整備、何

か整備をなさるといようなお話ですが、今現在、通勤・通学の人たちを送ってきた車の停止位置がどこなのかよく分からない感じで、駅へ入手前の道路の脇に止まっていたりですとか、その道路をちょっと行ったところに止まっているとか、タクシーのところに止まっていたりですとかで、銀行側から出てきた車とぶつかるのではないかと思われるようなところに止まっていることがあります。何か対策は考えられませんか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 今のお話というのは、駅のロータリーに車を止めてしまっているということですのでよろしいですかね。本来、その部分については、一般の方の停車位置ではございません。送迎用の駐車場がございますので、本来そちらを使っていただくような形になります。今まで看板等も恐らく、ちょっと確認してないんですけれども、なければつくるようにして対策を取りたいと思います。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 看板等あればいいなと思っていました。あそこは駅の入り口に一番近いところでいい場所で、本当に雨の日ですとか、そこで降ろしている車がたくさん見られます。そうすると、それが渋滞の原因になったりですとか、事故の原因になったりとかするのだと思います。それから、町の車の駐車場ってとても遠いんですね。それも一つ原因ではないかなと思いますが、看板や町の送りの車の停止位置の見直しのほう、よろしく願いいたします。

次に、本町交差点の右折補助信号の必要性について再度質問いたします。要望をしたことがあるみたいなお話でしたが、何回要望されたのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 申し訳ございません。何回というのはちょっと分からないんですが、直近では平成29年度ですね、30年の3月に要望のほうをしております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 直近が何かもう、今令和4年で随分前ですよ。やはりそういう道路を変えるとか右折信号をつけるとか、要望1回だけで済ませてはいけないんじゃないかなと思います。要望し続けなければ、完成には迎えられないと思います。通ってみると分かるんですが、右折するとき直進の車が非常な勢いで来るので、何度も怖い思いをしたことがございます。要望のほうをもっと続けていただけないでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 先ほど答弁の中でも申し上げたんですけれども、一度要望のほうを出させていただいた中で、千葉県警でそこにはもうつけられないというような回答をいただいておりますけれども、今後も要望については検討させていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 何年もたっておりますし、やはり状況も変わっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、信号機がちょっと古くて、朝の太陽と信号機が非常に見づらくて色が分かりづらいです。赤なのか青なのかというのもちょっと見づらいので、できましたら新しい信号のほうもつけていただけないかなと思っております。よろしくお願いします。

次に、駅北口と国道を直接つなぐ道路の可能性ですが、こちらのほうも何だか以前にそういう話があったときに、コンクリート会社の用地買収に膨大な金額がかかるから断念したようなお話をいただきました。現在はコンクリート会社はありませんし、それからまた駅もきれいになったことですし、状況がまた変わってきていると思いますが、今のところでやはり計画はないでしょうか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 北口の開発のお話かと思うんですけれども、本年度同じような質問された中でお答えさせていただいておりますけれども、今の時点で北口の開発というのは考えていないのが現状になります。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 状況はだんだん刻々と変わって行って、日々変わります。何年か前に駄目だったからもう諦めたではなくて、今はコンクリート会社もないですし、あそこ、見た目にはとても広い土地が空いておりますし、町民の皆様もこっち抜ける道路できるんじゃないかなという話を聞いております。必要性はお感じになりませんか。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 土地のほうの所有の形態というのは変わってないかと思うので、以前の議会のほうでお答えしたときと土地の所有者というのは変わっておりませんので、また同じような回答になりますけれども、北口の開発については難しいのかなと思っております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） じゃ、北口、細い道が1本、農道のような消防署の横にあるあれは、

直結と言えば直結しているような道路なんですけど、では、北口はもう開発をしないということですね。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 北口の開発につきましては、チャンスがあればという思いは正直言っています。その中で当時ゼニスパイプ、また、2つ名前があれから変わっているんですけども、そこの役員に一応話を持っていったことがありますけど、そのときは丁重にお断りをいただきました。今後、また、京葉銀行の裏通りの開発も進んでいる中で、いろいろとまた違う意味で開発ができる状況もあるのではないかな。

また、森川議員もご承知のとおり、実は千葉大学があの裏側の利用を、大学生の目線でいろいろと検討してくれたりという経緯もございまして、そうした部分もこれから、すぐさまそれを実行に移せるかどうかは別問題として、やっぱり将来構想の中で、そういう部分も選択肢の一つとしてしっかりと対応できればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 町長からはうれしいお言葉聞くことができ、ありがとうございます。やはり北口あるといいんじゃないかなと。一本で国道へ抜けられて、踏切の長い待ちをすることもなく。以前にあそこに救急車が止まっておるのを見ました。長い踏切の間、あれがなければ一直線に抜けられたのかなとも思います。

駅付近の話が出たことで、ちょっと1つ関連してなんですけど、先ほど宮菌議員から芝山鉄道の必要性で、JRと直結するとかというすごいナイスなアイデアだとは思いますが、ただ、総武線の本数が非常に少なく、昼間は1時間に1本なんですけど、現在、成東止まりとか成東始発とか結構多いんですね。あれは横芝まで引っ張ってこれないものでしょうか。ちょっと出ますが、関連してお願いします。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今のご質問ですけれども、空港機能強化が議論されたときに町として要望事項として上げた、まさに項目の一つでございます。JRのとき、あのときの回答としては、横芝駅が3番線まであるんですけども、そこで待つことができないという一夜を過ごすことが……失礼しました、快速の件ですかね、失礼しました。横芝駅、3番線まででありますけれども、構造上、あそこで止めることができないというふうな回答でございました。すみません、取りあえず、以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） すみません、設備がそれなりに必要だとは思いますが、何も成東に止まるんだったら、それが横芝まで来て、そこから始発でまた帰ればいいじゃないかという、そういう感じで。昼間千葉から帰ってくるとなりますと、1時間に1本ですので、ちょっとこれは不便だなということで、やはり不便だと使わなくなる。

ですので、鶏が先か卵が先かみなくなっちゃいますが、使い勝手がよくなると、せっかく駅もきれいにされることですし、記念に便が何便か増えますよみたいな話があると、もっと町も活性化するのではないかと思います、その辺町長にぜひ働きかけを期待したいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） J R 東日本も今民間会社で、費用対効果で利益を出さなきゃならない立場になっている状況でありまして、電車で利益を上げるのが非常に、ましてその在来線と言うんですか、ローカル線と言うんですか、非常に厳しい状況にあるという中で、ダイヤを増やすこと自体が非常に厳しい状況で、辛うじて特急も今のところ止まってくれているというのが、ある意味非常にありがたいというのが正直なところで思います。

今後、たまたまですけれども、最終便を持つてくることはできました。あれは物理的にもととしていたものでしたからね、そこに降りられるようになったというのが実績なものでございますので、今後とも、J R も今大変厳しい経営状況の中であるというふうに伺っております。しかしながら、そういう部分でJ R の利便性向上につながるような点については、今後検討して、J R のほうにお願いしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ぜひ町長には、長い在任の間ですので、いろいろなところでお顔も利くようになったかと存じます。後世まで伝わるような何か偉業を成し遂げることを期待したいです。

先ほどの壇上の中で、町長にお聞きしました成田空港に直結する高規格道路というのは、町長の中ではどのような道路をイメージされているのか、そこをお答えいただいていないので、お聞きしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど企画空港課長のほうから壇上で答弁させましたけれども、2018

年、いわゆる成田空港に関する四者協議会において、横芝光町の大きな要望の柱として、栗山川の治水、そしてまたその工業団地の整備、そしてまた成田空港に直結する道路の整備というものを願いました。当時の森田知事にお話をして、それはやりますというようなお約束の回答をいただいたので、私どもとしてはその辺に対して四者協議会の合意に至ったわけでございますけれども、これから横芝光町が発展していく部分で、成田空港が容量拡大して、また、就業人数も増えてくる、利用者も増えてくる中で、横芝光町から成田空港に直結できる道路が必要ではないかというふうに思って、私としては、今状況の中で横芝光インターチェンジから成田空港に向かっていく道路をどのようにつくっていただきたいという話を常々ずっと言ってまいりました。

しかしながら、横芝光町から成田空港に直結する道路というのは、多古町ないし芝山町どちらかの町を通っていかなければならないわけございまして、それを県道として整備していただくという約束でございますので、千葉県が今、熊谷知事になりまして、せんだってもお会いした中で、空港の南側の地域の発展につながるような道路整備事業をしっかりとこれから進めていきたいというふうなお話をいただきましたので、それについて大いに期待しているところでございます。要は、直結する道路でございますから、1本で行けるような道ができればいいなとは思っていますが。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 1本で行けるような道路、できるといいなと思いますが、その辺町長の腕の見せどころだと思います。これからやることがまだたくさんございます。列車等の不便を解消するようなこと、それから芝山鉄道のこと、道路のこと、全力を出して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、敷地内の喫煙ルームについてお尋ねします。

使用状況で誰が利用しているのか、調査はしていないということでしたが、それにもうこういう時期で使用がちょっと差し控えられている部分がありますので、ただ、理由といいますか、移動の理由は何だったんでしょうか、もう一度お尋ねしたいです。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） お答えいたします。

先ほど申し上げた内容と同じになりますが、移動の理由につきましては、北側車庫等の利用頻度が増えて、元の喫煙ルーム脇を往来する人が増えるという見込みがあったことから、

受動喫煙防止の強化を図るため、もう一つが建築基準法上も火を使うことになりますので、仮に火災等が起きた場合に、周りの建物に影響を及ぼさないように、なるべく建物から離れた位置に設置したほうが望ましいということもございまして、現在の西側駐車場のほうに移動したということでございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 庁舎内からスロープで明らかに使ってくださいみたいなコンクリートの橋というかスロープがあって、これはどう見ても庁舎内の人のメインを考えているのではないかというような、誰が見てもそんな感じに見えました。それを移動されたということで、受動喫煙を防止するという理由は分かりました。

ただ、その庁舎内の喫煙ルームにルールが幾つかあるようです。例えば喫煙することができる場所が区画されている、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示している、こちらのほうがちょっと見当たらなかったのですが。それから、施設を利用する者が通常立ち入らない場所である、これは移動なされたからクリアできたというようなことが言えると思います。

それから、施設外の近隣の建物に隣接するような場所に喫煙所を設置しないこと、これも今までだと駄目だったような気がします。場所としては、いいところに行ったのかなという感じはします。ただ、喫煙できる場所である旨を記載した標識の掲示、こちらはいかがでしょう。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） 建物のガラス面ですが、壁面に喫煙所という表記をしてございます。あと、区画されていることというのは、ああいうふうに建物で建っていれば、もうあれが区画されていることになります。全くフリーで、例えば吸い殻入れとかを置いておいては、それは区画されているということになりませんので、現状は区画されているという状況になっております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 最後に、喫煙場所の設置はあくまで例外とし、基本的には第一種施設、これは学校とか病院とか庁舎とかそういうものの敷地内は禁煙とすることとなっておりますので、今後の運営方法、このことも交えてもう一度お尋ねしたいです。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） 運営方法ということなので、総務課長の私のほうで答えさせて

いただきます。

先ほど、壇上でもお答えいたしました、今はそれこそ法に基づきまして、コンテナ型の喫煙ルームということで設置して使用していただいております。しかしながら、今後、法の改正または利用状況、皆様の健康のことを考えた上で状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。私は個人の権利として、何か喫煙権もあっていいのではないかなと思うことがあります。例えばハードなお仕事の休憩時間、何かほっと一息つきたいときにコーヒーを飲む人もいれば喫煙したい人もいて、限られた休息时间の中で、人それぞれ充電の方法というのは違うと思います。自身の健康に害を及ぼすことを承知した上で吸わない人の迷惑にならないように決められたルールの中で認めてもいいとは思いますが。

ただ、たばこ税を払って、それが地方税の一般財源にもなっているということを踏まえても、そこに町の税金を幾ら計上しましたよというのは、町民の理解がどのように得られるのかなってその辺がちょっと不安になりますが、最後、そこのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） お答えいたします。

今たばこを吸っている人の権利というような言葉も出たところですが、そもそもたばこのほうは生産されて販売されているというような状況もございまして、喫煙してはいけないということではないので、そのことを踏まえたと、喫煙する方のことも考えなければならないということで、議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、第三者に与える受動喫煙などの関係もありますので、その辺も考えていかなければならない。吸っている人に見れば、吸うことによってストレスが解消される部分等もありますので、それらも認めていかなければならないということなので、ルールの中で喫煙していただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） いずれにいたしましても、私は庁舎内の皆様もそうですが、町民の皆

様もたばこを吸っていたためにこんな病気になっちゃったというような悲劇が来ないように皆様の御健康をお祈りしながら、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時 20 分とします。

（午後 3 時 0 9 分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 2 0 分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔 6 番議員 山崎義貞君登壇〕

○ 6 番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

初めに、2月24日、ロシア国防省はウクライナの軍事基地、防衛兵器、軍事飛行場、空軍を対象とした精密攻撃を行っていると表明。ウクライナの防空システムを制圧した。空軍基地の軍事施設も破壊したと発表し、平和なウクライナの都市が攻撃されました。

このロシアの攻撃は、明らかに国連憲章違反の無法な侵略行為そのものであり、ウクライナ市民に多大な犠牲と被害をもたらしています。しかも、ロシアは核保有大国であり、プーチン大統領はこのことを強調し、威嚇を強めていることは核兵器禁止条約が禁止した核兵器による威嚇を背景にした武力攻撃であり、断じて許されません。ウクライナ南東部のザポロジエ原子力発電所にロシア軍が攻撃をし、火災が発生したことは、万が一原子炉が破壊されれば、福島原発やチェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超える放射能による世界規模の大惨事につながるようになってしまいます。

日本共産党は、ロシアによるウクライナへの侵略攻撃に対して断固抗議するものです。ロシアの侵略を抑えるには、世界の多くの国々と市民社会が「侵略やめよ。国連憲章を守れ」の一点で声を上げ、力を合わせることです。国際世論がロシアの中で広がっている戦争反対の声とともに、プーチン政権を包囲していくことが重要になっています。

今、ウクライナ侵略という危機に乗じて、憲法9条や国連を無力と言い募る人たちがいます。このような議論は力の論理による力の論理で対抗することにつながります。この論理を否定し、紛争の平和的解決を追求しようというのが国連憲章です。この精神をとことん追求したのが憲法9条です。憲法9条には、二度と侵略国家にならないという決意と、戦争を放棄することで世界平和の先駆けになるという二重の決意が込められています。今日の世界にあって、憲法9条は無効どころか、その生命力を生かすことこそが大事になってきているということを訴えて、一般質問に入ります。

大綱3点について質問します。

初めに、学校給食についての有機農産物の利用について伺います。

千葉県いすみ市の学校給食が全国で評判を呼んでいます。市内全校の学校給食に全量有機米の使用を2017年から始めました。全量を実現できたのは、全国でいすみ市が初めてです。全国からの共感の声が広がり、講演の依頼、視察の申込みや問合せが寄せられています。

この中で多くの方が残留農薬への不安を抱えていることが分かりました。有機米取決めのきっかけは太田市長の「いすみ市をコウノトリの住める地域にしたい」という一言から始まったものです。このコウノトリ構想は、環境に負荷をかけない農業が大前提で、無農薬、無化学肥料の稲作の取り組みはその具体化で、そのモデルは兵庫県豊岡市に先例がありました。

こうして、2012年に有機農業を推進する自然と共生する里づくり協議会が結成され、ある集落営農組織が農薬使用を50%以下という県の認証制度を受け、減農薬に活路を見いだそうとしたときに、有機無農薬の米づくりに手を挙げて始まりました。有機農業は、単に高く売るためだけではなく、何よりも食べる人たちの健康に貢献すること。だとすれば、自分たちが作った米は、子供たちの健康を最優先して、学校給食に使ってほしいとの思いに太田市長はオーケーを出しスタートしました。

しかし、初年度は草刈りに追われて大失敗。そこで市は、翌年度から3か年のモデル事業を実施し、農家に減収補填予算をつけて、民間の稲作研究所の方を講師に迎え、地域の環境に合った技術の研修と実践に踏み切ります。そして、その年には雑草を抑えることに成功し、今ではニンジンなど8品目が給食に取り入れられるようになりました。全量有機米の使用になってからの学校の主食の残量が20%から1桁に減少し、有機米給食が気に入り、移住してくる人もいます。当町でも、学校給食に有機米の使用、そのための対策を立てることを求めるものですが、どのように考えるのかお答えください。

次に、米のネオニコチノイド系農薬の危険性と検査について質問をします。

ネオニコチノイド系農薬は、日本はもちろん、世界中で広く使用されている殺虫剤です。農業だけでなく、家庭用としても広く普及していますが、近年生態系影響が指定され、EU諸国では使用禁止が進められています。また、最近では、胎児の発達や行動への影響を指摘する論文が報告されるなど、新しい話題も増えている農薬です。

この農薬は、1990年に登録された浸透性・移行性の薬剤で、作物の中に行き渡る性質から、低濃度でも残留し、有効性が高く、散布回数を減らせる夢の農薬としてデビューし、広範な作物に適用されています。ところが蜜蜂がいなくなる、蜂群崩壊症候群やワカサギやウナギの餌となる生き物の減少、そのほか人の発達障害との関連も疑われるなど、環境負荷、毒性の両面で登録当時には分かっていなかったことが指摘され始めています。

一般社団法人農民連食品分析センターが昨年秋に精米のネオニコ農薬の検査を行っています。板橋区の量販店から16商品を購入し検査を行った結果は、5つの商品で0.037ppmから0.003ppmが検出され、低レベルの検出が3商品という結果にはなりました。玄米の基準を参考にすれば十分薄い数値ではありますが、無毒性の量で哺乳類の異常行動に関する報告も上がっており、無毒性の100倍なら安全という前提は成り立たない可能性もあります。

2015年のOECD加盟国の中で、農地単位面積当たりの農薬使用量が極めて高いのが日本です。2012年から2013年の国内3歳児223名の尿中に有機リン系、ピレスロイド系が100%、ネオニコチノイド系が79.8%検出され、2019年の論文では、日本人の子供48人の尿からネオニコが100%、2021年の最新版の論文では1,000人のおむつの尿から高い割合でネオニコが検出され、日本の子供はこれらの農薬に暴露されているということになります。

そして、発達障害や切れやすい、引き籠もるなどの脳の働きに障害のある子供が年々増えてきていることは、遺伝要因だけでは説明がつかない。環境要因が大きく関わっている可能性があるのではないのでしょうか。安全・安心な食材利用のため検査は必要と思います。どのように考えるのかをお答えください。

次に、町内産小麦の学校給食への利用について質問します。

小麦は、もともと乾燥地帯の作物ですが、品種改良が進み、高温多湿の日本でも育てやすい小麦が開発されています。北海道から九州まで、パンやラーメンなどおいしく作れる小麦が収穫できるようになりましたが、小麦の自給率は12から13%とされています。

私たち日本人は昔から小麦をいろいろな料理に食しています。小麦は米に次ぐ主食で、いろいろな郷土料理として私たちの食生活を支えてきました。地産地消の意識の高まりから、国産小麦を学校給食のパンに導入する動きも増えています。これまでの国産小麦は、その性

質からうどんやお菓子などに利用されてきましたが、近年は、パンや中華麺に適した新しい品種の開発が進み、米の生産調整による転作などで収穫量も安定してきたことから、原料として扱えるようになっていきます。

国産小麦を台座にした事業実践が全国で取り組まれています。北海道江別市上江別小学校では小麦追跡学習を通して地産地消を学び、栃木県栃木市立三鴨小学校の地元で収穫された小麦を煮込みうどんで食料生産と私たちの暮らしで食材に興味を持ってもらう。鹿児島県さつま町立佐志小学校では、郷土の食材でオリジナルの小麦粉料理を考えるなど、北海道から九州まで地元産の小麦は学校給食で利用されています。

現在の学校給食で使用されている食パンの多くが輸入小麦の利用です。アメリカ、カナダなどから輸入された小麦から製造されたパンから除草剤成分であるグリホサートが検出されています。しかし、国産小麦を使用して製造されたパンや米粉のパンからは検出されません。安全な食材の提供は子供の健康を守り、食育の深い学びにもつながるものではないでしょうか。町内産小麦を学校給食への利用は、町農業の発展と町のアピールにつながるものと考えます。学校給食への利用についての考えをお聞きます。

大綱 2 点、コロナウイルス感染症対策について。

初めに、放課後児童クラブ指導員のコロナウイルス検査について質問します。

2 月 15 日、全国知事会は全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言を政府に提起しています。全般的対応方針の明確化、ワクチンの 3 回目接種問題、PCR 検査の無料化、検査試薬、検査キットの供給態勢の確保、事業復活支援金、生活福祉資金の特例貸付けなど、支援の充実を図ることを求めています。

病床利用率が高止まりの中、3 回目のワクチン接種を急ぐ必要性和検査体制の充実が求められています。新たな町内感染者が連日のように発表されていますが、町内児童クラブは、日曜日や祝日を除き運営されています。オミクロン株の強い感染力によって、小学校も休校や学級閉鎖などの対応が必要な状況となっています。

このような状況下、児童の感染拡大を抑えるためにも、指導員の検査体制の充実が必要です。必要なときに必要な PCR 検査は、児童クラブ指導員は必要ではないでしょうか。現在、どのような検査をしていて、感染拡大、感染防止に努めているのか。検査の充実を図るのかを伺います。

次に、介護施設で働く介護職員や介護支援員、いわゆるヘルパーさんなどのコロナウイルス検査について質問します。

介護施設内での感染対策と施設勤務職員の感染対策にはPCR検査の充実が必要で、県からの指導の下、検査や対策をきちんと取って働いていると思います。しかし、介護にはいろいろな形の介護支援とサービスがあり、在宅介護支援員が高齢者に感染させないためにも必要な検査の徹底が求められます。

在宅支援員のPCR検査はどのようなになっているのか。必要なときに必要な検査が受けられているのか。検査の充実が求められます。検査体制と状況についてお答えください。

最後に、ジェンダー問題、同性カップルのパートナー証明について質問をします。

自治体が同性カップルを認証するパートナーシップ制度が広がっています。4月導入予定を含めると、制度のある自治体に住む人は総人口の5割を超えることが赤旗新聞の調査で分かりました。全国の実態状況を調べている同性パートナーシップ・ネットによると、3月1日時点で実施済みは155自治体、全人口の45.2%です。4月からの実施予定は、秋田県、福岡県、静岡市など31の自治体で新たに710万人、5.5%を占めることになります。東京もこの秋から実施予定となっています。

内閣府男女共同参画局は、パートナーシップ制度については、局内に担当する部署はないということですが、法務省民事局参事室官は、自治体数を逐一把握する情報収集の体制はないが、同性婚との関わりで注目をしているとコメントしています。

同性間の結婚を認めない現行制度の違憲性が問われた訴訟で、昨年3月17日、札幌地裁は憲法に違反すると判断しました。パートナーシップ制度は法律上の効果はありませんが、自治体のパートナーシップ制度の広がりを重視して違憲判決を出しています。戸籍上同性であることを理由に入籍できない2人がパートナーであることを宣誓する。町は、その思いを受け止め、パートナーシップであることを認証する。その制度をつくるべきです。

この制度に法的な拘束力があるのではないけれども、多様な性的指向・性自認に対する理解が進み、結婚と同等のサービスが受けられるようになるのではないのでしょうか。

条例制定された自治体では、住民の意識変化が生まれていると言われています。性同一障害に関わる問題、性的指向に関わる問題などの人権問題と捉え、差別解消につながるものと考えます。同性カップルのパートナー証明書の発行についての答弁を求め、壇上からの質問といたします。

〔6 番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、教育関係についての学校給食についてにお答えいたします。

学校給食に使用する食材の購入に当たっては、過去の納入実績、例えば食材の品質、納入時における温度や衛生的な管理、納入の確実性により業者を選定し、価格については見積りを徴し契約をしております。短期で変動のある食材は、半月や一月の短期で契約しております。

野菜等その他の食材については、町内の生産者と直接契約を優先的にを行い、さらに町内産、県内産を使用するよう努めており、納入業者には納入食材の産地を明示していただくのと併せ、町内産、近隣市町村や県内産のものをできるだけ選定していただけるようご協力をお願いしているところであります。

有機農産物の利用についてですが、給食の献立は3、4か月前に作成し、使用する食材を決め、業者を決定した上で発注しています。見積りを依頼する際に有機農産物に限定をしてしまうと、現状では購入価格が上がることや、必要なときに必要な数量が確保できない可能性があり、安心して安全な学校給食の継続的な提供が困難となるおそれがあることから、現状では有機農産物の利用は難しいものと考えております。

次に、米のネオニコチノイド系農薬の危険性と検査についてですが、食品衛生法第13条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準において定められている食品中の農薬の残留基準では、食品の摂取に伴う農薬の1日摂取量及び急性参照用量を超えないよう設定されており、学校給食の食材として購入している町内産コシヒカリ一等米についても、この基準に基づいて一般に流通しているものを購入していることから、安全に問題はなく、特別な検査は現時点では不要であるものとして認識しております。

次に、町内産小麦の利用についてですが、当町では、揚げ物を提供する際の小麦粉、またパンや麺類については、学校給食食材の納品実績のある業者から安心して安全なものを購入し提供しています。

町内産小麦については、流通形態や供給体制など総合的に考慮した場合、現状では町内産小麦を学校給食食材として使用することは難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き安心して安全な給食の継続的な提供に努めてまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 山崎義貞議員の大綱２点目、コロナウイルス感染症対策についての放課後児童クラブ指導員のコロナウイルス検査についてのご質問にお答えします。

現在、町では５つの児童クラブを運営しており、新型コロナウイルス感染症への感染対策につきましては、令和３年９月２９日付け厚生労働省から発出されました、「保育所、放課後児童クラブ等における感染対策の徹底について（周知）」に基づいて、感染対策を徹底して運営を行っているところでございます。

放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症検査については、昨年８月に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、医療機関や高齢者施設等において、早期に陽性者を発見することにより感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットが配布されており、保育所等を介した感染が継続している状況を踏まえて、配布対象が放課後児童クラブを含む保育所等へ追加配布されることとなり、放課後児童クラブ用として千葉県を經由して抗原簡易キットの配布を受けました。

使用方法といたしましては、体調の悪い場合は出勤せず、自宅療養するとともに、必要に応じて医療機関への受診を徹底した上で、出勤後に軽い症状が判明した者などに対し配布された抗原検査キットを使用することとなっております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底に努めながら、保育提供をはじめとする児童福祉サービスの維持に取り組んでまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱２点目、コロナウイルス感染症対策についての介護施設で働く介護ヘルパーのコロナウイルス検査についてお答えいたします。

介護施設で働く介護ヘルパーを含んだ介護サービス従事者につきましては、現在、日本財団PCR検査センターが週１回、無料でPCR検査を実施しています。検査の対象者は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の１都３県における高齢者施設や事業所に勤務する介護サービス従事者としており、施設、事業所単位で申込みを行うことになります。

また、検査の流れとしましては、各地の指定された配送拠点で検査キットを受け取り、各施設、事業所において検体を採取後、キットを受け取った配送拠点に提出し、検体の検査後

2日程度で検査結果の通知が届くようになっています。

当検査につきましては、県から対象施設等へ周知されていますが、町からも町内の対象施設等に対して電子メールや電話で周知を行い、実施を勧めているところであります。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、ジェンダー問題についての同性カップルのパートナー証明書の発行についてお答えいたします。

日本国憲法においては、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定されておりますことから、同性カップルのパートナー証明書は、法的な効力を有するものではございませんが、婚姻に相当する関係として認め、尊重されるものであります。

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現のためには、性の多様性を認め合い、性的少数派への理解を深めることが重要であります。当町におきましても、国、県、他の市町村の動向を注視しながら調査・研究してまいります。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、通告順に再質問させていただきます。

初めに、学校給食における有機農産物の利用についてですが、教育課長からの説明で、よく今の現状分かりますし、今の現状は理解しているつもりです。

ちょっと有機食品ですね、このことについてちょっと話させていただきますが、まず有機農産品、有機食品ということの定義というものが非常に厳しいものがあります。有機食品の検査認証制度については、有機、減農薬等の表示が氾濫し、生産基準が氾濫、混乱したことから、農林水産省が認証制度を創設しています。生産農家や製造業者が登録認証機関に認証の申請をし、書類審査及び実地検査が行われます。圃場、または加工場が有機の生産基準、有機JASを満たしていること、有機JASに則して生産できるような生産管理記録の作成が適切に行うことができることを確認することにより、認証事業者の認証が得られることになります。

登録認証機関からは、有機JASに基づいて生産されていることの確認調査が最低年1回の調査が行われます。そして、認証事業者は、自ら生産した食品を格付けし、有機JASマークを付けて市場に提供することができます、ということになっています。

非常に厳しい有機 J A S 認証ですが、全国的に有機米や有機野菜を学校給食に使う自治体が増えています。その背景には、子供のアレルギーや発達障害、食材の安全性、保護者の経済的困窮など多くの問題が指摘されています。自治体の支援が有機米生産の後押しになる学校給食への利用は、当町の農業活性化にも大きな効果を発揮するものではないでしょうか。

いすみ市のこの取り組み、これに学んで参考にすべきではないでしょうか。町長、このことについてお考え、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いすみ市がそのような先鋭的なことをやっているというのは存じておりませんでしたけれども、当町においても、平成18年から横芝光町の町内米のコシヒカリ、一等米をずっと使っているということに対して、全く安全性に疑問を持ったことというのは、今までございません。

そうした中で、今、有機米ということが非常にクローズアップされているというのも承知している中で、有機米でなければ安全でないというようなこともなかなかちょっと言いづらい部分もありますし、今現在使っている、この横芝光町で生産されているお米が、じゃ安全ではないのかという話にもなりかねない部分もありますので。

今後、この流れがどういうふうになっているか部分も含めて、精神的にそれを進めていくという状況にはなかなか難しいのかなという思いはありますが、今、この中でお答えている、教育課長が答弁しているとおり、今それをすぐ変えようというのは難しいものがある。しかしながら、今後世の中の、それこそ移り変わりの中で、それがスタンダードになるということも考えられるのかなとも思っていますし、そうした部分も含めて、今後その流れをいろいろと見定めながら進めていくというのが、という答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町長おっしゃっているように、横芝光の学校給食は町内産一等米を使用しているということになっています。非常に、だからそれでも安全ではないのかということではないんですね。これに関しては、食べて、そういうネオニコ系、有機米でなければ安全ではないのかというようなことを言っているわけではないんですが、いすみ市の担当課が報告した、短く要約してありますので、ちょっと聞いてもらいたいただいけれども。

昨年6月27日、日本有機農業学会が公開シンポジウムを開きました。千葉県いすみ市農政班主査の鮫田さんが報告されています。その主な報告内容ですが、私もさっき言いました

が、主な報告内容は、「有機農業者ゼロから始まり、民間稲作研究所や自然農法国際研究センターなどの力を借りて、学校給食を通じた有機米の産地づくりの経緯や、自治体有機農産物を給食に使用することで地産地消を勧め、食育の振興や食の安全を考えるきっかけになり、その結果、残食の減少、市の認知度の向上、農産物のブランド化、農業所得の向上、新規就農希望者の増加などにつながっている」ということで、詳しい報告をしています。

やっぱり町農業の発展に非常に参考になる事例だと思いますので、ぜひ研究してもらいたい。それで、今年度から、みどりの食料システム戦略推進総合対策が来年度から本格的に始まります。有機農業の推進の予算も計上されています。調査検討してもらいたいと思いますが。産業課長、すみません答弁をお願いします。

○議長（川島 仁君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） みどりの食料システム戦略の関係ですが、私どものほうにも情報的なものは入っておりますので、再度それを勉強しながら、今後のために調査研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ぜひ国の補助ありますので、研究して、町農業発展のために利用していただければというふうに思います。

次に、ネオニコ系農薬の問題の再質問です。

先ほども米の問題言いました。市販の農薬からネオニコ系の農薬が検出された問題。これは、健康に影響を及ぼす数値ではないんです。でも検出されたこと、そのことが問題であって、この農薬の毒性と危険性について詳しく知る必要があると思います。

初めに、農薬、農薬と言いますが、農薬は薬ではなく、何らかの生物を殺す毒物であるということです。そしてこの農薬、ネオニコ系の農薬ですが、非常に残留性が高く、農業、それから林業、建築業、園芸用品、ペット用品、一般家庭でも広く利用されている殺虫剤であること。このネオニコ農薬は、近年日本での使用量が増加していること。人体に取り込まれると発達障害を起こすことが分かってきたことです。国際的な規制強化に反して、日本はネオニコの規制緩和に動いているということです。

子供の脳の発達に大きなダメージを与える、影響を及ぼすことの明らかなネオニコ系農薬について、この毒性、この農薬について町長は簡単で構いません。ちょっとどのように考えるかお聞きします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この農薬についての知識を持っておりませんでした。

今回の一般質問で初めて知ったわけでありますけれども、今議員おっしゃられた中で、残留農薬濃度の問題で、ここまでは要するに農林水産省も認めているというところの中ですれば、どこをもって、どの部分をもってこれが駄目なのか、いいのかという部分については、非常に、私、まずこの部分においては、そういう知識も持っておりませんし、その辺のところについては、何ともお答えしかねるというところをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） なかなかこういうことというのは、知識として持つというのがないと思います。まず知っていただきたいというふうに思います。

簡単に言いますと、ネオニコの使用は国に対しての規制強化を求めることがまず第一だと思いますが、子供の健康を守るために農薬の危険性の問題、それが学校給食の食材の安全性の担保のためにも費用はかかるとは思います。ぜひ食材の抜き打ちというか、検査をやってもらって、どのような残留濃度があるのかというのもぜひやってもらって、一つの問題提起といいますか、改善の方向として、共通認識として持っていただければというふうに思いますので、ぜひ町長もこのところを。課長どのようにちょっと。簡単でもいいですが。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 残留農薬の検査等になるかと思いますが、現在は日本の基準以下であれば一般的に流通をしているということですので、基準以下ということですので、全く全てがゼロというものではないというふうには認識しておりますので、現在のところは流通しているものについては安心・安全であるという下で購入し、使用しているということになろうかと思います。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうなんですよ。国の基準で定められているので、その基準内であれば安全だというふうに思うのは、ほとんどそういうふうに思っているし、基準内であれば、それは市場に出回っています。

だから、これは食材として使うのには仕方ない、食べることにしましては仕方ないことだと思います。でも、先ほども言いましたように、EUとの基準から比べたら、日本の基準はその10倍くらい甘い。要するに、日本が1ppmだったらEUでは0.1ppmというような

形の、それくらいの基準になっています。というようなことがありますので、ぜひそのところは検討していただきたいというふうに思います。

次に、町内産小麦の使用について質問します。

滋賀県内の学校給食で提供されているパンの原料が、来年度から全量県産、滋賀県産の小麦ということになります。県内全市町村の公立の小中学校、特別支援学校。ですから、県産小麦の100%でいくのが大変なことだと思います。この背景には、一番は輸入小麦からグリホサートが検出されたという新聞記事からという、そこからがスタートです。滋賀県は学校給食会がパンを使っているので小麦の確保も大変だったとは思いますが、保護者や子供たちの願いを県を動かしたというふうに思います。

小麦の町内産の使用については、製麺加工場や製パン製造所などの問題はあるかと思いますが、食の安全を考えたときに、子供たちに地元の小麦を使用することは、食育の観点からも、地域振興からもすばらしい取り組みになると思います。

小麦の生産をしている集落営農も当町では多くあります。ちょっと集落営農数と面積はどれくらいになるのでしょうか、担当課長。

○議長（川島 仁君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 町内において把握できる麦の作付状況ですが、4 営農組織で実施しております。作付面積は約85.4ヘクタールありますが、そのうち小麦として作付している面積は83.8ヘクタールになります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6 番（山崎義貞君） 83.8ヘクタールということで、ブロックローテーションでやるので毎年同じ数字ではないと思いますが、ぜひこれだけの小麦生産されているということなので、どのようなことができるのかというのを検討していってもらいたい。ちょっとブロックローテーションのことで言えば、大豆も生産されていますので、町内産大豆を使った学校給食の食材の使用というのも、ぜひこのところもすぐできるかどうかというのは別にして、何ができるのかというのを検討してもらいたい。

これは教育課だけではなくて、予算もつきますので、担当、産業課、それから町長の決断というのが大いに必要かなと思います。その辺のところは、町長どのように考えますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今現在、町内の小中学校の給食のパンですとか麺類については、地元でつくっていない状況があります。ということは、ある程度のエリアでつくっているのかなというふうにちょっと臆測ではっきりしたことは分からないのですが、そういう状況の中で町内産の小麦を使ってする麺類だとか、パンに使えるかどうかというのは非常にいろいろとハードルも高いし、いろいろなことを考えていかなければならないとは思いますが、あとはどういう、パンに適した小麦だとか、ちょっとよく分かりませんが、そういう部分もあるかと思うんですね。

だから、そうした部分も含めて、今後、できるものがあって、それが費用対効果に沿うものがあれば、それはそれで研究していく価値はあるものではないのかなというふうに認識をしています。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私、檀上からも質問しましたが、米の有機米のこともそうだし、この小麦のこともそうですが、すぐできることではないですよ。取り決めることでは。認証をもらわなくてはしょうがない。そういう高いハードルもあるし、生産者が確保できるかという問題もあります。

小麦の問題もそうです。この町に合った小麦、それが学校給食のパンに使えるのかどうか。では使うためにはどういうことが必要になるのかという、いろんなことがあると思いますので、そこを研究してほしいと、まずは。というふうに思います。

先ほども言いましたが、いすみ市の太田市長のやれという、この声があれば動かなかったわけで、町長のじゃ研究しろということの声がまず必要だというふうに思いますので、検討していただけるでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今すぐここで即答というわけにはいかない状況だと思いますが、検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、大綱2点目のコロナウイルス感染症対策について伺います。

放課後児童クラブのほうですが、PCRの検査状況について伺いますが、まず最初に、児童クラブでの感染はあったのかどうなのか。指導員の感染があったのかどうなのか、まず伺

います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 指導員の感染状況なのですが、そちらに対しては、ちょっと個人情報のものがありますので、指導員の感染者があったかどうかというのは、ここでお答えはできませんが、光小学校の休校等に伴い児童クラブが休所となったケースはございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。個人情報と言われれば仕方ないので。PCR検査、やはり福祉課での施設で週1回の検査やっているというようなこともあります。これと同じような形で、ぜひ定期的な、指導員に関しては検査を求めるものですが、ちょっと検討していただけますか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） このPCRの検査ということでございますが、檀上でもお答えしましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて、県より抗原検査キットが町にも来ておりますので、その抗原検査キットのほうの有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 抗原検査キットの活用で、週1回とか、そういうふうな形で最低でも週1回の検査やってもらいたいというふうに思います。

次に、介護ヘルパーさんの検査なんですが、ヘルパーさんの検査状況はどのようになっているのでしょうか。介護施設のことは分かりました。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 先ほど檀上でご答弁させていただいた件につきましては、施設の利用者、職員を含めてということで検査を受けております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、週1回の検査やっているということで、認識でよろしいですか。はい、分かりました。

最後に、同性カップルを認証するパートナーシップ制度について伺います。

パートナーシップ条例は、自治体で要綱、それから条例とありますが、日本人の13人に1人、約8%の人がLGBTだと言われています。そういう中で、ぜひパートナーシップ制度の条例を検討してまいりたいと思いますが、住民課窓口でこのことに対しての相談とかというのはあったでしょうか。ちょっとそこのところお願いします。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 住民課窓口での現在までのパートナーシップ制度に関する相談はございませんでした。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 相談がないから、このような人がいないということではありませんので。先ほども言いましたが、約8%の人がLGBTだというふうに言われています。

それでパートナーシップ制度、条例に関して、県内では5つの自治体が取り合っています。これからも、この自治体というのは千葉市が一番早かったんですが、それ以降、どんどん増えてきている。特に昨年あたりから増えてきていますので、多様性というものを知ることとは非常に大事なことなので、教育の中でも取り上げていただければというふうには思います。

そういうことを教育長にお願いして、一般質問を終わります。

○議長（川島 仁君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月11日から3月14日まで、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認め、よって、3月11日から3月14日まで休会と決定しました。

本日の日程はこれをもって終了します。

3月15日は定刻より会議を開きます。

◎ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に反対する共同声明

○議長（川島 仁君）　ここで、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に反対する共同声明を發表します。

共同声明文をお配りします。

〔共同声明文配付〕

○議長（川島 仁君）　町長。

〔町長 佐藤晴彦君、議長 川島 仁君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に反対する共同声明。

平成19年1月に非核平和宣言を行い、日本非核平和宣言自治体協議会に加盟している横芝光町として次の声明を發表する。

ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて容認できるものではない。

また、政府においては、邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と連携しつつ、ロシア軍の即時撤退、ウクライナの平和の実現に向け、全力を挙げていただきたい。

令和4年3月10日。横芝光町町長 佐藤晴彦。

○議長（川島 仁君）　横芝光町議会議長 川島仁。

○町長（佐藤晴彦君）　以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君、議長 川島 仁君降壇〕

◎散会の宣告

○議長（川島 仁君）　本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時21分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

令和４年３月横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第３号）

令和４年３月１５日（火曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 議案第１号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第２号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第３号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第４号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第５号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町企業立地促進基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第６号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 7 議案第７号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 8 議案第８号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第９号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第１０号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第１１号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）

町道路線の変更について

日程第 1 5 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 3 年度横芝光町一般会計補正予算（第 9 号）について

日程第 1 6 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 3 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 7 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 3 年度横芝光町後期高齢者医療特別改正補正予算（第 1 号）について

日程第 1 8 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）

令和 3 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 9 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）

令和 3 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 0 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町一般会計予算について

日程第 2 1 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 2 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 2 3 議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町介護保険特別会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について

日程第26 議案第26号審議（質疑・討論・採決）

令和4年度横芝光町病院事業会計予算について

日程第27 議案第27号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第28 議案第28号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第29 議案第29号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第30 議案第30号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第31 議案第31号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第32 議案第32号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第33 議案第33号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第34 議案第34号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第35 議案第35号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第36 議案第36号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第37 議案第37号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第38 議案第38号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	小 倉 弘 業 君	２番	森 川 貴 恵 君
３番	印 東 彦 治 君	４番	秋 鹿 幹 夫 君
５番	宮 藺 博 香 君	６番	山 崎 義 貞 君
７番	越 川 一 雄 君	８番	庄 内 賢 一 君
９番	鈴 木 和 彦 君	１０番	鈴 木 輝 男 君
１１番	川 島 仁 君	１２番	川 島 富 士 子 君
１３番	鈴 木 克 征 君	１４番	鈴 木 唯 夫 君
１５番	八 角 健 一 君	１６番	川 島 勝 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	川 島 敏 彦 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	椎 名 雄 一 君	環境防災課長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	鈴 木 正 広 君	住 民 課 長	川 嶋 修 君
産 業 課 長	及 川 雅 一 君	都市建設課長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	向 後 和 彦 君	健康こども長	萩 原 浩 己 君
食肉センター長	佐久間 真 一 君	健康こども長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	東 陽 病 院 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	教 育 長	霞 澄 人 君
		社会文化課長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長	渡 邊 奨	書 記	齋 藤 美 紀
-----	-------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第2、議案第2号 横芝光町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第3、議案第3号 横芝光町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第4号 横芝光町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第5、議案第5号 横芝光町企業立地促進基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第6、議案第6号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第7、議案第7号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、黄色い議案関係資料のほうで質問します。

12ページのところですが、対象は、保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護助手ということの中で、フルタイム会計年度任用職員、それとパートタイム会計年度任用職員ということになっています。月額3,000円を加算するということですが、フルタイム会計年度任用職員ですが、各保健師、助産師、看護師、准看護師によって、月額の金額が違うと思いますが、大ざっぱに最低から最高までどれくらいの金額になっているのか。それと、パートタイム会計年度任用職員に関しては、時給どれくらいな計算になっていくのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

山崎議員に申し上げます。今、総務課長、手持ちに資料がないみたいで。すみませんけれども、後で。

○6番（山崎義貞君） 事前に連絡しないで、すみません。

○議長（川島 仁君） いいですか。ありました。総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） 今、会計年度任用職員の金額ということですが、ちょっと手持ちの資料もですね、手持ちに資料がないものですから、後でちょっと報告させていただきます。

失礼しました。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。じゃ、後でも構わないかなと思いますが、フルタイムの会計年度任用職員の人数と、それからパートタイムの会計年度任用職員の人数、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 総務課長。答弁、東陽病院事務長のほうで。

○総務課長（川島敏彦君） ああ、そうですか。

○東陽病院事務長（越川直樹君） それでは、病院看護師の関係でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

先ほどの金額面に関してなんですけれども、今回の処遇改善につきましては、コロナ克服ということで、経済対策に基づいて、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護師等を対象に、賃上げが行われるものでございます。看護師の処遇改善につきましては、本来ですと10月以降からということなんですけれども、このコロナの関係で一定期間を担っている看護師のために、前倒しで2月から行うものでございます。

10月からの引上げについては、年間の3%程度の引上げということなんですけど、前倒しにつきましては1%、約1か月当たり4,000円という引上げになります。今回につきましては、一律、3,000円程度、これ年間に直しますと、期末・勤勉等ありますので4,000円程度の引上げになりますが、今回の対象となる2月から9月分については、一律で引上げを行うということでございます。人数につきましては、フルタイムが72人、パートタイムが5人、77名が対象になります。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） はい、分かりました。

事務長、そうしますと、東陽病院の看護職員の会計年度任用職員が72人、これは全員その

コロナ対応でというようなことで、全てのフルタイム会計年度職員になるのか、そうじゃないことになるのか、そのところはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君） すみません、失礼しました。72名につきましては、正規と会計年度、合わせて77人。そして、すみません、ちょっと会計年度については、人数については20名以下だったと思うんですけれども、詳しい人数につきましては、すみません、後ほど回答させていただきたいと思いますが、全ての会計年度任用職員が対象です。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第8、議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、質問させていただきます。

班長と団員の年額報酬を4,000円増額しましたが、増額した額の根拠というか、そういうものを教えていただければありがたいと思います。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、宮菌議員の質問にお答えいたします。

消防団員の団員報酬でございますけれども、この金額につきましては、近隣市町と均衡を図るため、山武市及び芝山町と同額の2万4,000円としております。また、山武市でございますけれども、令和3年度に報酬の見直しをして引き上げたということで伺っております。班長につきましても、団員階級を上げることによって班長階級が下回るため、これにつきましては同額ということで、4,000円の引き上げを班長階級もさせていただきました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について、本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第9、議案第9号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、質問させていただきます。

今回の条例改正で、ただし書き以降を入れました。ただし、任命権者が特に認めたときには、この限りでないということでありますけれども、具体的にはどのようなことを示しているのか、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 宮菌議員の質問にお答えいたします。

ただし書きを加えたことで、町外に居住し、町外に勤務する者、消防団となれることがで

きます。改正前は、町内に勤務または居住していなければ団員となれないため、より柔軟な体制がとれるように改正するものでございます。

例えばなんですけれども、町内の消防団員で活動していた方が、結婚、家庭、仕事の都合、事情等で、近隣の市町に転居した場合にも、地元の地域を守りたい、活動したいという意思を持っている方が、消防団員になりたいというときには、消防団員となれるよう改正するものでございます。

このほかにもいろいろ理由はあると思いますけれども、そのような形で柔軟に体制がとれるよう改正するものでございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今一つ、具体的なのを聞きました。そのほかにもいろいろあるということでしたけれども、そのほかの要するにそういう事例、私にはあまり浮かんで来なかったわけでありまして。そして、転居等をした場合ということでありましてけれども、それは団員確保のために、そういうようなことをしているということも理解はできるんですけれども、例えば災害が発生した場合、一つの例からいけば火災とか、そういうものが発生した場合に、自分の住んでいるところにもいない、勤務先にもいないということでありまして、まずそういう情報が入らない中で、そういう対応をするのが、まず可能なのかということも、場合によっては考えられます。

ですから、拡大したということであるんですから、何だかんだそういうことを言う必要はないと思いますけれども、ただ、そういうことであるならば、消防団員そういうものを確保するということであるならば、例えば登録されていない消防団OB、そういう人たち、それで、かつ自営業で地元に残っている人、具体的に言えば農家をやっている人だとか、そういう人たちが消防業務に、どうしても町のために対応したいという方、消防団から言われれば協力したいという方もあろうかと思えます。

それであるならば、逆にこういう方法よりも、そういう人たちを各分団部のほうから上げていただいて、そういう人たちにはボランティア保険とか、そういうものに加入をしていただいて、かつ、実際の災害に出たときには謝礼とか、そういうもので対応したほうが、より私は現実性があるんじゃないかと思えますので、この条例改正について否定するわけじゃないんですけれども、実際問題として動きやすくなるのであれば、そういう対応も考えたほうがいいと思いますし、まさにそういうことをすることにより、自主防災組織についても拡大を今後していくことが可能なのかなと思えますので、そういう方法も検討していただければ

ありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 答弁はいいですか。

○5番（宮藺博香君） 特段、求めるものではないんですけれども、そういうところまで、内部で検討していただければありがたいなと。できるのであれば、こういう改正もするのであれば、事前に消防団の幹部会議なんかのほうでも、事前に話をして、消防団等との協議を踏まえた中で対応していくほうがよろしいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 今、宮藺議員からご意見がありましたので、これにつきましては私も、今までちょっと考えていたところもございます。今後ですけれども、消防団と共に、また協議していきたいと思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第10、議案第10号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 議案関係資料の19ページになりますが、ここで基礎課税、それから2割、5割、7割軽減の各世帯の未就学児が対象になるというふうに思いますが、それぞれのこの対象になる未就学児の数というのは、今現在の数は分かりますか。

○議長（川島 仁君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） まず、数でございます。これ2月28日現在の資料でございます。

7割軽減世帯で39人、5割軽減世帯で19人、2割軽減世帯で29人、軽減なし世帯で60人、合計147人が、この未就学児の対象になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 147人、世帯数だとどれくらいになりますか。

○議長（川島 仁君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 大変申し訳ありません。世帯数のほうは、ちょっと今、資料のほうは持ち合わせておりません。人数でということで調べてまいりました。申し訳ありません。後ほどお答えいたします。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第11、議案第11号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） 町営住宅条例の一部を改正する条例については分かりました。そこで、課長、1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、補足説明の中で、近年は居住者のいない空き家となっていた物件ですと。また、耐用年数30年を経過しており、床板が沈む等、躯体部分が老朽化しているためということで説明をいただいたんですけれども、この空き家を担っていた、居住者がいないのは、いつ頃から居住者がいなかったのか、また老朽化ということで、躯体部分が老朽化ということなんですけれども、この程度はどの程度老朽化していたのか、ちょっとその辺、確認させてください。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） それでは、どれくらいの期間、空き家になっていたかということなんですけれども、栗山団地の18号につきましては、平成28年の10月から約5年半、空き家になっておりました。21号につきましては、平成30年9月より3年半、空き家になっておりました。あと傷み具合ということなんですけれども、両方とも床板のほうがぐわぐわしてて不具合があるということと、あと外壁のサイディングのほうが一部変色して、劣化している状況になっております。あと戸袋等が腐って落ちてしまっているというような、そういう状況になっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） そうしますと、平成26年は2戸解体、27年2戸、28年が1戸ということで、今年というか3年度で2戸、こういうふうな解体状況になっているんですけれども、そうしますと29年、30年、元年、2年ということは、この間、解体はされてないわけですね。これ、29、30、元年、2年、4年間ぐらい全然解体はしなかったにもかかわらず、18号は5年、21号は3年ということで、その間、住んでいられなかったわけですね。これ、どうしてこの間に解体をしなかったのか、また残りあるんですけれども、同じような同程度の経過した建物がどのぐらいの戸数あるのか、ちょっと再度お聞きします。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 残してあったというのは、取り壊しする予算の関係もあったのかと思いますけれども、災害等で使う、空いているところを使うような、そういったことも考慮をされておりましたので、今になったということになります。

残りの戸数ですけれども、戸建ての住宅につきましては残り12戸、12棟、残っております。
以上になります。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） 町長、お聞きしますけれども、今説明いただいたんですけれども、通常でいけば、躯体とはですね、建物を支える構造物を言うわけですよね。柱とか、はりとか、土台とか、そういった構造的な部分を躯体というような言い方をすると思うんですね、それが老朽化している。解体しなかった理由は、災害とかまた町営なので、これは一概にすぐ壊せばいいというものじゃないとは思いますが。いろいろな方面から考えて、検討しなければならないと思いますけれども、それにしても今非常に考えられないような事件、事故等がいろいろ発生しているわけで、こういったものをやはり素早く、私が考えるに居住者がいなくて老朽化、躯体が老朽化しているというのは、壁とか外壁、屋根だったら、これは問題ないかと思いますが、躯体がこれだけ老朽化していたら、しっかりとやっぱりこの辺は判断を早くして、解体すべきものは、やっぱりすぐじゃなくても検討を十分した上で、即刻判断をしてやったほうが、もしここで事件、事故がなった場合には、これは私が考えるには、行政の責任も必要じゃないかな、問われるんじゃないかなというふうな考えがありますので、その辺のところのお考えを。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の鈴木克征議員、おっしゃられた部分、重々理解をしました。今後、そうした部分においては、しっかりと対応して、よりスピーディーな対応をしていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第12、議案第12号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 大総保育所を横芝保育所と統合するわけでありますが、4月1日からの入所予定人員を教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 4月1日からの入所予定人員は70名であります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございました。

そうしたら、70名であるのに、現在の定員数120名であります。なぜそれを130名に変更する必要があるのか、その辺について教えていただければありがたいです。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 横芝保育所の定員数を120名から130名に定員増とした理由でございますが、まず大総保育所の閉所に伴いますので、この大総保育所の定員数は60名でありました。それに伴い、横芝保育所の定員数のほうを、こちらのほうを精査したところ、近年は3歳未満児の入所希望が多くなっております。今後においても、この状況は継続すると推測しますので、3歳以上児の定員数を減らして3歳未満児を多くします。これに伴い横芝保育所の全体の定員数としては、120名から130名の変更の積算となりました。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今説明いただきましたけれども、現在70名しかいない、定員数が120名。それで、まず条例改正するのは、私は根本的におかしいと思っています。そして、当時と比べても、今子供、少子化の中で減ってきている。町内には民間保育所もいっぱいある。そういうような中で、私にはなぜこのような改正をしたかというのが、とても理解できませ

るので、その辺を含んでいただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私は、この大総保育所の閉園といいますかね、閉所と、それから横芝保育所の定員、それに伴って変更ということの中で、初めにその大総保育所の閉所に関して、地元住民といいますか、大総保育所を利用していた保護者さんからの意見というのは、どのような意見があったんでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 大総保育所の閉所に伴いまして、保護者からどういう意見が出ていたかということでございますが、こちらにつきましては、保護者からのまず一番多かったのは、現在、大総保育所があるんですが、それがなくなってしまうと、仮に横芝地域の保育所に、横芝保育所になると通園、通学の距離が遠くなることによる心配、また統合された場合にバス通園というのは継続してもらえるかどうか、そういったことの心配の意見が多くありました。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私、この下のその他の参考事項というところで、統廃合に当たり大総保育所を利用する云々というのがありましたものでね、今のような質問をさせていただきました。保護者の心配というのは分かります。それで、その下にパブリックコメントを実施したというふうに書いてあります。このパブリックコメントからの意見というのはあったんでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） パブリックコメントでございますが、制定の概要に書いてありますとおり、12月20日から1月19日までの間に行いまして、パブリックコメントは1件ございました。これにつきましては、内容としては閉所になった後の大総保育所は、どのような形、活用等があるんですかという問いでありました。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。了解しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第13、議案第13号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと確認したいんですが、この前もたしか説明いただいたと思いますが、使用料の件なんです、電気代とかいろいろなことを計算して、この金額になったということですが、これは、例えばこれチームで、それぞれ2チームで使う、3チームで使うというような形になろうかと思いますが、このときにそれぞれのチームからもらうとかというんじゃなくて、全体の中で、町内の利用者、1時間700円、町外が1時間使った場合には1,400円、電光掲示板をですね。そういうような認識でよろしいんですよね。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） はい、そのとおりでございます。2チームで使いましても、金額に変わりはありません。

以上です。

○6番（山崎義貞君） はい、了解しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第14、議案第14号 町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第15、議案第15号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、1点だけ。

補正予算書の29ページ、一番上の黒丸と3つ目の黒丸、子ども医療費助成事業、そして個別予防接種事業、この減額理由を教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは、補正予算書の29ページ、子ども医療費助成事業、この減額理由でございますが、こちらにつきましては実績見込みに基づく減額であります。要因としては、新型コロナウイルス感染症による受診控え、またインフルエンザ等も流行しなかったことによる医療費の減に伴うものと推測しております。

同じく、29ページ、個別予防接種委託料、この減額理由でございますが、こちらにつきましては日本脳炎の予防接種304人に対する見込みであったわけなんです。ワクチン不足のほかなどの理由により、50%減の153人の実績見込みとしました。また、風疹の追加対策抗体検査委託料についても、実績見込みによる減額といたしました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第16、議案第16号 令和3年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、確認も含めてですが、6ページの歳入のところになります。

災害臨時特例補助金49万6,000円ですが、国保の減免分というふうに思いますが、どれくらいの家帯の減免分になっているのか。

それと、9ページの繰出金のところ。一般会計の繰出金765万9,000円。これはどこに繰り出されているのか、何に使われたのかをちょっとお聞きします。

2点、すみません、お願いします。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 山崎議員ご質問の6ページの災害臨時特例補助金は、この新型コロナウイルス感染症対応分の保険税の減免で、6世帯でございます。

あと、9ページの繰出金関係になりますが、こちらは東陽病院への繰出金になりまして、医師確保事業や、緊急患者受入体制支援事業、直営診療施設事業などの繰り出しによるものでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。6世帯ということでしたが、当然、申請者は、全部これ受けられているかとは思いますが、そのところの確認と、それから東陽病院への繰り出しということでした。医師の確保とかということでありましたが、例年、出されているかと思いますが、ここの数字的なことというのは、増えたり減ったりというようなことはあるのか、今年度はどうなのかというのをちょっと聞きたいんですが。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 最初のコロナ関係の申請は、全員分、受け付けております。東陽病院への繰出金ですが、こちらは事業費によって金額が変わってきております。まず患者受入体制支援事業なんです、こちらは事業費の3分の2が繰り出し、直営診療施設整備事業につきましては、3分の1の繰り出しとなっております。また、令和4年度は、東陽病院のほうの事業によって、また繰出金のほうは変わる予定でございます。

以上です。

○6番（山崎義貞君） はい、分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第17、議案第17号 令和3年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第18、議案第18号 令和3年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、このところもちっと減額理由を伺いたいんです。

けれども、10ページ、一番下の黒丸2つ、高齢者配食サービス事業委託料。すみません、黒丸、下から2つ目ですね、成年後見制度利用支援費、これが令和3年度の当初予算から見たら大分減額しているようなんですけれども、減額理由を教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） すみません、高齢者配食、2つの事業ということでよろしいですか。

まず高齢者配食サービス事業の業務委託料でございますが、これにつきましては、当初、107名で見込んでいたものが、実際には76名ということで見込みを立てております。これにつきましては、3年度の当初予算の編成に当たりまして、実際に利用を中断、中止している方もいらっしゃるということでありまして、その分、多く見込んでしまってあったということでございます。

それと成年後見制度利用支援費につきましては、申立て費用を見込んでおりまして、その中で鑑定費用というのが少なく済んだということで、その減額。また、報酬費用扶助費ということで、在宅と施設入所ということがありますが、在宅につきましては1人であったものが0人であったと。また施設入所につきましては、6人であったものが2人ということで、そういった見込み方をしております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 課長、確認なんですけれども、この成年後見制度、これは人によってみんな状況も条件もまちまち違う。だから、こういうふうに変動というか、当初予算と変わっても致し方ないというふうに捉えればいいのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 申立て費用につきましては、その方の状況によって変わってくる部分がございます。また報酬費用扶助につきましては、ご自分の資金、お持ちになっている財産から、その後見人である弁護士さん等へ支払いをします。それでも不足する場合に、町が補填するということになっておりますので、その収入状況によって変わってくるといったところでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第19、議案第19号 令和3年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時57分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（川島 仁君） 先ほどの議案第7号の追加答弁を総務課長にさせます。

総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） それでは、先ほどの議案第7号 山崎義貞議員からのご質問の回答をさせていただきます。

給与の関係がございますので、東陽病院の関係ではございますが、私のほうで回答させていただきます。

まず、会計年度任用職員の給与の関係でございます。保健師、助産師につきましては、月額給与が21万8,100円でございます。上限が23万7,800円でございます。

次に、看護師21万2,600円、上限が23万7,800円。准看護師16万5,300円、上限が20万5,900円。続きまして、看護助手になりますが、13万7,300円、上限が16万4,700円でございます。

それから、会計年度任用職員のフルタイムか、パートタイムかの職員の数でございますが、パートタイムは看護師が3名、准看護師が1名、フルタイムにつきましては看護助手が1名、合計5名という内容でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 次に、議案第10号の追加答弁を税務課長にさせます。

税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 私からは、議案第10号の横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての中で、山崎義貞議員からのご質問にお答え出来なかった、未就学児のいる世帯数につきましてでございます。世帯数につきましては104世帯でございます。

大変申し訳ありませんでした。お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今、総務課長から答弁いただいたんですが、パートタイムのほうの時給といいますか、それはどれくらいになっているかというのが、ちょっと答えられていなかったのです。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） 時給につきましては、月額を割り返した金額になります。それぞれ単価に違いがありますので、この場では控えさせていただきます。

以上でございます。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

○議長（川島 仁君） 議案審議を続けます。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第20、議案第20号 令和4年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうから何点かさせていただきます。

まず、予算書3ページですね。予算額の総額は115億6,300万円で、前年度の当初予算額と比較し、1億3,700万円の減額になっています。そして、新型コロナウイルスに係る当初予算計上額は2億1,334万2,000円で、前年度との比較では1億1,407万3,000円、同額になっています。通常ベースで比較すると、2億5,107万3,000円の減額になると思います。

近年、増額になっている当初予算を抑えられたことに対しては、大いに評価するものであります。しかしながら類似団体等と比較すると、まだまだ予算規模が大きいと思います。また、予算は生き物であります。健全財政を維持させるためにも、今年度予算のように職員の英知を集約した予算編成ができるように頑張りたいと思いますが、町長のお考えをお願いします。

次に、予算書71ページ、社会福祉総務事務費の避難行動要支援者名簿更新関連業務委託料74万1,000円は、名簿システム保守委託料ということですが、どのような保守を行うものなのか、お伺いします。

続きまして、予算書72ページ、次に民生委員児童委員活動事業であります。民生委員及び児童委員の数は、現在この予算で欠員が生じているのかお伺いします。

次に、同じく72ページ、成年後見制度利用支援事業、何名分を計上しているのか、お伺いします。

次に、73ページ、外出支援サービス事業、運転手何名で、実質人数何名分の輸送委託費を計上しているのか、お伺いします。

同じく予算書73ページ、老人福祉施設入所措置事業、何名分を計上したのか、お伺いします。

次に、同じく73ページ、敬老事業5,150名に配布を計上してありますが、何歳以上に何を

配布するのか。また、配布方法についてお伺いします。

次に、74ページ、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業、施設利用助成金272万2,000円計上してありますが、何歳以上に何枚まで助成するのか、お伺いします。

次に、予算書75ページ、家族介護用品支給事業、家族介護用品支給事業委託料は、何を何名分計上しているのか、お伺いします。

次に、予算書76ページ、重度心身障害者（児）医療給付事業、重度心身障害者（児）医療給付費3,922万8,000円は、何名分を計上してあるのか、お伺いします。

次に、予算書78ページ、介護給付・訓練等給付事業、介護給付・訓練給付費3億9,943万2,000円は、何名分を計上してあるのか、お伺いします。

次に、予算書79ページ、障害児通所支援事業、障害児通所給付費6,164万5,000円は、何名分を計上したのか、お伺いします。

次に、予算書80ページ、後期高齢者人間ドック助成事業補助金335万円は、何名分を計上したのか、お伺いします。

次に、予算書88ページ、学童保育事務費、児童クラブ指導及び運転業務委託料4,675万6,000円の内訳をお願いします。例えば、指導員何名、運転手何名のようです。

次に、予算書92ページ、子育て支援事業（創生）、子育て日用品助成金123万6,000円は、どのようなものを何名分計上したのか、お伺いします。

次に、予算書93ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業、消耗品42万1,000円はどのようなものを購入するのか、お伺いします。

次に、予算書95ページ、健康づくり事務費、健康増進計画及び自殺対策計画策定業務委託料678万7,000円は、どのような計画を策定するのか、お伺いします。

次に、予算書99ページ、がん検診事業、がん検診委託料の胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がん、それぞれ何人分を計上したのか、また対象者はどのくらいいるのか、お伺いをします。

次に、予算書99ページ、基本健康診査事業、基本健康診査、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、成人歯科健診委託料、それぞれ何人分を計上しているか、また対象者はどのくらいいるのか、お伺いをいたします。

次に、予算書、146ページ、学区検討事業、3年度から協議がなされていると思いますが、委員26名でどのような協議を行い、いつ頃、結論付けがなされるのか、差し支えない範囲でお答えいただけるのか、お伺いします。

次に、予算書146ページ、英語教育推進事業（創生）であります、手数料187万2,000円は、何人分を計上してあるのか、お伺いします。

同じく予算書146ページ、ＩＣＴ支援員配置事業1,009万8,000円は、何名分の委託料を計上してあるのか、お伺いします。

次に、予算書156ページ、中学校施設維持管理事業、施設改修工事4,953万4,000円は、光中学校陸上トラックの改修ですが、公認の陸上競技場として継続されているのか、またどのくらいの改修をするのか、お伺いします。

次に、予算書160ページ、学習支援事業（創生）、夏季休業中の中学生を対象とした勉強会ですが、できれば冬季休業中も実施する方法を検討していただければと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、予算書162ページ、青少年健全育成事業、青少年相談員と子ども会育成連絡協議会が行っていますが、両団体のすり合わせを行い、青少年健全育成事業を展開していったほうが最少の経費で、より大きな成果が収めることができると思われます。また、委員の確保についても対応できると思われますが、お考えをお伺いします。

次に、予算書162ページ、成人の年齢を引き下げた場合の対応を検討する必要があると思われますが、令和4年度の成人式は、今までどおり行う予算で計上してあるのか、お伺いをいたします。

次に、予算書178ページ、栗山野球場一般管理事業、測量業務委託料541万2,000円は、境界確定等を行う経費なのか、お伺いをします。

次に、予算書183ページ、学校給食事務費については、840万2,000円増額になっていますが、大きく増額になった要因についてお伺いをいたします。

次に、歳入であります、予算書34ページ、雑入の下から3番目、野球場広告掲載料12万円と、4番目のふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ料、100万円についてですが、この野球場は、営利を目的としたプロ野球が、ホームグラウンドとした球場とは異なります。私の考えが古いかもしれませんが、当町からプロ野球で活躍している若者がおり、野球の町としても知られてきました。それであるならば横芝光町は、坂田池公園にすばらしい野球場を持っていると、PRしたほうがよいイメージを発信することができると思われます。これについては、答弁は要らないんですけれども、今一度、行政で検討していただければと思います。そして、それぞれ12万円と100万円、予算計上しておりますが、私は存目計上でもよかったのではないのかなというふうには思っております。

そして、今回これだけ質問させていただきましたが、当初予算、一般会計の当初予算案の概要で示されていますが、細かく示されているものもあれば、そうでないものがあります。全体的なバランスを考慮しながら作成していただければ、質問も減ってくると思うし、もっと内容の充実したものになると思いますので、ご検討をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、私からは、先ほど一番最初にご質問いただいた当初予算の115億6,300万円の件についてでございますけれども、財政力指数は若干下がってしまいましたが、義務的経費については、地方交付税ですとか消費税交付金が増額となった関係で、幾らか改善をしている状況でございます。そういう中で、健全な財政運営というのは、やはり一番着目していかなければならないというのは、宮菌議員が常に言っていることであろうかと考えております。そうした中においても、住民のニーズを的確に捉えることによって、健全財政を維持しながら、これからも進めていきたいというふうに考えておりますが、まだまだ圏央道の開通ですとか、成田空港の容量拡大による空港関連の交付金も、今後もう少し努力をしていきたい、獲得に努力をしていきたい部分もございますので、そういう部分については、この横芝光町が大きな発展を遂げる、ある意味、千載一遇のチャンスじゃないかという捉え方もしているところもございますので、それについてはめり張りのある予算編成をしているというふうに認識しておるところでございますので、今後とも皆様方にはさらなるご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、福祉課に関することをお答えさせていただきます。

まず、71ページからになります。避難行動要支援者名簿更新関連業務委託につきましては、システム保守料といたしまして、住民基本台帳との連携とデータのバックアップ、またハードウェア保守料といたしまして、通常業務での操作説明とシステムの障害が発生したときの対応といったことになります。

続きまして、72ページになります。民生委員及び児童委員の欠員ということですが、現在欠員はございません。

続きまして、成年後見制度利用支援事業につきましては、申立て1人、報酬費用扶助1人を見込んでおります。

続きまして、73ページになります。外出支援サービス事業につきましては、運転手4人、実人数86人を見込んでおります。

続きまして、老人福祉施設入所措置事業につきましては33人分でございます。

続きまして、敬老事業につきましては、75歳以上の方にタオルを職員により配布するということとしております。

続きまして、74ページ、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業の施設利用助成金でありますけれども、65歳以上の方に、一月、1枚として、最大12枚までとしております。

続きまして、75ページの家族介護用品支給事業の家族介護用品支給事業委託料は、紙おむつを実人数として54人分を見込んでおります。

続きまして、76ページ、重度心身障害者（児）医療給付費につきましては、370人分を見込んでおります。

続きまして、78ページ、介護給付・訓練等給付費につきましては、これ月単位でございますが、月335人でございます。

続きまして、79ページ、障害児通所給付費につきましても、これは月単位でございますけれども、月183人を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 住民課関係では、80ページになります。後期高齢者人間ドック助成事業の335万円の補助人数なんですが、こちらは95名分を見込んでおります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは、健康こども課関係でございます。

予算書88ページ、学童保育事務費の委託料、児童クラブ指導及び運転業務委託料でございますが、こちらについては町内五つの児童クラブの支援員31名等、運転業務につきましては、日吉小学校から光小学校区内にありますひかり児童クラブへの送迎による委託料でございます。

92ページ、子育て日用品助成金、これにつきましては乳児、ゼロ歳から1歳を持つ保護者に、子育て用品としての紙おむつ、粉ミルク代等を助成するもので、1,000円券を12枚、予算計上は103名分でございます。

93ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、こちらは新型コロナウイルス感染

防止のために、プラムへの来庁者及び検診、各おのこの検診者用として手指消毒剤や、使い捨ての手袋等の消耗品の購入費用でございます。

95ページ、健康づくり事務費の委託料、健康増進計画及び自殺対策計画業務委託料でございますが、こちらについては町民の健康づくり、全体を通しましての健康増進計画となります。こちらについては、平成30年度から10年間にわたる期間でつくってございますが、これの中間年となるために、町民アンケート等を実施し、また事業計画及び5年後の目標数値の見直しを行うためのものでございます。

99ページ、がん検診事業の検診ごとの内訳でございますが、まず胃がん検診につきましては、対象者40歳以上で、1万6,176人が対象となり、受診者は795名分を計上しました。大腸がんにつきましては、対象、同じく40歳以上ですので1万6,176人、受診者については1,880人の受診者を計上しました。子宮がんにつきましては、対象20歳以上の女性の方ですので1万207人が対象者で、受診者は1,507人を計上しました。乳がんにつきましては、対象30歳以上の女性ですので、9,415人が対象で、受診者は2,255人を計上いたしました。肺がん、喀たん検査でございますが、こちらについては対象者は50歳以上で、2年、受診した方、250名が対象で、受診者については100人で計上をいたしました。前立腺がんですが、こちらについては、対象は50歳以上の男性、6,260人のうち、受診を700人で計上してございます。

99ページ、基本健康診査事業ですが、委託料につきましては住民健診を、ウェブでのインターネット予約サービスの委託料と、電話予約コールセンターの委託料でございます。肝炎ウイルス検診委託料につきましては、こちらについては対象を40歳から5歳刻みで75歳までの方を対象に、予算計上は抗体検査及び抗原検査ともに300人で予算計上をいたしました。骨密度検診委託料でありますが、こちらについては40歳以上、5歳ごとで70歳までの方が対象となり、190名の受診予定で計上しました。成人歯科健診委託料でございますが、こちらについては2日間の予約制で60名を予算計上しました。なお、受診対象の方は、40歳、50歳、60歳、70歳の年齢になった方が対象となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） それでは、予算書146ページになります。学区検討委員会の協議についてでございますが、平成30年度に策定しました小中学校の適正規模・適正配置等基本方針の中で、上堺小学校は横芝小学校の施設整備の状況を考慮し、また日吉小学校と白浜小学校は複式学級が懸念される時期を考慮し、検討することとなっていることから、令和4年

1月24日に第1回の適正配置等検討委員会を開催したところであります。令和4年度中には、検討委員会の答申を出したいというふうに考えております。

次に、146ページ、英語教育推進事業の計上人数ですが、中学生全員の英語検定の検定料となりますが、542名分を計上いたしました。

同じく、146ページ、ICT支援員配置事業の何名分の計上かであります。中学校2校に1名、小学校5校に1名の2名で計上してございますが、新年度予算、ご承認いただければ、詳細な内容について協議を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、156ページ、中学校施設維持管理事業の光中陸上トラックの公認についてでございますが、現在の光中の完成に併せ、平成16年4月から平成21年4月まで、第4種陸上競技場として公認を受けたところでありますが、陸上競技大会の開催計画がなく、公認陸上競技場としての維持管理費が難しいためとのことから、平成21年4月29日に廃止としております。令和4年度の改修につきましては、タータントラックの全面的な改修を予定してございます。

次に、160ページ、学習支援事業の冬季休業中の中学生勉強会についてでございますが、冬季休業は年末年始を含み、期間が短く、講師の配置等からも、冬季休業中の勉強会は難しいものと考えております。

最後に、183ページ、学校給食事務費の前年に比べての増額の理由でございますが、まずは主なものは12節委託料の給食調理業務委託料、これが令和4年度から3年間の新たな契約を結んだことによる増額、こちらが前年度に比べ629万2,000円の増。一番下の18節負担金、補助及び交付金の学校給食費負担金助成金、こちらが令和4年度は、始業式、終業式の日に、給食を提供することとなったことから、給食提供日数の増による増額、これが前年比215万9,000円が、主な増額の要因となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 予算書162ページ、青少年健全育成事業でございますが、青少年相談員と子ども会、両団体、協力し合って実施している事業、現在もでございます。ほかにも一緒にできる事業があると思います。負担軽減ということもございますので、両団体合同の会議などを実施しまして協議をしていきたいと思っております。

また、役員などの確保についてでございますが、青少年相談員は現在40名で、この4月から21期の皆さんにお願いをするわけでございますが、3年後の22期から人数を変更すべく、千葉県などと協議を進めているところでございます。

続きまして、同じく162ページ、成人式の関係でございますが、この4月から成人の年齢が18歳へ引き下げられます。当町におきましては、名称を変更して、今までどおり二十歳で実施することを考えております。

続きまして、178ページ、栗山野球場測量業務委託料でございますが、議員おっしゃいますように境界を確定させるためのものでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、何点か。それでは、健康こども課のほうですけれども、予算書99ページのがん検診事業、それぞれの胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がん、いろいろ聞きました。その結果、対象者よりも受診者数がさらに少ない現状があります。したがって、住民のやっぱり健康管理を考えるのであれば、もっともっと受診者数を上げるように、やっぱりそういう手だてを考えていかなければ、こういう検診をやっても、効果は上がって来ないというふうに思いますので、その辺は専門的な保健師さんとか、そういう者もいて、十分な対応ができると思いますので、やっぱりそういう、せっかくやるものであれば、そういう受診率をすごく上げるようにしていかないと、事業効果がなくなってしまうと思いますので、そういうところは努力をしていただきたい。

それから、99ページ、同じく肝炎ウイルス、骨密度云々については、何人にやると言ったけれども、対象者の数をもらえなかった。受診者の数は、回答をいただきましたけれども、そういう状況でありましたので、できればもう一度お願いしたいと思います。

それから、予算書146ページの学区検討事業については、それぞれの小学校の統合等を踏まえた中で考えており、4年度中に答申がなされるということですので、答申が出されるように、事務局のほうとしても、頑張っていただければありがたいというふうに思っております。

それで、予算書156ページでありますけれども、これは私の勉強不足だったかもしれませんが、やっぱり中学校、これから少子化になりますけれども、子供たちがいろんな面で学業、それから運動できるということであれば、そういう施設の改修等については、やっぱりある程度早め早めというようなことで、対応をしていただければありがたいと思います。

次に、予算書160ページの冬季休業中については、難しいということでありましたので、状況については分かりましたけれども、いずれにしても、これからはやっぱり、日本国とい

うのはやっぱり、これだけの経済大国になったというのは、やっぱり学業をというものが大前提としてありますので、これから子供たち、特に中学生については高校入試等もありますので、やっぱりこれについても単年度云々でできるものでありませんけれども、やっぱりみんなで協力し、子供たちの能力の底上げをする。そうすれば必然的に、ある程度能力等も高まってくるかと思われますので、そういう努力をしていただければ、ありがたいなというふうに考えております。

次に、予算書162ページ、青少年相談員事業と子ども会育成連絡協議会事業については、合同でできるものについては実施をしていくというようなことになっており、また3年後には青少年活動、青少年相談員の定数等についても見直していくということでもありますので、私も先ほど申し上げましたように、やっている事業内容は同じでありますし、これからはそういう役員の確保というのもだんだんに難しくなってくると思われますので、そういうものを踏まえれば、一つにして運営費補助金等の削減も図られるようにしていくのも、一つの方法なのかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、成人式の関係は、名称を変更し、20歳で実施するということですので、それは分かりました。

次に、予算書178ページの栗山野球場一般管理事業の関係なんですが、境界確定を行うということでもあります。最近、いろんな町の公共施設の関係なんですけれども、境界確定されてないもので、今になってから経費をかけて、そういう境界確定をしていくということであるんですけれども、これからの公共施設の維持管理という面からしてみても、これについては財政の管財が対象になるかと思うんですけれども、中心になるかと思うんですけれども、やっぱりきちんとした形で、すぐいろんな形に、用途に対応できるように、やっぱりそういうものについては定期的に、やっぱりしていく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺はよろしく願いをしたいと思います。

あと次に、一番最初なんですか、町長から答弁をいただいたところであります。予算を縮小することは、単年度ではなかなか出来ません。先ほど言いましたように、予算というものは生き物であり、大きな事業をするときには、大きく膨らむこともあるんでしょうけれども、ただ町長にここで答弁いただきたいのは、うちのほうの町につきましては、どのくらいの財政規模なのか、その辺についてお答えいただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 毎年、毎年、予算編成をしていく中で、やはり財政規模っていいですと、やっぱり115億という金額を積み重ねた結果、そうなったわけでございますので、限られた財源の中で、今後ともしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） じゃ、最後であります。

町長は、今、うちのほうの財政規模は115億ということでは言いましたけれども、私はそんなに大きな数字になっていくとは思っておりません。これでは類似団体等と比較しても、かなり莫大なものになっていると思います。その辺につきましては、もう少しよく勉強をしていただきたいなというふうに願います。

そして、先ほど申し上げましたけれども、財政のほうも忙しい中で、かなり大変な作業になったかと思いますが、やっぱり一般会計当初予算案の概要、これで示されておりますけれども、今申し上げましたことは、要するに全体的なバランスがとれてないもので、中には細かく人数まで出ているもの云々、そういうものもありましたけれども、ですから今後そういうようなことで対応していただければ、もっと充実した内容のものになると思いますので、その辺については後で再度検討していただければありがたいなというふうに思います。

3回目に、もう1回、町長に答弁。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌博香議員のおっしゃっていることも、重々認識はしている中において、しっかりと持続可能な予算編成を、今後とも心がけて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時54分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

○議長（川島 仁君） 議案審議を続けます。

健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課です。先ほど宮菌議員のほうからの質問に答弁漏れがありましたので、回答させていただきます。

予算書99ページ、基本健康診査事業ですが、このうち肝炎ウイルス検診委託料、これの対象者でございますが1,535名です。次の骨密度検診委託料、こちらの対象者は1,061名です。次の成人歯科健診委託料、こちらのほうの対象者が1,279名です。また、先ほど宮菌議員からがん検診も含め、受診率が低いのではないかとということですが、この問題については健康こども課も大変危惧しております。毎年、個人宛ての受診案内もしておるわけですが、広報紙への掲載やパンフレットの配布、防災行政無線での周知、いろんな場面を捉えて受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、私、一般会計当初予算（案）の概要のほうで質問させていただきます。前年比での伸び率を中心に、多い少ないというところになろうかと思います。

初めに、概要版32ページの戸籍住民基本台帳事業のところ、マイナンバー制度導入業務委託料のところ、マイナンバーカードの普及率をちょっとお聞きします。

そして、次の1枚めくってもらって、34ページになります。シルバー人材センター活動支援事業で、シルバー人材センター運営費補助金の件なんです、390万円、前年、昨年も390万であったと思います。もちろんゼロなので伸びず、ゼロでそうなんです、以前500万ということの補助だったわけですが、基準で390万に減らされているということだと思いますが、どのようなことで390万、要するに基準、計算の基準ですね、それを1点教えてください。

それと、次のはり・灸・マッサージのところなんです、先ほど宮菌議員からも質問がありましたが、0.1%の減なんです。金額的には少ない、2,000円の減なんです、この2,000円の減の理由をちょっとお聞きしたいと思います。

そして、次のページの35ページ、障害者グループホーム等関連助成事業のところ、障害者グループホーム運営費補助金（16法人分）、次の障害者グループホーム等入居者家賃助成金（32名分）があります。16法人分と32名分、これのちょっと詳しい説明をお願いします。30.2%の伸びなので、ちょっとここのところ詳しくお願いします。

次に、36ページになります。町内児童等医療費等助成事業のところのひとり親家庭等医療費等助成、ここのところの詳しい内容を教えてください。

次に、37ページ、保育委託事業のところになります。保育委託事業のここのところでの3段目になります。保育士等处遇改善臨時特例事業補助金、それと保育士処遇改善事業補助金、これのちょっと詳しい分け方の説明、どのようになっているのかをちょっと教えてください。

そして、次の学童保育事務費、児童クラブ指導及び運転業務委託料の5.7%の増額理由を教えてください。

そして、38ページ、エンゼルヘルパー派遣事業（創生）の減額についてちょっと教えてください。

以上です。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 住民課関係になります。

32ページ、戸籍住民基本台帳事業で、マイナンバーカードの普及率ということでございましたので、発行枚数が7,869人分、カード作成率は34.2%でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、34ページになります。シルバー人材センター活動支援事業の補助金の関係でございますが、これにつきましては、会員数の過去の3か年の平均によります。前々年度から、3か年遡った過去の平均が、150人を超えるか超えないかでランクが変わってきております。このたびは昨年と同じCランクということで、390万円ということになります。

続きまして、同じく34ページのはり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業についてのマイナス2,000円ということではありますが、利用の助成金は変わっておりません。前年度と変わっておりません。印刷製本費が2,000円ほど減額になったと。利用券の印刷製本費が、2,000円ほど減額になったといったところでございます。

それと、35ページのグループホーム等関連助成事業でございます。まず障害者のグループホームにつきましては、令和3年、3月と4月に新たにグループホームが開設しました。そのこのグループホームが開始されたということと、もう1事業所が、この4月に開設予定であるといったことから、利用者の増を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 概要書36ページ、ひとり親家庭等医療費助成ですが、こちらのほうの増額要因でございますが、こちらのほうは千葉県が要綱改正により、償還払い方式から現物給付への変更及び個人負担金の減額を行いました。これに伴い、町のほうも要綱改正を県に合わせて行い、それに伴い助成額といたしましては増額となりました。

次の37ページ、保育委託事業の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますが、こちらにつきましては国からの補助金をいただき、処遇改善分として、町内の私立保育園の保育士等を含め賃上げに伴う処遇改善分の事業の補助金でございます。

その下、保育士処遇改善事業補助金、これは同じく保育士の処遇改善事業ではありますが、千葉県の単独事業分となるものでございます。

その下、学童保育事務費、児童クラブ指導及び運転業務委託料、ここの増額要因でございますが、こちらについても処遇改善分の賃上げに伴う増額となったものであります。

38ページ、エンゼルヘルパー派遣委託料でございますが、内容といたしましては、こちらは町内の妊婦及び1歳未満の赤ちゃんの保護者で、家事の援助や、買物支援を希望する世帯へヘルパーを派遣するものでございます。こちらについても減額の要因といたしましては、実績に基づく減額計上となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。それでは、34ページのシルバー人材センター運営費補助金に関してなんですが、前年度、前々年度、150人を超えたかどうかという話でした。今現在の登録者数と前年度の登録者数、要するに来年度に関して、またこの元に戻るのかどうかというのをちょっと知りたかったもので、人数が分かれば、今年度ですね、今年度と前年度になりますが、そのところを教えてくださいというふうに思います。390万、500万、110万の差が出てくると、大きなシルバー人材の運営が、助かるかと思うので教えてください。

それと、障害者グループホーム運営費補助金の件なんですが、令和3年度、新たなグループホームと、来年度の4月から開設ということで、これはどれくらいの利用を見込んでいるのか、今年度の分に関しては利用者が分かるかなと思うんですが、来年度開設予定のところはどれくらいの利用者を見込んでいるのか、分かっていたらお願いしたいんですが。

それとひとり親家庭の助成ですが、現物給付へ変わったということですが、どれくらいの

世帯数の人、どれくらいの人が、子供が助成を受けているのか。人数をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、その下の保育委託事業のところですが、これ国事業ということで2月から、今年度の2月、そして来年度の9月までの分と、それから10月以降というふうになるかと思いますが、これの町、1,100万8,000円、それと2,592万円というようなことですが、このお金というのは全額国から来るものなのか、県の単独事業なので保育士処遇改善事業は、これは全て県から補助されるというふうに思って、理解していいのかというふうなことをお聞きします。

それと、すみません、先ほど教育問題と、質問、忘れちゃったので、そこのほうでちょっと質問させていただきます。

1点目は、48ページの町民ギャラリー運営費なんですが、14.9%の減額。36万8,000円ですが、これ減額理由というのをちょっと教えてください。

それと、その下の文化会館維持管理事業のところ、日常清掃及び定期清掃業務委託料が66%の減額になっています。これの減額理由になります。

それと、次の49ページにいて、小中学校図書館読書指導員派遣事業ですが、ここのところ、減額のパーセントが0.2で少ないんですが、なぜこの小さい減額理由になっているのか、教えていただければと思います。

そして、その下の図書館カウンター業務委託料、67%の増になっています。この67%増の理由を教えてください。

そして、その下のB & G海洋センター運営事業、マイナス80.2%、カヌー教室開催事業委託料、まあ廃止ということは聞いてはいるんですが、ここのところで廃止は分かりましたが、これの保管なんかはどのようになって今いるのかを、ちょっと教えていただければと思います。

以上、すみません、2回目の質問です。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） まず、シルバー人材センターの会員数でございます。令和2年度末では149人、そして今年の2月末現在では170人を越えたというように伺っております。

それと、グループホームの入居者の人数でありますけれども、令和3年度におきましては4人おりました。4年度以降には、その4人以上を見込んでいるといったところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課です。概要書36ページのひとり親家庭等医療費助成事業、これの対象者ということですが、対象世帯として211世帯で、児童数は333名となりますので、親も含めると544名が対象者となります。

概要書37ページ、保育委託事業の説明の3段目、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、こちらにつきましては、国からの補助金10分の10、国から全て来るものでございます。その下の保育士処遇改善事業補助金、こちらにつきましては千葉県の単独事業となっており、千葉県が2分の1、町が2分の1の事業費となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 初めに、48ページ、町民ギャラリー運営費のマイナスでございますが、こちら今まで年2回図録を発行しておりましたが、4年度に関しましては、1回の発行をさせていただくことによるものでございます。

それから、同じく48ページの文化会館維持管理事業、こちらの清掃業務とかそういうものではなく、3年度、非常電源設置盤工事がございまして、4年度はそれがないもので大きな減となっております。

それから、49ページの図書館事務費でございますが、こちらは派遣事業そのものではなく消耗品などの減でございます。

それから、その下の図書館カウンター業務委託料、こちらの増でございますが、この3月いっぱい、現在の委託が終了になります。それに伴いまして、4月以降の分を契約予定額で予算化したことによるものでございます。

それから、B & G海洋センター運営事業、こちらはカヌー教室そのものではなく、老朽化等により屋根などが著しく傷んでいることに伴いまして、令和4年度に関しましては、プールを開設しないことといたしました。そのことに伴います管理業務委託料などの減でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。再度、もう一度ちょっと確認したいんですが、シルバー人材センターの3年度、3か年での150人ということで、今その149人、170人

を超えていると。そうなってくると、来年度、令和4年度が例えば170人とかというふうになったときには、これ元に戻るということなんですかね。毎年150人を超えなければならないのか、平均して150人を、3か年で平均で超えればいいのかをちょっと確認をします。

それと、障害者グループホームの件で、4名というようなことで今、報告を受けましたが、令和4年4月からの開設予定のところは、まだそのところの予定というのは分からないということで、2施設含めて4名ということなのか、1施設、令和3年度から開設している事業所の利用者が4名なのかというようなことです。

令和4年からの開設事業者は、まだその利用計画というか、それは分からないということですね。すみません。分かりました。

それと最後に、カヌー教室のところでの、今現在カヌーの保管はどこになされているのか、以前、し尿処理センターのところに、たしか町が借りていたような、そこで保管したような記憶があるんですが、ちょっとそのところを確認だけさせてください。

以上で、よろしくお願いします。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） シルバー人材センターの会員数の関係でございます。これは、3年間の平均が150人を上回るかといったところでございます。令和4年度につきましては、その会員数が令和2年度、令和元年度、平成30年度が150人を超えているか、超えていないかということになりますので、超えていないということで310万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） カヌーの保管場所でございますが、クリーンパークのところではございません。現在は元の東陽病院があったところに、そこに保管されているものでございます。

以上です。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、まず概要版から、概要版の38ページ、不妊治療費助成事業、令和3年度は8人分、80万2,000円、令和4年度は100万2,000円ということで、2名分増えているんですけれども、4月から保険適用ということで決まっていると思いますが、

この辺の整合というか、関係というか、また年齢の関係もあると思いますので、分かる範囲でお教えてください。

その2つ下の個別予防接種事業、ロタウイルスが令和3年度から入っておりますけれども、この主な歳出の説明欄は全く、令和3年度、4年度、同じ内容であります。増額要因は何か、お教えてください。

そして、宮菌議員とちょっとかぶるんですけれども、39ページの一番下のがん検診事業、それぞれ委託料が出ておりますけれども、増減の理由を教えてください。

あと予算書へ行きます。予算書25ページ、真ん中、国庫支出金、二ポツ目の個人番号カード交付事務費補助金、さっき山崎議員の普及率の報告がございましたけれども、令和4年度のマイナンバー取得率の目標、国が進めているデジタル社会の構築に、マイナンバーカードの普及拡大は、これはもう待ったなしの大きな課題であると思いますので、町がどのように令和4年度を考えているか、お聞かせください。

次、31ページ、一番下の諸収入の管外保育受託収入、この減額要因を教えてください。

77ページ、先ほどから出ている障害者グループホーム運営費補助金でありますけれども、令和3年度は2事業所、令和4年は1事業所ということで、説明を受けて分かりましたけれども、もしこの令和3年度の2事業所も、ちょっと場所とかが分からなかったもので、令和3年、令和4年、この3か所の3事業所の場所とか、詳細、伺えるのであれば教えてください。

そして、83ページ、黒丸3つ目の支援対象児童等見守り強化事業、これ民間団体等が行う補助金だということでもありますけれども、何団体か教えてください。

次に、87ページ、すみません、これはさっき聞きましたね。すみません、真ん中の管外保育所入所児童委託料、増額理由ということで。

88ページ、児童クラブ、度々出ておりましたけれども、令和4年度は何年生まで入所できるのか、全クラブが何年生までか教えてください。

94ページ、様々、新型コロナウイルスワクチンの予算計上がされておりますけれども、説明のときに個別、集団、5歳から11歳の年齢等伺いましたけれども、令和4年度の見込みとして12歳から17歳の件で、今分かっている情報があれば教えてください。

144、145、すみません、これはどこというわけではないんですけれども、国のほうで、教育関係で、国が進めている小学校5年生から6年生の教科担任制の実施ということで、国は22年度から25年度でのような情報を書籍で見ました。本町の見通し、その4教科ということであります。英語・理科・算数・体育、この本町の見通しがあれば、分かっていたら、どこ

で伺っていいか分からないので、教えていただければというふうに思います。

そして、146ページ、一番下のこれも先ほどから出ておりました I C T 支援員配置事業、これはどんどん積極的にやっていただきたいというふうに思いますけれども、令和4年度の単年度事業なのか、また継続事業になるのか、分かれば。町単独なのか、国・県の補助金、すみません、調べてなくて申し訳ないんですけれども、教えてください。

そして、155ページ、2番目の黒丸の小学校社会科副読本作成事業、社会科副読本作成業務委託料ということで、私たちの横芝光町のつくり直しというふうに伺っておりますけれども、単価が幾らで、冊数、対象学年といたしますか、対象者を分かれば教えてください。

162ページ、下から2つ目の文化振興事業の中の芸術教室負担金49万6,000円でありますけれども、令和3年度の芸術教室委託料40万というのがなくなっているの、これに代わる科目なのかどうか、変更なのかどうか、その辺の整合を教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 障害者グループホームの場所ということでございますが、まず令和3年の4月に開設しました障害者グループホームぼんぼらのこうめホームと言います。これにつきましては、横芝光町の栗山地先になりまして、場所的には特別養護老人ホーム第二松丘園がありますけれども、栗山川を挟みまして、ちょうど反対側の位置にございます。その分譲された住宅地の中にございます。

それと、もう1件は、これは令和3年の3月に開設したグループホームななつばでございます。これもやはり栗山地先になりますけれども、この場所につきましては、地域活動支援センターたんぼぼがあります、その西側になります。それと、この令和4年に開設予定のグループホームぼんぼら・なつめホームと言いますけれども、これは横芝地先になりますけれども、これ元の小高医院さんの跡地を活用されるといったようでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 健康こども課です。概要書の38ページ、不妊治療費助成金、これ10名分でございますが、こちらにつきましては、令和4年、本年の3月までは保険適用ではないということで、令和4年3月まで治療されている方がおります。そういった方が4月以降に、健康こども課のほうに申請された場合の予算計上でございます。

また、4月からは保険適用をされるということでございますが、個人負担金については3割で、それでもまだまだ高額になると予想されますので、こちらについては改めて研究して

まいりたいと考えております。

概要書、同じく38ページ、個別予防接種事業の増額理由でございますが、一番大きな要因は、子宮頸がんワクチンの接種勧奨が4月から始まりますので、こちらの接種委託料が大きな要因となっております。

39ページ、がん検診事業のそれぞれのがん検診の減額の要因でございますが、こちらは胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん検診委託料ともに、受診実績に基づく受診者数の減によるものでございます。

予算書のほうでございますが、予算書、歳入、31ページ、管外保育受託収入、こちらの減額理由でございますが、これについては他市町村から横芝光町の町立保育所の横芝、上堺保育所に入所する児童の受託料としての歳入でございます。こちらについては昨年度、6人から令和4年度については4人と見込みましての減額でございます。

83ページの支援対象児童等見守り強化事業の団体の数でございますが、こちらについては特定非営利活動法人、NPO法人の1団体でございます。

87ページ、管外保育所入所児童委託料の増額理由でございますが、こちらについては令和4年度に町内の児童が横芝光町以外の市町村の保育所に入所する際の委託料で、令和3年度につきましては3名でしたが、令和4年度については本年度の状況により、10名で見込んでおります。

すみません。もう一個、88ページ、89ページの学童クラブの受入れ人数でございますが、町内5クラブの合計で、定員250名に対し、現在受け入れ予定人員は235名です。令和3年度までは4年生までの受入れであったんですが、令和4年度については小学校5年生の受入れを開始しまして、全学童クラブで5年生15名の申込みがあり、全員の入所を決定しております。

94ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の12歳から17歳の見通しはでございますが、この年齢のワクチン接種につきましては、厚生労働省から、令和4年3月11日付で事務連絡があり、令和4年4月以降に、予防接種法に基づく接種として見込まれることから、希望する方への接種を速やか、かつ円滑に行えるよう準備を進めていただきたいとの通知が来ております。これに基づきまして、準備をしております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 予算書25ページの国庫支出金の歳入の個人番号カード交付事務費

関係で、個人番号カードの目標率ということでございますが、令和4年度の国の目標は100%でございます。それに近づくように努力してまいりたいと考えておりますが、住民課としての目標は100%は現実的ではございませんので、それに近づくように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） それでは、教育課関係になります。154ページあたりということで、教科担任制の関係でございますが、当町では現在、理科・算数・体育のほうで実施しております。今後も継続して実施していきたいというふうには考えております。

次に、予算書155ページの2つ目の黒丸、小学校社会科副読本作成事業でございますが、これにつきましては令和10年度までの分ということで、1,500冊を作成する予定となっております。金額で割り返しますと、1冊当たり220数円になろうかと思えます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 予算書162ページ、4つ目の黒丸、文化振興事業の芸術教室負担金でございますが、3年度に関しましては、雑技団を予定しておりましたので、委託料のほうで見えておりましたが、4年度に関しましては千葉県の実業を活用しまして、千葉交響楽団を予定している関係上、負担金となっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よく分かりました。ありがとうございます。

少しだけ再質問させていただきたいというふうに思います。

その前に、福祉課長、1つ漏れてしまいまして、教えてください。予算書の78ページ、真ん中に、基幹相談支援ということで、新規事業で、財政課長から3市3町というご説明があったであろうというふうに思うんですけども、場所とか、3市3町ということは、山武郡内、東金とか、保健所があるところになるのかなって予想したんですけども、3市3町、どこで中心やって、どういう形でやるとか、詳細、分かる範囲で教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、健康こども課長、すみません、12歳から17歳の件、厚労省からまだ通達が来たばかりということでありました。恐らくワクチンの供給というのは、手持ちであるやつでやっ

てくださいということになろうかというふうに思うんですけれども、その辺のワクチンの確保は大丈夫かどうかだけ確認をさせてください。

それと、99ページ、がん検診、基本健診でありますけれども、宮園議員からも出ておりました、この検診率の向上を、いつも申し上げさせていただいていることでありますけれども、ぜひ検診率の向上に結びつくように、さらなるご努力をお願いしたいというふうに思いますけれども、いつもお願いしているコール・リコールの実施に関してどのようにお考えか、お聞かせください。

そして、教育課長から、非常に期待の持てる頼もしい回答をいただきました。理科・算数・体育をやっているということでもありますけれども、この教科担任、受け持ちの先生がやるか、どういう形で、例えば中学校の先生が空き時間に小学校に来てやるとか、そういう学校もあるらしいんですけれども、どういうふうにされているのかなって、ちょっと興味がありましたので、教えていただければというふうに思います。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） それでは、78ページの基幹相談支援事業についてお答えをさせていただきます。設置場所につきましては、住所で申し上げますと、東金市の南上宿、これ41の8となっております。東金駅東口より徒歩15分、1.2キロメートルというところにあります。

それと山武郡市基幹相談支援センターにつきましては、地域の相談支援の拠点として総合的な業務、これは身体障害、知的障害、精神障害及び成年後見制度利用事業、並びに障害を対象とした相談等の業務を総合的に行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的としております。

業務内容といたしましては、総合的な、専門的な相談支援、また地域の相談支援体制強化の取組、地域移行、地域定着の支援、権利擁護支援、またその他といたしまして、山武圏域自立支援協議会の運営、山武圏域障害者差別解消支援地域協議会の運営などを行うこととされております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 94ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の12歳から17歳でのワクチンの確保は大丈夫なのかということでございますが、こちらの12歳から17歳の方についても、こちらについてはファイザー社製のワクチンということに限られており

ますので、こちらの確保のほうに努めてまいりたいと考えております。

99ページのがん検診事業のコール・リコールの取組でございますが、まさしくこれは受診勧奨及び再勧奨の取組ということでございますが、町といたしましては、まず受診勧奨として40歳の該当者へがん検診の案内を送付しております。

次に、41歳・42歳の胃がん検診の申込みのない方に、胃がん検診及びその他のがん検診のご案内を送付しております。なお、集団接種の未受診者に対しても、個別案内を送付しております。このほか受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 教科担任制の件でございますが、当町では現在は学校内での対応ということで実施させていただいております。議員のご意見等、いろいろな方向で検討できればなというふうには考えております。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません。3回目、すみません。ICTの支援員の件は、答弁いただきましたでしょうか。

すみません、それと、それが今年度限りなのか。町単独、町単費なのか、その辺の分かる範囲でちょっと聞きたかったんです。

それと、福祉課長、3市3町の詳細、ありがとうございます。これ本来だったら町単独でできれば、町内の障害者をお持ちのご家庭の方々は、本当に近場で受けられることが一番いいんでしょうけれども、でも新規でこのように設置出来て、進んだということは、非常に心強いことだと思いますので、周知に努めていただきたいというふうに思います。皆さん喜ばれると思いますので、よろしくお願いします。1人も漏れることがないように。

答弁はいいです。

あと健康こども課長、コール・リコール、大変です。職員さん、あらゆるいろんな、今コロナの対応から何から大変ですけども、一つだけ町長にお話ししときたいんですけども、千葉大学の先生が言っていました。初めてお会いしたときに、もう間髪入れず、開口一番に言われたのが、横芝光町は福祉がすごいところで、5歳児健診をいすみ市は、横芝光町を見習って始めましたというふうに言われました。今状況が変わりましたけれども、健診でなく、変わりましたけれども、相談事業になったんです。でも、このように、健康こども課の職員さんが一生懸命取り組んでいるというのを、私も外へ行って目の当たりにして感謝の

思いが膨らんだわけなんです。いろいろあって大変だと思いますけれども、町民の命を守る、健康を守るということで誇りを持って、またさらにこのコール・リコールに進んでいただきたいというふうに、また頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

答弁は結構です。

じゃ、すみません。ＩＣＴだけちょっと分かる範囲で教えてください。

以上です。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 大変申し訳ございませんでした。

146ページ、ＩＣＴ支援員でございますが、こちらについては交付税算入されているということでございます。活用状況に応じて、また効果を検証しまして、来年度以降、採用するかどうかは検討していきたいというふうには考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（川島 仁君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後２時とします。

（午後 １時５１分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時００分）

○議長（川島 仁君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君） では、予算書の概要から、30ページ、２款１項８目、新たな居住者獲得に向けた構想支援業務委託料の詳細をお願いします。

続きまして、予算書概要46ページ、７款４項１目、都市計画策定事業の中の住宅地整備事業可能性調査というもののこの詳細をお伺いします。

これは先に意見だけ申し上げておきますけれども、旧横芝中学校の跡地活用なのかも、同じような調査の中で入っておられるのか、それも併せてお願ひいたします。

続きまして、すみません、ページがちょっと前後しますが、予算書概要26ページの地域振興基金繰入金、消防団員活動服が新基準ということだが、詳細な説明をお願ひいたします。

続きまして、次は予算書30ページ、18款1項1目一般寄附金のふるさと納税クラウドファンディングのご説明いただいたかと思いますが、この中で地域猫対策というような説明でありましたけれども、この詳細な説明をお願いいたします。

度々、前後してすみません。予算書概要の29ページ、2款1項5目ふるさと納税業務委託料ということで記載がありますが、こちらは総務経済常任委員会の議事録を参考にしていると、返礼品代の増ということで、この辺の詳細は承知いたしました。またその先の質問でございすけれども、3、4年前に委託料の増額ということで、委託業者の委託料の増額というお話もありましたが、寄附金額や利用実績などもチェックしていつて、委託業者の再選定なんかもご考慮いただいているのか、その辺の進捗を踏まえて質問いたします。

1回目です。お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、資料1、概要書の30ページの真ん中になると思います。新たな居住者獲得事業の中身についてご説明をいたします。これにつきましては、2月28日、議会議員全員協議会のほうでご報告をさせていただきました、新たな居住者獲得に向けた検討調査業務によるまちづくり構想を着実に実行するために、業務委託を行うものがあります。

具体的に申し上げますと、報告書の中で、概要版の中でも、アクションプランというのがありましたけれども、それを役場組織、横断的に進捗管理を行う必要があるために行うものでありまして、また今年度末には成田空港の空港マスタープランというのでできるようでございますし、また令和4年度の千葉県予算の中では、地域づくりの実施プランのほうの見直しをするということでございますので、その辺の動向を的確に踏まえまして、施策を連携してアクションプランの修正等もしたいと思っております。そういう内容でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 概要書、46ページ、住宅地整備事業可能性調査の詳細についてご説明いたします。今回の調査範囲といたしましては、役場南側エリアのスクールライン沿いにある約16ヘクタールの土地となります。このことから、旧中学校跡地については、本調査の計画には含まれておりません。住宅地整備事業可能性調査業務委託は、成田空港機能強化に伴う新規就労者等呼び込み、当町へ定住者確保のため、役場周辺の居住利便性の高い地域において、住宅整備を行うに当たり、その事業の可能性についての調査を行う事業と

なります。

調査を行う範囲が、現在、1種農地であることから、住宅地整備事業を行う上では、前提条件の整理が必要となります。その現状の把握、周辺施設、排水系統、地形の把握等を行って、計画が可能かどうかを調査するものでございます。

また、この事業については、空港の機能強化に伴い、県へ要望している直結幹線道路計画や、横芝光インター周辺への複合施設開発と併せ、本住宅計画は一对となる事業となっております。

以上になります。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、資料1、概要の26ページ、消防団員活動服が新基準ということだが、詳細はについてお答えいたします。

消防庁が示す消防団員服制基準が平成26年に一部改正され、活動服の機能性及びデザイン性の向上が図られました。具体的には紺色を基調とし、消防の象徴カラーであるオレンジ色を活用する従前のものを踏襲しつつ、夜間活動時の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やしたもので、火災現場での安全性を配慮し、難燃性の生地で作成されているものでございます。

なお、財源といたしましては、町民の連帯の強化及び地域振興を図るために必要であることから、新町建設計画に位置づけられており、地域振興基金繰入金を充当します。

続きまして、予算書の30ページ、ふるさと納税クラウドファンディングにつきましてですが、これにつきましては地域猫活動についてご説明させていただきます。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に関する問題を地域の問題として捉え、地域の理解・協力のもと、餌やりや、ふん尿などを適切に管理し、不妊・去勢手術を施すことによって、現状以上に猫の数を増やさず、一代限りの生を全うさせる活動でございます。

この地域猫活動を行う者に対し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の補助を交付するものでございます。補助金額は1匹、雄で6,000円、雌1万円を上限とするものでございます。財源としましては、県の補助事業を活用するもので、県補助金額は1匹当たり5,000円を上限として、市町村が行う補助額の2分の1以内と、また事業開始にかかる必要経費、猫捕獲器購入や、啓発チラシ、作成などについては10分の10の補助があります。このほか財源として、ふるさと納税クラウドファンディングを活用し、地域猫活動補助事業に充当したいと考

えております。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） それでは、概要の29ページ、2款1項5目の3、ふるさと納税推進事業に関するご質問にお答えさせていただきます。委託料の増額理由につきましては、総務経済常任委員会の会議録をご覧になって、分かれたということですので、もう一点のご質問、委託業者の再選定の検討についてでございますが、ふるさと納税の収入額が増額となるよう、新たなふるさと納税専用サイトの活用を検討しております。現在幾つかの事業者の利用実績や、委託料の金額等について調査・研究をしているところでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

また1番目から、また再質問しますけれども、新たな居住者獲得に向けた構想支援業務委託料ないし住宅地整備事業可能性調査の詳細、この辺ちょっと包括的にもう一度質問いたしますが、これまち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあったかと、今もやられているかと思うんですけれども、その辺との整合性というのは図られているのでしょうか。

例えばですね、私、何度も申し上げますと、旧横芝中学校跡地活用も、住宅ゾーンとか、当初はいろんな計画があったかと思うんです。でも、それが今、少し停滞しているような状況でありますので、何かこの計画というものがたくさん山積してしまっているような一般的な感覚でありまして、やっぱりこう、たくさんのをいろいろ検討していると、それなりに事業経費というのにもかかっていってしまう部分も懸念されますので、その辺を包括的にまとめるような計画はあるのか、それを2回目で質問します。

あと、もう1点ですけれども、この新たな居住者獲得に向けた調査検討業務ですね。以前、この全協でいただいたこの業務の中でも、この場合は西側の14ヘクタールの土地について記載がありますけれども、例えばこれから横芝小学校がまた新築校舎になってまいりますので、そのような状況も踏まえて、また人気といいますか、高まるような可能性も考えられますが、そういった考えも踏まえて計画を立てられているのか、また立てる考えがあるのかをお願いいたします。

消防団員活動服の新基準ということで、平成26年に一部改正されました。基準が改正されましたということなんですが、なぜそれが今になったのか。基準をもっと高めるといのであれば、すぐやるべきだったのではないかという、そのような考えも踏まえまして再質問を

いたします。

クラウドファンディングにつきましては、その地域猫活動、地域猫対策ということで使われるということでありますけれども、まずは一旦、私もクラウドファンディングの一般質問は何度もやらせていただいていますので、その辺、一步前進したというところは評価いたします。ですが、様々それ以外も、事業に対しては提案していますので、まずは一旦、小さな事業であったとしても、やってみてですね、そういうところは非常に評価いたしますけれども、またそれで経験というものが、また積まれますから、またほかのものにも展開していただきたいと、もしそのような考えがあれば答弁のほうをお願いいたします。

ふるさと納税につきましては、あれですね、たくさん今、また調べると、たくさんの業者が新たに参入しているようですので、また検討をずっと続けていって、よりよい業者を選定していただければよろしいかなと思ひまして質問いたしました。これは答弁は結構です。

2回目をお願いします。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、秋鹿議員からお話のありました、都市建設課で持っている可能性調査、あるいは企画空港課での新たな居住者や、関係の構想支援業務委託の関係で、総合戦略との整合性はあるのかということでございますけれども、まず人を呼び込むという点では総合戦略が一番上の計画というか、戦略でして、それに基づいてやっているという面では整合性はあります。ただし、今回の全協でご説明したような調査では、やはりちょっと具体的なものが出てきてまいりまして、それをまた総合戦略までフィードバックするような必要性もあるかと感じていますので、議員がお感じになれるようなことは、もう十分そのとおりかと思ひます。

ちょっとご質問から外れてしまうかもしれませんが、町の上位計画といいますと、総合計画だとか、総合戦略ということになると思ひます。実務を担当して、若干、疑問というか、感じていますが、その計画期間とかが違ったりして、どうしてもこう、動かし方が何か中途半端だなんて感じていますので、そういう点ちょっとお時間いただいて、今後、計画づくりについて、より整合的なものは出来ないのか、ちょっと検討させていただきたいと思ひます。

もう一点、西側の住宅地で考えているところについては、横芝小も新しくなるので、人気が出るのでそういうのも考えたらどうだというお話ですけれども、実は全協でご説明した居住地の調査について、旧横中跡地について、例えば賃貸住宅のようなものが考えられるんじゃないですかという意見もいただきました。というのは、いきなり西側住宅で土地を新規に

来て買ったりするのはハードルが高いので、まず住んでみて、新しくなる横芝小学校の学区なので、そういう段階を踏んで定住してもらうというのもいいんじゃないですかという意見もあったので、秋鹿議員のご意見も踏まえて、今後また検討されることになると思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） クラウドファンディングについて、お答えさせていただきます。

秋鹿議員の考えとほとんど同じですので、先ほどおっしゃられた内容と同じような回答になってしまいますが、まずクラウドファンディングを成功させるには、寄附を募る事業が全国の多くの方の共感が得られ、賛同していただける事業であることが必要であります。また、当町にとってクラウドファンディングは、初めての試みですので、まずは寄附の目標金額が低くて済む事業でスムーズにスタートしたいという思いもございました。

そういうことで、ふさわしい事業を模索しておりましたところ、地域猫活動補助事業は、まさにこれに合致した事業であったことから導入することとしたものです。これを皮切りにしまして経験を積み、さらに拡充していけたらと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは消防団員活動服の新基準ということで、なぜ今なのかということのご質問ですけれども、平成26年に一部改正されて、その後に早めに服も替えられればよかったでしょうけれども、今現在、実際千葉県内で消防団、約半分ぐらいの市町村が、この新基準になりつつあります。当町はちょっと遅かったんですけれども、来年度、消防団の処遇改善ということで考えておりますので、それに併せて今回いい機会ですので、新基準に予算のおもりをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） クラウドファンディングと、消防団員活動服の新基準についてはよく分かりました。総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画のお話でありますけれども、やっぱり一般的に見て一目瞭然というような形が、一番このチェックしている側としても分かりやすい在り方だと思いますので、実行している側としてもK P I の出資表なんかを参考にして、いつも私が耳にたこができるほど申し上げているP D C Aをしっかりと回していただいて、分かりやすいように、全員が同じような形で努められるように進めていっていた

だければと思います。ありがとうございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 予算書146ページ、ICT支援員配置事業のICT支援員配置業務委託料で、今回ICT支援員を配置ということですが、この支援員は町が契約をした委託業者から配置されるということでしょうか。

また、先ほど宮菌議員の質問で、中学校2校に1名、小学校5校に1名の2名ということですが、このICT支援員は、現在、人材不足という問題を抱えていると言われておりますが、各学校の問題にあった支援員の配置には問題ないのでしょうか。

2点目で、予算書155ページと、160ページのGIGAスクール構想環境整備事業のGIGAスクール端末運用支援業務委託料は、どのような支援をしていただくのか、内容を教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） まず、予算書、146ページ、ICT支援員の関係ですけれども、こちらは町と業者との契約、業者から派遣される支援員ということになります。人材不足ということなんですけれども、そちらにつきましては当然今後、具体的にどのような対応になるかというのは、今後、予算ついてからの学校等の調整となりますので、その辺で学校が必要としている人材を確保していただくという契約に、持っていきたいというふうには考えております。

続きまして、155ページ、GIGAスクール構想環境整備事業の端末運用支援業務委託料でございますが、こちらはGIGAスクール構想で整備しました1人1台端末等の主に保守の業務を委託するものでございます。結構、使用していますと不具合等が出てきますので、令和3年度の対応としては校内LANの不具合の改修が9件、端末のエラーが15件、端末の故障の14件等々の改修、修理をしていただいたものであります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 決まっていればいいんですけれども、ちょっとお聞きしますが、この支援員は、教育委員会などに常駐して、学校からの依頼があったときに、各学校に支援に伺うのか。それから、シフトなどを組んでという形での学校を回るのか、そういうのを決まっていれば教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 現在の状況では、中学校で1名ということになります。2週間で1学校に3日程度配置、学校のほうに配置という日数になっています。小学校のほうで1名ということになりますが、平日が5日間、月から金で5日間あります。町内は5つの小学校がございまして、1週間に1日ずつ各校を回れるという状況にございますが、こちらにつきましても、今後の調整でそのようになるかどうかというところは分かりませんが、現在のところはそのような配置ということで検討しております。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 分かりました。支援員の配置には、各自治体がICT支援員に求める業務やスキルを明確にすることが重要とされておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） すみません。予算書の171ページの一番最下段、図書資料購入事業1,621万5,000円。対前年度比、1.7増の26万6,000円の1.7ですか、増ということですが、この26万6,000円、予算書の172ページの映画会上映権利賃借料30万ということで、今年度新規の計上かと思うんですけれども、これをやることによって現状の今の上映回数とか、内容とか変わってくる部分、また実施することによって、人数の増とか、そういった効果、こういうものをどのぐらいを見込んで、このような新規予算、計上したのかちょっと伺います。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 予算書172ページ、一番上の映画会上映権利賃借料でございますが、こちらは今落ち込んでおります、入場者の増を見込んで実施するものでございます。上映権付のDVDなどを購入しておりますが、なかなか新しいもの、人気があるものがございませんで、実際のところなかなか盛況というわけにはいかないものでございます。その中で、これ1本10万円で、3本予定しておりますが、これを1日、午前、午後の2回を上映して来客数を少し増やすということを見込んでいるものでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） 多分、こういう計画されるときに、どのぐらい、あまり高い目標というのは、目標じゃなくて、欲ってよく言われます。目標、努力すればできる目標、数値というのが目標って言われますけれども、そういったものの、何ですか、あれは考えなくて、ただ増員を図ったり、そういったものを、10万円、今説明いただきましたけれども、そうい

ったものを午前、午後で、あとは結果待ちとか、そういう感じなんですかね。やっぱりそこにはちゃんと、これをやることによって、これだけの効果が得られるとか、また町民のあれに親しまれるあれができるとかという、そういった目標、具体的な目標を立てて、このような予算請求というか、あれはしないんですか。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 議員おっしゃられるように、そういったことは非常に大事なことでございます。この映画会につきましては、今現在、上映する会場でありますハイビジョンホールが定員120のところを、今のところ半分の60名に規制をさせていただいておりますので、それがいつ解除できるかにもよってくるんですけれども、今現在では1回60名、2回目も60名で、120名くらい呼びたいという構想でございます。そういった、新しくて人気のあるような映画などを選ぶに当たりまして、内容等を十分吟味して選定していこうとしているものでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 鈴木克征議員。

○13番（鈴木克征君） ぜひ少ない予算で、最大の効果が得られるように、いろいろどんなふうにしたらあれなのか、また知恵を絞っていただいて、有効に使っていただけたらと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、議案第20号 令和4年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

今年度予算は、長い間、横芝駅利用者の要求だった横芝駅バリアフリー化対策、跨線橋エレベーターの完成予定、よこび一号の増車による公共交通の充実、地区集会施設保全事業の地元負担軽減策などの新規継続事業を評価するものです。

一方、新年度案は町民の立場から問題を指摘します。

初めに、国が普及促進を進めているマイナンバーカード、個人カードの問題の指摘です。

政府の2021年度のマイナンバー制度関連経費として、1,000億円以上が費やされ、さらに2022年度のカード普及予算として1,027億円を計上しています。カード保有者に、ポイントを付与するマイナポイントに当てられたりしています。すみません、2020年度予算、2,478億円を含めると、莫大なお金がつぎ込まれています。国がマイナポータルを利用した情報提供を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集約し、マイナンバーカードと結びつけるために、申請促進の宣伝を強化しています。2022年度末までに、全ての国民に、国民への交付率100%を目標とし、健康保険証、運転免許証へのひもづけは、警察権力に全ての個人情報が集められることになってしまいます。

そして、昨年5月、デジタル関連法が成立し、行政機関が特定の目的で集めた個人情報を目的外使用、外部提供し、企業の成長戦略へつなげることができるようにしました。このことは、個人のプライバシーを侵害する恐れがあります。デジタル法は、顔写真入りのマイナンバーカードを預貯金口座とひもづけし、国民の所得、資産、社会保障を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めようとしています。横芝光町のカード普及率は34.2%という状況であり、効率が伸びないのは、個人情報の漏えいや集積、利用拡大への不安が大きいからであり、必要としないマイナンバーカードの推進はやめるべきです。

次に、コロナ禍の町民生活支援で、町の基幹産業である米の生産農家に対する支援です。生産者米価の大暴落に対し、農家の生産意欲を失わせないように、米生産農家に対して多くの自治体で独自の支援策を講じています。営農意欲の維持と離農、耕作放棄地の発生防止を図るために、早急な対策を求めるものです。

3番目に、加齢による難聴は動脈硬化が原因とされ、高齢化すると多くの人が難聴になります。耳の聞こえない50デシベル前後になると、日常生活に支障を来し、補聴器が必要な人が多くなります。難聴になると、外出を控え、人との交流も減り、コミュニケーションの低下が、認知症や鬱病の原因となることが指摘されています。補聴器購入の支援制度をつくり、健康老人を増やすべきです。

4番目に、地球温暖化対策に関する問題で、再生可能エネルギーの普及促進に努めなければなりません。農地に太陽光パネルを設置して取り組むソーラーシェアリングの普及促進、大規模太陽光発電ではなく、地域と共生できる太陽光発電の推進や、蓄電システムの予算の拡充などです。町が再生可能エネルギーに対する独自策にも率先して取り組むべきです。

最後に、成田空港の更なる機能強化策により、発着時間が午後11時55分、カーフェー弾力運用で、零時29分まで認められてしまいました。開港以来、約45年にわたり、飛行直下の住

民は騒音に悩まされています。横芝光町の周辺対策交付金は、約13億円と増額されていますが、騒音直下に苦しむ住民一人一人には、騒音被害に対する補償は行われていません。全国の空港や基地周辺住民が起こした騒音訴訟の判決で、国や空港施設者の責任を認め、住民一人一人に賠償金を払うようにという判決が出されています。これらの住民が住む地域でも、周辺対策交付金や民家防音工事は行われています。騒音発生の責任はN A Aが負うべきであり、被害を受けている住民一人一人に、賠償金を支払う制度を町長は求めるべきです。

以上、5点を指摘し、反対討論とします。

最後に、本年3月をもって退職される皆さん、甚大な台風被害と、コロナ感染防止、災害対策と、解決のために、先頭に立って働いてこられたことに感謝を申し上げ、終わります。

○議長（川島 仁君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第20号の令和4年度横芝光町一般会計予算について賛成する立場から討論いたします。

本予算案は、成田空港の更なる機能強化により、空港周辺対策交付金が一定額見込めるものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により、町税等の大幅な増収が見込めない状況の中、地方創生や住民生活に密着した事業が各分野にわたり計上されており、基本構想に掲げる「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、計画的に事業を行うための予算と評価いたします。

予算案全体を通して見ますと、横芝小学校改築事業や、横芝光消防署改築事業、J R横芝駅にエレベーターを設置する横芝駅バリアフリー施設整備事業など、大型事業に取り組む一方で、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策や地域振興事業をはじめ、道路新設改良事業などの社会インフラ整備や、移住・定住促進のための新たな居住者獲得事業、横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成に向けた基本計画の策定など、横芝光町の将来を見据えた事業が数多く計上されております。

また、児童虐待の防止など、支援を必要とする子供や子育て家庭を見守り・支える取組を強化する支援対象児童等見守り強化事業をはじめとする子育て支援策や、情報通信技術を活用した教育をサポートするI C T支援員の配置など、学校教育の充実のほか、高齢者福祉や健康づくり事業の推進など、住民福祉の向上に資するきめ細やかな予算がバランスよく計上されており、「横芝光の地域力」を最大限に高めながら、地域の活性化を図っていくための予算であると判断いたします。

新型コロナウイルスの第6波の感染拡大が続く中、収束へ向けた鍵となる3回目のワクチン接種が進められておりますが、今後も新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、計上された予算が、効率よく、そして効果的に執行され、行政サービスの向上と横芝光町の発展につながることを期待して、本予算案に賛成いたします。

○議長（川島 仁君） ほかに討論ありますか。

討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第21、議案第21号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、質問いたします。

初めに、現在の国保加入世帯数、それから短期被保険者数、資格証明者数をちょっと教えてください。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 国保の世帯数ですが、全世帯で3,905世帯、人数で6,282人で、短期の保険証の世帯数が146世帯、資格者が63世帯、18歳以下の短期の世帯が25世帯、18歳以下の資格者の世帯数が7世帯でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、資格証明世帯、ここが63、短期が146あるということですね。18歳以上が25、以下が7ということで、いつも大体これくらい、いつもって言ったら失礼になるかもしれないんだけど、これだけの人が、要するに国保税を払い切れない

という状況があります。ここのところは国保税が高いということにきています。高いことによって、払い切れないということが考えられます。

それで、税務課長に伺っちゃってもよろしいんですかね。国保加入の約半数が軽減世帯だと思いますが、軽減を受けている世帯がそれくらいあると思いますが、それで間違いないですかね。

○議長（川島 仁君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） お答えいたします。この資料ちょっと古いんですが、令和2年3月31日現在の資料でございますが、54.2%の方が、この軽減を受けている世帯というふうな資料がございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。そうしますと、54.2%の人が軽減を受けているということであれば、一般の人は40何%という、そんなにならないのかな。というようなことになると思いますし、非常に多くの方が中間低所得というような形になろうかと思います。そんな中で、昨年度、今年度と、国保税を引き上げてはいないので、そこのところというのは一定に、やりくりとしてうまくやってもらっているということは評価できるんですが、やっぱりここのところというのは、この高い保険税を、健康保険税を、やはり国に求めるといのが必要だと思いますが、そのようなことというのはやってきたんでしょうか。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 軽減世帯につきましては、軽減の補助を国からいただいておりますので、そちらのほうで対応させていただいております。

以上です。

○6番（山崎義貞君） もう1回大丈夫。

○議長（川島 仁君） もう1回できますよ。

○6番（山崎義貞君） もう1回できますか。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。町長に伺いたいんですが、この高い国保税、やはりあらゆる知事会、市町村会、県の市町村会とかというものを通じて国に、全国知事会も国からの繰入れを求めているので、そこのところも求めていくといのが必要ではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、住民の負担を軽くするというのは、我々の立場として、それは正しい方向性だとは思いますが。そういう中においても、国の施策で法律のっとなんてやっている国保でございます。確かに制度的にかなり苦しくなっている状況にはございますが、それについては、今後、町としてそれを要求していくかどうかについては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計に対する反対討論を行います。

国保税の加入者は、高過ぎる負担に悲鳴を上げているのが現状で、低所得層での滞納が増えています。高くなっている最大の原因は、1984年の国保法の改悪で、45%だった医療費に対する国庫負担率は30%まで引き下げられています。その結果、1兆円が削減されたと指摘されています。低収入でも高い保険料という構造的な問題の背景に、生活実態を見ない国保税の算定方法があります。所得割、平等割と人数に応じて係る均等割で計算するため、人数が多い世帯で低収入世帯ほど重い負担となっています。

被保険者の負担は、限界となっている国保会計の行き詰まりの解決には、全国知事会が求めている1兆円の公費投入を実現することです。国保税は、子供のいる世帯にとって、とりわけ重い負担となっており、多子世帯ほど滞納が多いという実態からも分かります。国は新年度から、未就学児のみの均等割半額の減額を実施しますが、未就学児だけでは、子供の貧困対策にも、子育て支援にも追いつきません。

今年度の国保税の税率改定は行われていませんが、依然として高い国保税負担の構造は変わっていません。国保加入者の負担軽減には、現行制度の公費投入しか方法はありません。これは町の姿勢が問われます。全国知事会が何度も要望している公費投入を真に実現するために、佐藤町長には、近隣の市町会、千葉県市町会などと力を合わせて、国保会計への国庫

の抜本的な拡充が実現するように、強い行動を起こしていただきたい。そのことを求めて、反対討論とします。

○議長（川島 仁君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

鈴木輝男議員。

○10番（鈴木輝男君） 私は、議案第21号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

令和4年度予算は、執行部からの説明のあったとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,900万円とするもので、前年度当初予算と比較すると9,700万円の減額となっているものであります。

国保会計予算では、財政運営の責任主体である千葉県と連携した予算編成がされており、また、被保険者の健康を守るための保険事業等に係る予算も適切に確保されております。

国民健康保険は、地域の医療保険と被保険者の健康を守る大切な制度であります。今後とも千葉県とともに健全な国保運営を心がけていただき、その使命を十分果たすよう要望し、本予算案に賛成いたします。

○議長（川島 仁君） ほかに討論ありますか。

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第22、議案第22号 令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） いつも後期高齢は住民課の管轄で、住民課長から答弁いただくと

ころでありますけれども、私は今日はあえて、町長からご答弁をいただきたく存じます。長いこと議会のほうから送っていただいて、後期高齢の会議のほうに参加させていただいてまいりました。先月も後期の議会で質問させていただいたわけでありまして、本年から団塊の世代が順次後期高齢者入りし、医療、介護ニーズはますます高まります。そして団塊の世代が、全てが75歳以上になる令和7年度までは、特にいろいろな問題も多くあろうではないかというふうに思います。

職員さんが窓口で一生懸命対応されている姿に、あえて質問させていただいたわけでありまして、国民健康保険から後期高齢に移行する際に、年金天引きが一時的に出来なくなるわけですね。昨年の暮れに私のところにも苦情が寄せられました。町にも多くあるようです。確認をさせていただきました。まして人生の先輩方の傷つく気持ちを考えると、督促状が手元に届いて慌てられるわけです。町に慌てて飛んでいって、お支払いするということになるんだろうと思いますけれども、そういったシステムの改修が出来ないかどうかということで、2回目の質問を広域連合でさせていただいたわけでありまして、最終的に簡単に言えば、マイナンバーカードを、取得率を100%に持ってって、システム改修しない限り、恐らくこの辺のシステムは変わらないであろうというふうに思っております。

そういったわけで、国の100%に向けて、町が100%出来ないという気持ちは非常に痛いほどよく分かるんですけれども、75歳移行時の年金天引きによる町民トラブルに対して、今までに増して窓口の方たちは温かくご対応賜りたいというふうに思いますけれども、そういった職員さんの苦労を町長はご存じだったでしょうか。最大限の激励をしていただきたいというふうに思います。

目標は目標で100%、出来ても出来なくても、高く目標というのは掲げるべきだというふうに私は思いますので、それに向かって努力していくという姿勢がないと、なかなかクリアに向けて加速されないのではないかとこのように思いますが、そここのところのご決意と、町長が町のトップでありますから、ご決意と、今後、職員の皆さんの本当に日頃のご苦勞に、激励をしてさしあげていただきたいと。言うまでもありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、川島富士子議員のほうから、お話いただいたわけでございますけれども、確かにこの保険の複雑さの部分というのは、町で対応していかなければならない大きな仕事のひとつというところの中で、そういったお話をた耳にしております。その辺のところについては、しっかり職員に対しても、そこについては労をねぎらいたいというふうに

考えております。

そして、またカードのこれからの目標につきましても、より一層、高い目標を掲げながら、普及促進に一生懸命努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、今、確認も含めてですが、後期高齢者医療制度は町独自の制度ではなく、千葉県広域連合の制度になっています。基本的には町がどうする、こうするということが出来ない、そういうものであるのかなというふうに思っています。これは国保の千葉県の広域化と同じようになっているというふうに認識はするものですが、今現在、基本的に75歳以上の高齢者の医療制度の窓口負担というのは、この高齢者医療制度が開始されて以来、1割負担が原則になっています。この1割負担を収入に応じて、収入の高い人は、現役世代並みの高い人は2割にしようというような話が政府のほうから昨年に出ていました。これ原則1割負担を貫くということが当然だと思いますが、そのところは町長、どのように考えますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 日本は、今までかつて経験のしたことのない高齢化と人口減少を、今に向かっているわけでありますけれども、そうした中でその財源をどうするかという部分については、国でそれを制度上やっているわけでございますので、それに私どもは、安いにこしたことはないです。それは、先ほども申し上げましたとおり、町民の負担が少なければ少ないにこしたことはないんですが、現実問題、その医療の高度化ですとか、いろいろな部分で、また平均年齢、もう本当にその日本はすばらしい、90歳に向かっているわけでございますので、その辺の部分の負担をどのようにしていくかについては、本当にもう一朝一夕で解決できるものではないというのは重々認識していますし、今後その予算について、どうのこうのという部分につきまして、この現状を見ながら進めていくしかないのかなという思いでいます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 本当に高齢者の医療負担、2倍になったら大変になる。医療控えも起きるということは指摘しなければなりませんし、先ほども一般会計の中でも、消費税の増額分を福祉関係に対して使うというようなことの中にも、やはりそのお金というのは、やっぱ

りこういうところに回していただきたい、国が回していただきたいし、地方の自治体としても、そういうところに回していただきたいというふうには思います。

そして、やっぱり高齢者は1割負担でも、決してこの負担は軽くはないというようなことで、引き上げられたとしたら、その経済的理由で受診をためらう、1割でも受診をためらっているという高齢者が少ない中で、2倍化になれば計り知れないと思いますが、そうなったときの、町のなったときという言い方、ちょっとまずいかどうか分からない、まずいかもしれない、ちょっと分からないですが、高齢者の影響というのは、どのようになるというふうに推測されますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） 1割が2割になるということで、受診控えをする方も増えてくるのかなとは思いますが、当町でも現在、1割の方が2割になるということは、収入がある程度ある方が2割になるということなので、その辺はご理解していただかないとしようがないのかなと思っております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 収入が高い人というのは話が出ましたが、これが収入が高い人だけじゃなくて、低い人にもというようなことにもね、当然なっていくというようなことも考えられます。私はやっぱりこの制度というのは、広域化で町が何も手出し出来ないような、そういう縛りになってしまっちゃっているというところに問題があるのかな。国がもっともっと支援をしていくべき問題だというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時 15 分とします。

(午後 3 時 0 2 分)

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 1 5 分)

◎議案第 23 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第 23、議案第 23 号 令和 4 年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6 番（山崎義貞君） それでは、介護保険特別会計について質問させていただきます。

横芝光町介護保険特別会計、第 8 期のときに介護保険料が上がりました。昨年 8 月に、その住民税非課税世帯の食費、居住費を軽減する補足給付のここでの食費負担の引き上げがされました。それで、特養、それと老人保健施設での介護療養施設に入院している低所得者、年金収入が 10 万円を超える人の負担ですが、月 2 万円から 4 万 2,000 円に引き上げられています。ショートステイの食事、食費の負担が住民税非課税世帯で、1.5 倍から 2 倍の値上げとなっています。非常に問題になっていると思いますが、これは間違いないですよね、福祉課長。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） ただいま議員からのご質問のありました件につきましては、昨年、令和 3 年の 8 月から国の制度で全国一律的に行われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6 番（山崎義貞君） そんな中ですね、資産要件の見直し、そしてそういうことによる預貯金額、それが 1,000 万円以下で、収入区分に応じて 500 万円から 600 万、収入区分の 1,000 万円以下を、500 万円から 650 万円以下に変更しています。補足給付が利用出来なくなると、年金収入

80万円以下の場合で、食費、居住費の負担が月6万6,000円も一気に増えることになりました。

厚労省は、影響を受ける人は少ない。27万人に上ると言っていますが、当町では、この影響を受ける人というのは、どれくらいになるかつかんでいるのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 明確な数字は把握しておりません。ただ実際に、その8月1日の時点で、この改正によりまして却下、対象にならなくなったといった方はおいでになります。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 介護保険は、その改定の度に介護保険料が上がるということになって、年々その改正のたびに上がる保険料ということに苦しめられているわけですね。使えば、使って、また利用料がかかるというような、この制度になっているので、やはりこの国費の抜本的な対策、支援の対策が必要になってきているというのが、今の介護保険制度の問題だということを指摘して質問を終わります。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、本日、再三、同じ項目を伺って大変恐縮ですが、276ページの高齢者配食サービス事業委託料、そしてその下の成年後見制度利用支援費、どちらも前年度よりも減額なんですけれども、この予算に伴う令和4年度の見込み数が分かれば教えてください。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 予算の見込み数でございます。まず高齢者配食サービス事業委託料につきましては93人、それと家族介護用品支給委託料につきましては214人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 課長、すみません、成年後見制度を伺ったつもりでした。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 申し訳ありません。それでは、成年後見制度の見込みでございますけれども、申立ての鑑定費用としては2人、報酬費用扶助費としては5人を見込んでおります。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第24、議案第24号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第25、議案第25号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別

会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第26、議案第26号 令和4年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、質問をさせていただきます。病院事業会計当初予算案の概要より質問いたします。

医業収入では、1日平均患者数を入院で70人、外来で160人、見込んだということですが、決算になると1日の平均患者数はかなり下回る状況にあります。また、昨今のコロナ禍に対し、町立病院としての地域医療の充実と安定に資する予算を編成したということですが、現在の東陽病院は自治体病院としての役目を果たすことなく、停滞の一途をたどっているようではありません。今の考え方では患者数は減っていくだけで、経営状況も悪化することが想定出来ます。

また、医業費用についても、人件費の割合が他の病院と比較して高いように思われます。抜本的に見直していかないと、経営状況はさらに厳しくなってくると思われませんが、管理者

である町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員、ご指摘をいただきました。前々からご意見をいただいているわけですが、正直言って褒められた数字じゃないというのは重々認識をしているところの中で、どのような改革をできるか、今積み重ねているところですが、いましばらくお待ちいただきたいというのと、今後とも大きな流れをつくっていければいいなというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、再度質問させていただきます。

このコロナ禍、すぐに収束するような状況ではないとは思っています。そして、そういう対応についても、東陽病院、全くと言っていいほどやっておりません。やっぱり病院改革というものは、やっぱり住民目線に立って、そういうところから行うべきだと思っていますけれども、できるものからでもすぐに対応する、そういうようなことは対応出来ないのかどうか、お伺いをいたします。

管理者に聞いているんですけども。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） できるものについては、今のやれるように努力しているつもりですが、なかなかそれが結果として見出せないというのが事実でございます。そうした中で今、ただただ手をこまねいているわけではなくて、今協議、検討を進めているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと。

よろしく申し上げます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、取りあえず、他の自治体病院では対応出来ても、東陽病院ではコロナ禍等の関係については、すぐには対応出来ないというような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やれることをしっかりと、やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません。概要版の中で、3ページの中段下に、医師・看護師養成費（奨学金貸付）として、医師は1名増の2名、看護師12名を合わせた14名ということであります。看護師は順次、着任されるんでしょうけれども、医師となると、時間もかかるかというふうに思います。一番の宮菌議員、町長の今答弁を聞いていて、やはり病院経営以前に、信頼のできるいいお医者さん、町民受けのするいいお医者さん、やはりいい治療をしていただけて、いい治療、対応、アドバイス、医師としてのしっかりした見解、これというのは、やはり一人一人、口コミで広がりますので、そういった素晴らしいお医者さんの確保に努力をまたしていただきたいと思います。

本当に医師確保が何よりもの大事な観点ではないかなというふうに思いますけれども、この奨学金2名、1名増えたということでもあります。参考までに、ここまで聞いていいのかどうか分かりませんが、このお二人の方、本町で生まれた方なのか、またよそから転入されてきてご希望された方なのか、どうなのかなというふうに思ったのと、あと医師として着任するのはいつぐらいになるのか、めどが分かれば教えてください。

○議長（川島 仁君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君） それでは、医師確保の奨学金の関係でございますが、令和4年度で医師2名分を計上しております。1名については、昨年、4月から新たに奨学金の貸付けを決定された方で、現在1年生でございます。貸付期間は、令和9年3月末までということで、今、卒業までということになるんですが、卒業後の研修は現在のところ東陽病院に研修システムがありませんので、ほかの病院で研修をしてから、それから着任ということになります。恐らく卒業後、5年ほどかかるかと思いますので、長期の人材育成ということになります。

もう1名につきましては、来年度、新たに募集があった場合のための1名でございまして、現在決定しているものではありません。

以上です。

失礼しました。1名については、町外の方でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長、医師確保について、日頃、私たちが分からないところで、いろんなご努力をされていると思いますけれども、医師確保の見通しというか、ご決意を一言お願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり東陽病院、内科医の医師確保が本当にもう重要な喫緊の課題であります。そうした中で、まだ公では発表出来ない部分もございますけれども、予定としてはないわけではございませんので、その辺の部分も決まり次第、なるべく早い時期に発表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、東陽病院の経営を改善するために、東陽病院が黒字経営に向かっていくためにどうすればいいかということが、非常に大きな問題かなと思います。今、最近ですね、第二松丘園でのコロナ感染が出た。それで東陽病院でも出たというようなことの中で、その患者さんとの東陽病院との関係で、その患者さんが、患者さんの家族が東陽病院に対して非常にもう信頼出来なくなっている。その医師に対して、信頼出来ないというようなことが、相談が寄せられました。どこまでちょっと言えるのかというのは、なかなかここではね、ここで言ってまずかったなということになっても仕方ないんですが、資料とすればちょっと預かってはあるんですが、やはり今、出ているように病院改革のためには、やはり責任者である町長と、それからやはり病院長が、その一つになって、もう何が何でも改善する。地域に信頼された病院にする。地域に信頼される医者にならなきゃならないと思いますが、そのこのところでのやはり大改革が必要になってきている時期だというふうに思いますが、その認識を町長に伺います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 山崎議員、おっしゃったとおりだと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第27、議案第27号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 28 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第28、議案第28号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認め、これより議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 29 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第29、議案第29号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第30号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第30、議案第30号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第31号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第31、議案第31号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 3 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第32、議案第32号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 3 3 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第33、議案第33号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

なお、本案は地方自治法第117条の規定により、私は除斥されます。

議長の職務を副議長 越川一雄議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長自ら退場〕

○副議長（越川一雄君） 議長に代わり、議長の職務を行います。

本案は人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（越川一雄君） ご異議ないものと認め、これより議案第33号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（越川一雄君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

川島 仁議員の入場を許します。

〔川島 仁議員入場・着席〕

○副議長（越川一雄君） これで議長と交代します。

川島仁議長、議長席にお着き願います。

◎議案第34号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第34、議案第34号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第34号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第35号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第35、議案第35号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第35号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第36号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第36、議案第36号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第36号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第37号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第37、議案第37号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第37号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 38 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第38、議案第38号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第38号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年3月横芝光町議会定例会閉会します。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川 島 仁

副議長 越 川 一 雄

議員 鈴 木 克 征

議員 秋 鹿 幹 夫